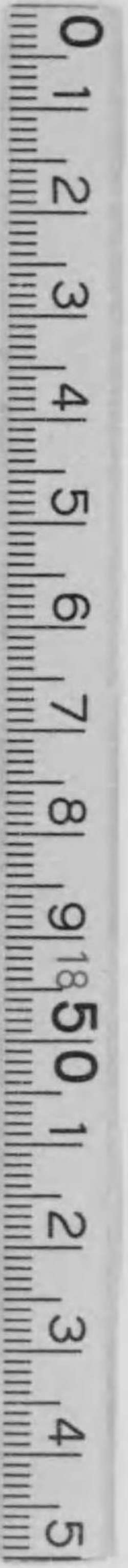


91
147



始



91-147v

法學博士 田尻稻次郎 著

乾



訂正增補 第三十版 財政と金融

大正 8. 3. 19 購示

全部 改版

東京 株式會社 同文館 藏版

東京商工會議所
編輯

自序

財政と金融とは世運の進歩に伴ひ日に親密を加へ兩々相携へて離る可らざるは理の最も見易き所にして又事實の既に證據する所あり彼の公債の募集其種類の選定性質種類の區分利子の支拂元金の償還證書額面の大小等一として其影響を金融市場に及ぼさざるはなく租税の種類性質租率の輕重納期の當否徴收方法の良否等亦大に貨幣市場に關係す而して豫算の編製執行經常費臨時費の區別及其支辨の方法年度の區分金庫の組織等は主として財政の整理に關し延て其影響を貨幣市場に及ぼし決算の順序系統亦大に考究すべきものあり貨幣制度に就ては本位の選定補助貨の制限造幣の注意貨幣の秤量兌換券發行の方法正貨準備の維持増殖等より不換紙幣發行の注意及其弊害等に至るまで論究すべきもの固より少しとせず而して銀行制度に於ては其全體の組織各特別銀行の關係中央銀行の設置資本の多寡利率の高低預金の放下割引貸付に關する注意手形小切手の取扱營業準備の多寡本支店の關係等重要の問題枚舉に遑あらず若し夫れ之が本末

順序を誤り、緩急伸縮其宜きを制する能はざるときは小にしては貨幣市場に影響し、大にしては一國の經濟、財政に波及す豈に夫れ之を忽にするを得んや。今や我邦中興の大勢に乘じ、大に四海に雄飛せんとする時運に際會し、吾人の前途亦樂むべきものあり、然りと雖も國運の進歩は事物の關係を繞密ならしめ、事情の衝突を生じ、其狀恰も亂麻の如く、又磐根錯節の如くなるは勢の免れざる所なり、豫め之に備ふる所あるに非ずんば、或は不測の變あらん。夫れ先憂後樂は聖賢の教ゆる所にして、理世の要訣たり、之を切斷處理するは到底因循姑息の慣習俗論の能くする所に非ず。一定動す可らざる學理の刀斧を措て他に恃むべきものなし、事複雑なるが如しと雖も恰も亂絲を釋くが如く、頭緒先づ尋ね得て之を古今内外の閱歷に鑑み、學理經驗相須ち以て研究せば、即ち庶幾は正鵠を誤らざるべし、抑々真理は修めざれば顯はれず、證せざれば得ることなし、請ふ編を重ね巻を積み、章を逐ひ以て之を陳述せん。

緒言

財政と金融の關係は世運の進歩と共に年々新相を生じ、月に繁多を加へ、正に刻下研究を要すべき一大問題たり。干時神武紀元二千五百六十年、即ち西曆千九百年に當り、將に文明の新紀元に臨まんとし、此の如き明治の聖代に遭遇し、我國文武の機運大に發展し、將來斯道の教育亦之に應ずるの方針を取らざる可らず。是に於て東京高等商業學校夙に時勢に鑑み、大に其學科を擴張し、新に財政金融の一科を加へ、余に囑するに、其講筵を以てす。余欣然之を諾し、聊か考慮する所あり、速記技手を請備し、以て每筵講述する所を筆記せしめ、譯文正に成るを告ぐ。然れども我國言文一ならず、聽聞に便なる所は誦讀に便ならず、一得一失亦已むを得ず。故に今之を通用の文章に改作し、以て印刷に附し

世に公にす、然るに事固より學術に涉り敢て文章の流麗を期するに非ず、唯論理を誤らず、事實を矯めざるを以て目的とす故に、意義廻旋行文流暢なるを得ず、所謂意到り筆隨はざるを恥ず、看官請ふ之を諒せよ

明治三十四年八月

著者誌

第三版緒言

本書第一版は其緒言に於て記載せる如く前學年中の講義筆記を通用の文章に改作せしに過ぎずして専ら學生の便を計り、本學年當初より其教科書に充てんと欲し計表圖解方式等は之を教場の掲示に譲り所謂拙速を貴ひ之を發兌せり、第二版は第一版を隔つる僅かに月餘にして校正増補の暇なく已む事を得ず、全然第一版を襲へり、第三版は第一版を隔つる凡そ三閱月固より未だ十分なりと云ふを得ず、雖も多少校正増補の猶豫を得以て計表圖解方式等を加ふるを得たり而して其間諸學友の注意寄稿を得て第一版の缺を補ひ面目を改めしもの少なからず、就中第二編第一卷決算の章の如きは多年職を帝國會計検査院に奉じ學識經驗兼備の名士文學士中隈敬藏氏の寄稿に係る

ものにして蓋し得難きの好文章なり又信用狀の方式の如きは
東京工業學校教授鈴木純一郎氏の寄贈に係り少しく取捨した
るものなり而して信託會社に關する法制比較研究は第一銀行
の厚意に依り得たるものなり今哉第一版を隔つる僅に三箇月
公務及教授の餘暇を以て訂正増補して第三版を發兌し第二版
の缺漏を補ふを得たるは實に前記學友諸君等の助力に依る而
して其發行印刷に就ては同文館主の勞亦少しとせず記して以
て之を江湖に告ぐ

明治三十四年十二月

著者誌

第十四版緒言

世運の進歩と共に本書掲載の事項年に加はり月に新たなり
明治三十四年第一版を發兌せしより歲月を経る既に少なから
ず其間條項頗る加はり前に精なる者は今や方さに其要を失ひ
昨の粗なる者は正に以て精ならざるを得ず是に於て編纂の順
序亦稍やく亂れんとす夫れ物極まれば必ず變ず變ずれば則ち
通ず今哉我國一大戰役の後を受け諸般の事項大に改まり財政
亦從て嚆昔の觀を留めず將に進んで以て耳目を改め大に劃策
する所なくんば噬臍の悔ある蓋し遠きに非ざるべし依て今回
第十四版の發兌を機會とし改竄増補次を遂ふて規繩を正し以
て閱覽の資に供し併せて索引の便に備へんとす頑石の間固よ
り夜光を得るを期せずと雖も世に寸益あらば幸甚

明治四十年九月

著者誌

六

第二十九版盡く依て多少訂正増補し以て第三十版を發兌す然るに時局の爲め材料整はず且つ諸國の法規大に亂れ尙未だ之を收拾する能はず將に他年を期して大に修正添刪する所あらんとす看官請ふ之を諒せよ

大正七年九月

著者誌

訂正増補 第三十版 財政と金融總目錄

乾(財務及會計)

第一編 財務	一	第二節 總論	一一
第一卷 公債	一	第二節 大藏省證券	一三
第一章 確定公債	一	第一目 大藏省證券の本身	一三
第一節 種類及名稱	一	第二目 直稅國と間稅國とに於ける大藏省證券發行必要の差違	一五
第二節 一時拂公債	二	第三目 大藏省證券發行制限の方法及期限	一七
第三節 有期定期額拂	四	第四目 大藏省證券の利用并に中央銀行との關係	一九
第一目 定期額拂は財政の風伸力を奪ふ	四	第五目 大藏省證券額面に就ての注意	二一
第二目 借換の便を缺く	五	第三節 國庫預金	二二
第四節 有期隨時拂	六	第一目 預金機關及資金放下の區域	二三
第五節 永遠公債	八	第二目 危險の豫防并に利率定め方の注意	二六
第六節 各種の配合	九	第三章 年金	三二
第二章 流動公債	二二	第一節 總論	三三

第二節 終身年金	三三	第五章 募集及發行	六〇
第一目 設定の根據	三三	第一節 總論	六〇
第二目 效用	三五	第二節 平價發行及呼價發行	六一
第三目 組換の必要	三五	第一目 總論	六一
第三節 有期年金	三六	第二目 呼價發行の不利	六三
第一目 效用	三六	第三目 呼價發行の利用	六六
第二目 公債整理の爲にする利用	三八	第四目 結論	六七
第四節 トンチン法	三九	第三節 年金附證書の發行	六七
第一目 方法及組織	三九	第四節 發行價格及無減少免許	六九
第二目 生存者の實例及數字的説明	四〇	第一目 總論	六九
第三目 公債整理の爲に利用するを得	四二	第二目 高價無減少免許	七〇
第四章 特別公債	四三	第三目 小額無減少免許	七二
第一節 籤札付公債	四三	第五節 募集に關し事實を蔽ふの弊	七四
第一目 總論	四三	第一目 佛國の弊習	七四
第二目 籤札付公債に關する注意の要點	四四	第二目 露國の遺穢	七五
第三目 巴里萬國博覽會に於ける籤札付證書發行の實例	四六	第六節 間接發行の組織	七六
第二節 特別募集	四九	第七節 募集雜件	七八

第一目 一時及部分募集并に拂込回数	七八	第四節 公債償還に關する注意	一一二
第二目 保證拂并に部分拂の方法	七九	第一目 總論	一一二
第三目 募集初年の利子及募集費の支拂	八一	第二目 減稅	一一三
第六章 利子拂	八一	第三目 減價	一一四
第一節 利子拂回数	八一	第四目 事業の擴張	一一五
第二節 利子拂と租稅の納期及市場との關係	八三	第五節 償還の必要	一一七
第三節 利札の割引并に利子繰上	八五	第六節 償還の財源	一二九
第一目 利札の割引に就ての注意	八五	第一目 臨時收入	一二九
第二目 繰上拂の實例及新案	八六	第二目 償還基金	一二〇
第三目 官有財産并に租權の離權	一二二	第七章 元金償還	一三八
第七章 元金償還	八七	第一節 元金の多少及利子拂	一三八
第一節 償還の時期	八七	第二節 政府歳入との比較	一四〇
第二節 償還に付き債權者の意向	八九	第三節 國民の收入との比較	一四二
第三節 償還の方法	九一	第四節 起債の原因	一四四
第一目 總論及抽籤償還	九一	第一目 生産的と不生産的との差違	一四四
第二目 買上償還	九三	第二目 明治二十七八年前に於ける我國の實況	一四六
第三目 償還基金積立金	一一一		

第五節 内外債の區別

- 第一目 外債は公債費を重うするの傾向を有す 一四七
- 第二目 債權國と債務國に於ける輸出入の關係 一四七

第九章 公債の募集が經濟上に及ぼす影響

- 第一節 巨額の起債は資本の分配を紊亂す 一五〇

第二節 外國有價證券の所有と國債應募力の關係

- 第一目 英國の海外投資 一五二
- 第二目 獨佛等の海外投資 一五四
- 第三目 北米合衆國の趨勢 一五五
- 第四目 佛獨兩國の海外投資の詳況 一六七
- 第五目 結論 一七五

第三節 生産的募集

一七八

第十章 非常準備と國債との關係

- 第一節 國際動産の所有と準備金との比較 一八〇

- 第二節 中央銀行の正貨準備を強大にするの必要 一八二

第十一章 公債に關する契約の變更

- 第一節 債務不履行の場合に於ける國と會社との比較 一八四

第二節 擔保物の選擇

- 整理の精神及目的 一八六

第十二章 地方債

- 第一節 國債と地方債との區別 一八八
- 第一目 地方債の期限 一八九
- 第二目 地方債と國債との間に存する法律上の差違 一九一
- 第三目 各國に於ける地方債に關する法制の

差違

第二節 地方債の原因

- 第一目 市街の成長 一九三
- 第二目 自治體の發達 二〇八
- 第三目 市設事業の増加 二〇九

第三節 地方債の效力増加の方法

- 第一目 轉貸法 二二五
- 第二目 證券用紙の供給 二二八
- 第三目 地方債の長所及短所 二二九
- 第四目 地方債に關する特別機關 二二二
- 第五目 地方債の特別財源 二二三
- 第六目 資金積立と起債との比較 二三五

第四節 地方債の監督

- 第一目 監督法の類別 二二六
- 第二目 起債權の源泉 二二九

第二卷 租稅

第一章 内地稅

二四一

第一節 總論

第二節 不動産稅

- 第一目 地租 二四二
- 第二目 家屋稅 二四三

第三節 地價差増稅即ち地價自然増加を課稅の目的物と爲す新財源

- 第一目 總論 二四四
- 第二目 獨逸に於ける近年の事例 二四六
- 第三目 不動産の移轉 二五一
- 第四目 救濟の方法 二五二
- 第五目 收入増加の方法 二五四
- 第六目 新法實施の困難 二五六
- 第七目 資本稅と收入稅との當否 二五八
- 第八目 新法の勝利 二六〇
- 第九目 地方收入内容の變化 二六五
- 第十目 獨逸に於ける増價稅法の概要 二六七
- 第十一目 獨逸に於ける増價稅法實施の實況及其改良 二七一
- 第十二目 英國に於ける増價稅の形態 二七五

第十三目 素地賦課法	二八一
第十四節 登録税	二八二
第十五節 印紙税	二八三
第十六節 遺産相続税	二八六
第十七節 營業税	二八七
第十八節 所得税	二八九
第一目 所得の種類に依り税率を異にする と并に重加率	二八九
第二目 勤勞に依る所得中にも區別を要す	二九一
第三目 家屋の賃貸價格は所得の一要素なり	二九三
第十九節 納期	二九四
第一目 納期と國庫及市場との關係	二九五
第二目 前納及後納	二九五
第三目 分納及繰上納入	二九九
第四目 納期と國庫金取扱との關係并其金融 市場に及ぼす影響	三〇〇
第二十節 徴收及納入	三〇三

第一目 税金は可成速かに國庫に入るを要す	三〇三
第二目 徴收の方法	三〇四
第三目 債務の相殺	三〇七
第四目 小切手納入	三〇九
第十一節 徴收猶豫免除及滞納處分	三一二
第十二節 租税の轉嫁	三一三
第一目 轉嫁は需給の關係に由りて定まる	三一四
第二目 單稅説の誤謬	三一四
第三目 租税の分擔に關するピスマルク公の 論説	三一五
第十三節 原料品及器具機械に課税す るの可否	三一七
第一目 原料品等の課税は事業の發達に害あ り	三一七
第二目 原料品等の課税は徴税に便なりと雖 も利害相償はず	三二〇
第十四節 公益事業の課税に關する注 意	三二三

第一目 害少なき場合	三二三
○第二目 金融機關の課税	三二三
第三目 特別免稅	三二五
第十五節 公債證書の課税	三二六
第一目 非賦課論の妄	三二六
第二目 誤謬の源泉	三二八
第三目 天引法	三三〇
第二章 關稅附輸出入物品の取扱	三三一
第一節 輸出入税	三三一
第一目 總論	三三一
第二目 關稅收徴の難易	三三三
第三目 輸出税の得失	三三五
第二節 輸出入物品の取扱	三三七
第一目 通過物品	三三七
第二目 港灣の設備	三三八
第三目 兩洋聯絡及世界交通	三四七
第二編 會計	三六一

第一卷 豫算及決算	三六一
第一章 豫算の編製及執行	三六一
第一節 豫算の種類	三六一
第一目 一般豫算及特別豫算	三六一
第二目 豫算の可分不可分	三六六
第三目 追加豫算	三六八
第二節 科目	三六九
第一目 立法科目と行政科目との區別	三六九
第二目 流用に關する檢束の程度	三七〇
第三目 現行の大體	三七一
第四目 科目區分精粗の程度	三七二
第三節 豫備費	三七三
第一目 豫備費の集合及分割	三七三
第二目 豫備費に關する程度	三七四
第三目 豫備費の金額	三七六
第四節 機密費、恩給、退職給及補充 科目	三七六

第五節 補助費

- 第一目 總論 三七九
- 第二目 地方費補助に就ての注意 三八〇
- 第三目 補助費は集めて一款と成すべし 三八三

第六節 數年度に亘る經費

- 第一目 繼續費 三八四
- 第二目 豫算外國庫の負擔となるべき契約 三九一

第七節 工事費及物品材料の供給

- 第一目 工事及物品供給の集中 三九二
- 第二目 山林の利用 三九五

第八節 臨時収入と經常費との關係

- 第一目 總論 四〇一
- 第二目 臨時収入の實質 四〇二
- 第三目 恒久の費用支辨は臨時収入に依頼す可らず 四〇二
- 第四目 我國の近況 四〇四
- 第五目 露國財政の近況 四〇七
- 第六目 獨逸の情況 四七六

第九節 國家の選擇事業に對する費用

- 支辨の注意 五九七
- 第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり 五九七
- 第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情 六〇二
- 第三目 臨時費支辨の結果に關する注意 六〇三

第十節 臨時費支辨の順序

- 第一目 一般の順序 六〇五
- 第二目 租税中の順序 六〇六
- 第三目 公債中の順序 六一〇
- 第四目 前記の順序は平時にも適用す 六一一

第十一節 租税より短期公債、短期より長期公債に移るべき時機及増税を止むるの標準

- 第一目 總論 六一三
- 第二目 租税の最大點 六一四
- 第三目 最大點外の諸標準 六一七

第十二節 非常臨時支辨の實質

- 第四目 長期公債に移るべき時機 六一九
- 第一目 英のクリミア戰爭費の支辨 六二〇
- 第二目 英の南阿事件費の支辨 六二四
- 第三目 日本及佛國の例 六二六
- 第四目 佛國の極端論 六二七
- 第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政 六三一

第十三節 豫算の編製權及國家の費用に關する發言權

- 第一目 法規の關係 六五〇
- 第二目 行政府は豫算の編製に適す 六五二
- 第三目 内外の事例 六五四
- 第四目 權利の執行は慎重なるを要す 六五八

第十四節 請願の提出

第十五節 豫算の基礎正確を缺くの弊害

- 第一目 總論 六六二
- 第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因結果 六六三

- 第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊 六六六
- 第四目 剩餘金の濫用 六六八
- 第五目 結論 六七〇

第十六節 行政部内に於ける會計事務監督の不備

- 第一目 近年の實況 六七一
- 第二目 監督の方法 六七二
- 第三目 外國の事例 六七三

第二章 決算

第一節 總論

- 第二節 決算の發表は可成速かなるを要す 六七四

第一目 締切り期限

第二節 最終の目的

- 第一目 近年の進歩 六七四
- 第二目 整理期の短縮 六七六
- 第一目 近年の進歩 六七六
- 第二目 甲年度の豫算を丙年度の豫算案と同 六七六

時期に議會に提出するを得るの方法

六八〇

第四節 官有物會計の監督

六八七

第一目 監督方法の不備

六八七

第二目 前記の不備より生ずる缺點

六八九

第五節 會計検査院の組織權限

六九〇

第六節 決算の系統

六九二

第一目 總論

六九二

第二目 命令系統

六九三

第三目 出納系統

六九四

第二卷 會計年度及國庫

六九七

第一章 會計年度

六九七

第一節 年度の要義

六九七

第二節 年度開始に就ての注意

六九八

第三節 年度變更の困難

七〇一

第四節 出納の閉鎖

七〇三

第二章 國庫

七〇五

第一節 國庫の主義

七〇五

第一目 預金主義

七〇五

第二目 金庫主義

七〇六

第二節 我國の現行

七〇九

第一目 金庫の種類及其關係

七〇九

第二目 國庫と中央銀行の貸借勘定

七一二

第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

七一四

第一目 干渉の沿革

七一四

第二目 有效なる干渉

七一七

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

七二四

第四目 取引上に関する政府の干渉

七三一

第五目 干渉の效力は概して薄弱なり

七三五

乾附録

甲種

第一號 國庫一覽表

七三七

第二號 大藏省證券發行額年度月別

七三七

第三號 倫敦市場に於ける募集の手續

七四九

第四號 輓近我國地價の變動

七五九

第五號 土地取得條例及差増税法(四例)

七六二

第六號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲の特別機關

七八六

第七號 英國に於ける私事法案提出順序

七九四

露光量違いの為重複撮影

財政と金融 乾 總目錄終

訂正
第三十
增補版

財政と金融

乾

第一編 第一卷 公債

財政と金融 乾 總目錄終

訂正
第三十
増補
版

財政と金融

乾

第一編 第一卷 公債

改訂正増補
版第三十版

財政と金融

(財務及會計)

乾

法學博士 田尻稻次郎著

第一編 財務

第一卷 公債

第一章 確定公債

第一節 種類及名稱

確定公債とは法規を以て債額募集額及償還金高を確定することを得る所の公債にして鐵道公債事業公債等の如き即ち是なり今其種類及名稱を擧ぐれば左の如し

其一 一時拂公債

其二 有期定額支拂公債

其三 有期隨時支拂公債

其四 永遠公債

是なり各種特質を有し其長短を異にす請ふ先づ一時拂公債より之を説かん

第二節 一時拂公債

一時支拂公債は最も單純なる者にして期限に至り一時に其元金を償還すべきものとす元來一時支拂法は巨額の公債を起すに適せず目下我國に於ては幸に其例なしと雖も曾て第十五國立銀行より借入れたる征討費借入は即ち此種に屬し彼の西南事件に際し一千五百萬圓を借入れ明治三十年營業滿期に至り一時に支拂ふべき契約たりしなり然るに此約を履行するときは著しく市場に影響するのみならず貸借當事者に於ても不便にして其不利共に堪へ得べき所に非ず故に實際の處分は兩者此契約に依らざることに歸著せり今其沿革を尋ぬるに第十五國立銀行は明治十年の設立に係り當時其資金甚だ裕かなりき然るに政府は征討費として多額の資金を要し双方共に貸借を便利とし第十五國立銀行は五分の低利を以て政府に巨額を貸付し國事に盡したるの功少からざりしに由り發行紙幣準

實例

備金の減少を許され他の國立銀行よりも其資本に對して割合に多くの紙幣を發行することを得たり既にして西南事件平定し尋で紙幣増發の弊害を生じ之が消却の必要起れり然るに當時の増發は政府發行の紙幣のみならず國立銀行の發行紙幣も其一部を構成するを以て獨り政府紙幣の引揚のみを以て其弊を矯むるを得ず故に政府は明治十六年に於て第十五國立銀行に五百萬圓を返還すべきを以て同行に其増發に係る紙幣を引揚ぐべき事を申込みたり此約成立し政府は進んで國立銀行紙幣合同消却の計畫を爲し以て兌換制度の基を開くを得たり

是に於て曩日の契約即ち明治三十年營業滿期に至り一時に返還することは事實上止みしを以て當時既に契約の一部分は變更せられたり然れども殘額尙ほ一千萬圓を存し此巨額を明治三十年即ち營業滿期に至り一時に返還せられん乎營に双方に困難なるのみならず財界上既論の如き憂あるを以て漸次之を返還すべしとの協議整ひ遂に明治三十年營業滿期に至りて未償還額は僅かに凡そ四百萬圓となり平穩に其局を結ぶことを得たり由是觀之一時支拂の如き理財上屈伸の餘地なき計畫は巨額の公債の場合に於て採用すべきものに非ず假令債務者が返償力を有するも一時に巨額の返済を受るときは債權者も多少不便を感すべく又

債務者が負債返却の力を有せざる場合には債権者損失を免れざるなり。要するに一時支拂法は債権者債務者双方の爲め不便にして少額の公債に適すべきも到底巨額の公債に適合すべきものに非ざるなり。然るに最近大正二年四月に於て佛國に於て發行したる佛貨國庫債券同年大藏省令第十號參觀二億法は此方法に據り發行し其元金は、大正十二年五月一日に於て一時に償還すべきものと爲せり(第三條)他日累を我財政に與ふることなきを得ば幸甚太し而して償還の月日を定むるが如きは一層財政上の屈伸を奪ふものにして慮を致せしものと云ふことを得ざるなり

第三節 有期定額拂

第一目 定額拂は財政の屈伸を奪ふ

有期定額支拂の方法も亦圓滑を缺き財政に屈伸の餘地を存せず即ち其方法は例へば五箇年据置き六箇年目に若干七箇年目に若干と云ふ如く以下順次此の計算法に依り償還することを募集當時に於て約するものなり故に此方法に據る時は假令財政に餘裕あるも進で國債を償還する能はず餘裕なきも強て返還せざる

可らず故に或は高利の公債を起して舊債を返還せざる可らざるの窮境に陥ることとなしとせず而して此法は概ね償還期の第一年に於て返済したる元金の利子は之を次年の元金償還額に加へ満期に至るまで漸次此方法を以て進行し所謂元利濟崩法に依るものにして財政の緩急を問はず其規約は必ず之を施行せざるを得ず若し然らずんば國の信用地に墜るを以て已むを得ざれば元金償還の爲め不良の租税を起し或は新債を起すの手段に依らざる可らず。然れば即ち舊債の利率に比して新債の利率却て高きを見るの結果あるやも測り難く財政當局をして圓滑なる繰繰を試みるに由なきに至らしむるの虞なしとせず我國に於ても此法に依り外債を起したること前後二回なりしも幸に明治三十年其消却を了し今日之を論するの要なきに似たりと雖も當時外國市場に於て我國の信用今日の如くなるを得ず此方法に依るの已むを得ざりしは吾人の甚だ遺憾とする所なり

第二目 借換の便を缺く

又此種の公債は前記の不便の外借換を爲すの便を缺き恰も蠶子の絲を吐て自ら其身を縛するが如し今之を我國の經驗に徴するに彼の外國新公債なる者は明治六年の起債に係り年利七分にして其期限は同三十年なり故に爾來明治十九

我國の實

年に至り紙幣消却の結果我國の市場好況を呈したるを以て六分利以上の公債は之を五分利に借換するを得たり故に此時を機とし五分利公債を起し直に之を償還するを得策とせしも如何せん起債の方法其宜きを得ざりしを以て十有餘年の間七分の高利を支拂はざるを得ざるの已を得ざる窮境に陥れり募集方法の以て注意せざるを得ざる夫れ斯の如し然れども今や此の如き外債は全く其跡を絶ち明治三十二年の一千萬磅の公債は有期隨時支拂にして我に屈伸の餘地あるものとす凡そ世の事を處するや時と場合とに依り屈伸するの權能を有し變通の餘地を存するに非ずんば到底時局の平穩を望むを得ず其据置年限を以て之を論ずれば前記一千萬磅の公債は十箇年にして少しく長きに失するが如き憾なきに非ずと雖も近年は長期据置の法最も行はれ我國亦一般風潮の餘勢を免れざるものあるに似たり

第四節 有期隨時拂

有期隨時拂なる者は例へば五箇年据置き六箇年目より向ふ五十箇年間に隨時元金を拂ひ盡すの法にして此法に依れば政府は財政の都合により据置き年限經

我國の實

想像し得べき唯一の缺點

過後は何時たりとも最長期限までの間に隨時元金を償還するも又或は五十年目に至り一時に償還するも法の問ふ所に非ず幸にして我國現在の内外國債は概ね此方法に依り獨り舊公債の年賦支拂の制に依るある耳是に於て我國は借換整理を行ふに障害なく明治十九年に至り始めて正式の借換法を施行することを得たり隨時支拂の法に據るときは不幸にして變亂騷擾等發生し意外の費用を要するに際しては公債の償還を停止し以て一時の急を支へ事情治まるの後徐ろに償還法を講ずるの便あり是れ此法に屈伸の餘地あるの賜ものにして財政と市場との關係を圓滑ならしむるに預て力あり若し夫れ定額支拂ならしめん乎臨機の處置を採るの餘地なく應變の妙法を用ゆるの所なし

然りと雖も隨時支拂も亦缺點なきを得ず何ぞや他なし此法に據れば債務の最長限例へば五十箇年迄は償還を施行せざるも隨時なるに反し其期に至れば財界の不利を顧るに暇あらず償還の義務を果さざるを得ざることは是なり不幸にして一旦財政を誤り償還を等閑に付し疫病饑饉戰爭の如き不慮の事變其償還期に至りて發生せば一層の困難を加ふるの虞あり天下此の如き不幸は容易に之あらざるべきも常に注意し天の未だ雨降らざるに牖戸を網繆するは爲政者の正に力む

べき事に屬す慎まざるばある可らざるなり

第五節 永遠公債

確定公債の最も發達したる者を永遠公債とす此法は例へば五箇年据置き六箇年目より隨時償還し償還期限を定めざる者にして債務者に期限の利益を與へざるものとす是れ一見甚だ理由なきもの、如しと雖も大に翫味すべきものあり元來公衆が公債の募集に應ずる所以のものは其目的元金の償還に非ずして利子を得るにあり若し夫れ然らずんば公債價格の昇降に乘じ投機を爲さんとするにあり故に公債證書の所有者は必ずしも元金の償還を必要とせず若し又其所有者にして事業を企圖せんとするときは公債を擔保となして借資する歟又は之を賣却する歟資金を得るの道頗る容易なり且つ公債を所有するは現金を所藏するより寧ろ安全なれば信用ある文明國に於ては近時最も此方法を實施す我國の如きは未だ之を行ふに至らずと雖も他日多額の借換を施行するに際しては此法に據るを得策とす然れども國債は國の負債にして其何種に屬するを問はず結局の償還は之を努めざるを得ず政府は法の責むる所なきを奇貨と爲し償還を等閑に付す

特色及便宜

るを得ず蓋し今日に於ては我國の人情期限なきの貸借を見て奇異の感を起すなきに非ざるべしと雖も其目的前述の如くなるを以て一も怪むべきことなし元來公衆が元金の償還を欲するは公債價格の下落し居る場合の外之なしと云ふを得べし永遠公債の便利なる已に此の如くなるを以て英佛の如きは其法大に行はる我國に於ても到底此法に歸依すべきや知るべき耳何となれば此法は法則簡略にして市場及財政上交々便利なればなり

第六節 各種の配合

公債は永遠公債を本とし他種の公債は便宜少額を存するを可とす若し夫れ然らずして期限に至り多額を支拂ふの必要ある有期定期支拂公債が一國公債の多額を占むるときは所謂屈伸の餘地なく且つ借換の手段を取るに苦しむべし夫れ借換は變に依らず奇に頼らず當然債務の辨濟を履行するの一方法にして財政上最も便益あるものとす古今内外の名士にして苟も財政に志ある者の小心翼翼唯其機を逸せざらんことを恐る眞に故あるなり

今一例を設けて之を論せんに例へば現に市場に於て公債に放下したる資金の

利廻り五分なるに政府の支拂ふ公債の利子八分なれば是れ宜く借換を執行するの時なり然らば則ち國家の利率は差三分を利するを以て國費を減少すること少なからず加之市場の狀況斯の如くなるに尙ほ八分利を支拂はん乎公債は平價以上に飛躍し其間投機を惹起するの患あり蓋し予の論旨は或は投機者流の喜ばざる所なるべしと雖も國家全體より之を視れば永遠公債は利あつて害なきの法とす唯其便利大なるを以て當局者が償還を怠慢に附するの弊を生ずる杞憂なきに非るも當局者は固より其職を盡すものと推定せざれば天下の事其根據を得るに由なし要するに公債は永遠公債を根元と爲し其他の種類は漸次其使用を減少するは人文の發達上自然の趨勢なり果して然らば財政の一角完全に歸し金融亦非常の變動を受けず兩者常に密著して屈伸自在の道を得るや必然たり苟も然らずして一たび屈伸の餘地を失ふときは遂に無理の處置に出でざれば止まざるに至るべし故に斯の如く公債の種類を組立て國庫の必要に應じ財政の屈伸を圖り貨幣市場を調和するを以て得策とす財海渺茫たり學術の舟に非ずんば渡り難く障山孤峻なり真理の慧に非ずんば傾け難し其の注意を要する哉論を俟たす

然るに我國の實況は一旦整理公債を以て大に面目を改めしと雖も明治二十七

八年の役軍事公債の發行あり其後鐵道公債事業公債臺灣祿高等數種の公債加はりて國庫市場共に多少の不便を感じ機を見て將に再度の整理を爲すの必要ありしに明治三十七八年の戦役の爲め内外公債大に起り加ふるに鐵道國有の舉ありて各種の買収公債之に加はり剩つさへ鐵道會社債券の引受を要し明治四十年四十一年度の頃には最高利八分五厘より最低四分に至り頗る複雑の觀を呈せり爾後政府も其整理に著手し稍々改良する所ありと雖も尙ほ利子に五分あり四分あり四分五厘あり而して期限概ね短かく(甲種附録第一號の一參觀)償還年に相次ぎ財政の屈伸力を減却して自由を得ず市場爲に紊亂し等しく五分利付にして償還期の如何に依り市價に約二十圓の差違を生ずるの奇觀を呈し一時内外の資本家を以て殆ど我公債に近寄る能はざらしむるの情態を顯出せり然れども幸にして爾後少しく氣色を復し近時五分利は殆ど平價に達するの勢あり而して外國市場に於ても我公債の實利を悟り輸出稍々増加すと雖も内國市場に於て高價を示し外國市場に於て金利昇騰するときは則ち逆流の勢を示す是れ市場の常態なり元來補充的小額の公債及特別の目的を有する限地的特別募集の外大國の公債にして斯の如き異種を交ゆるは殆ど其不利に堪ゆる能はざる所のものたり速かに一

大整理を執行し大塊集を爲すは洵に目下の急務たり、請ふ試に市價の差違及變動の實況を表出せん

第二章 流動公債

第一節 總論

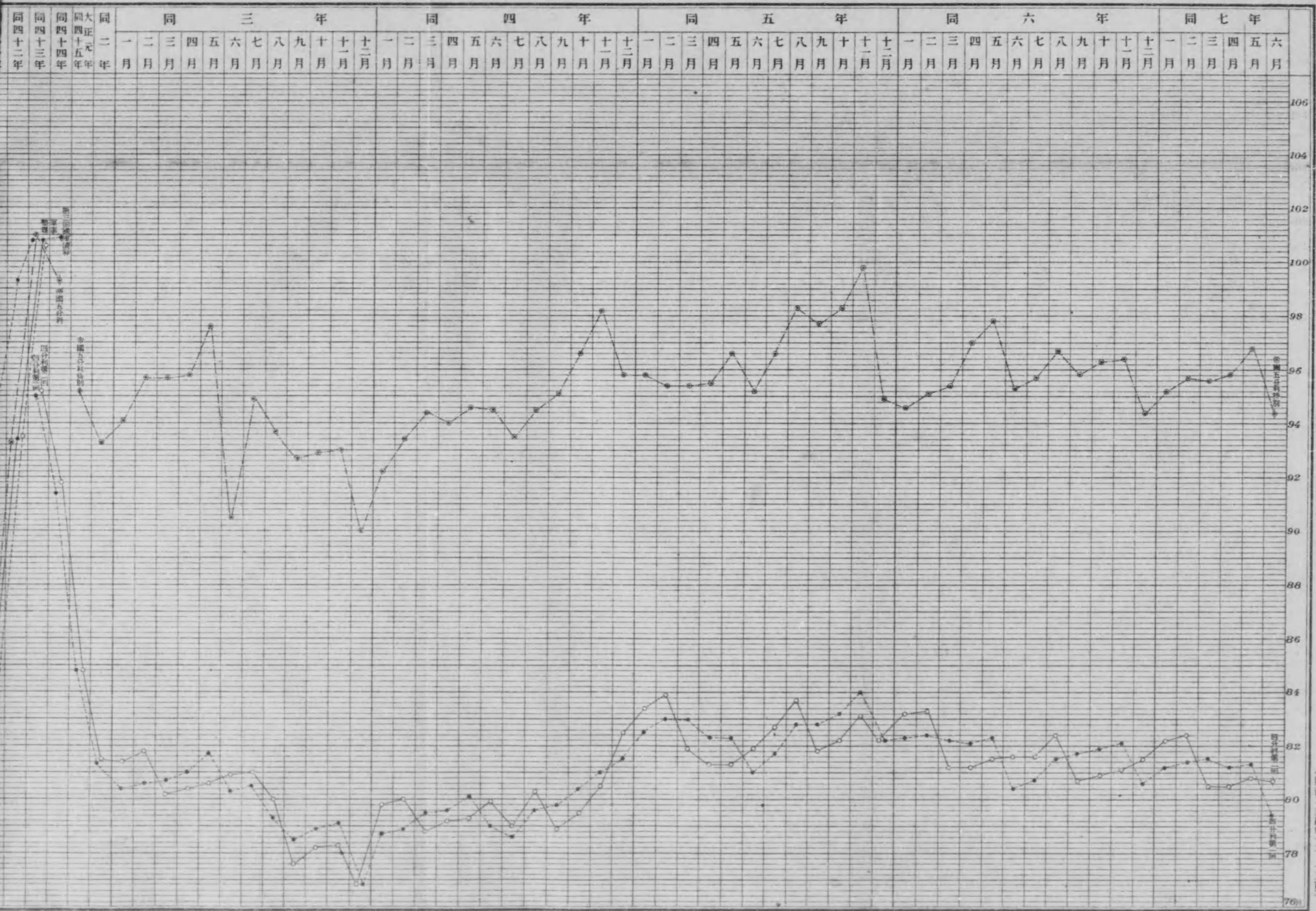
確定公債に就ては粗々之を陳述せり故に今一步を進めて流動公債の事に論及せん、此種に屬する所の公債の實體は大藏省證券、郵便貯金預金規則に依る所の預金及保管金、供託金等にして各種の預金は其金額に限度あるに非ず政府の需用なきも多額に昇り、其需用あるも少額に止まり隨意に其高を増減する能はざる所のものなり若し利率の昇降を以てせば多少其増減を計るを得べしと雖も斯の如きは民設機關の利害に關係し甚しきに至りては之と競争を惹起すべきを以て斷じて國家の爲すべき事に非ず、預金政策が受働の地位を守るは其素質上當然の事に屬す、而して是等諸債務に流動公債の名稱あるは確定公債に對する反稱に外ならず、抑々國家が此の如き施設を爲すは其目的種々あり、請ふ先づ大藏省證券より之

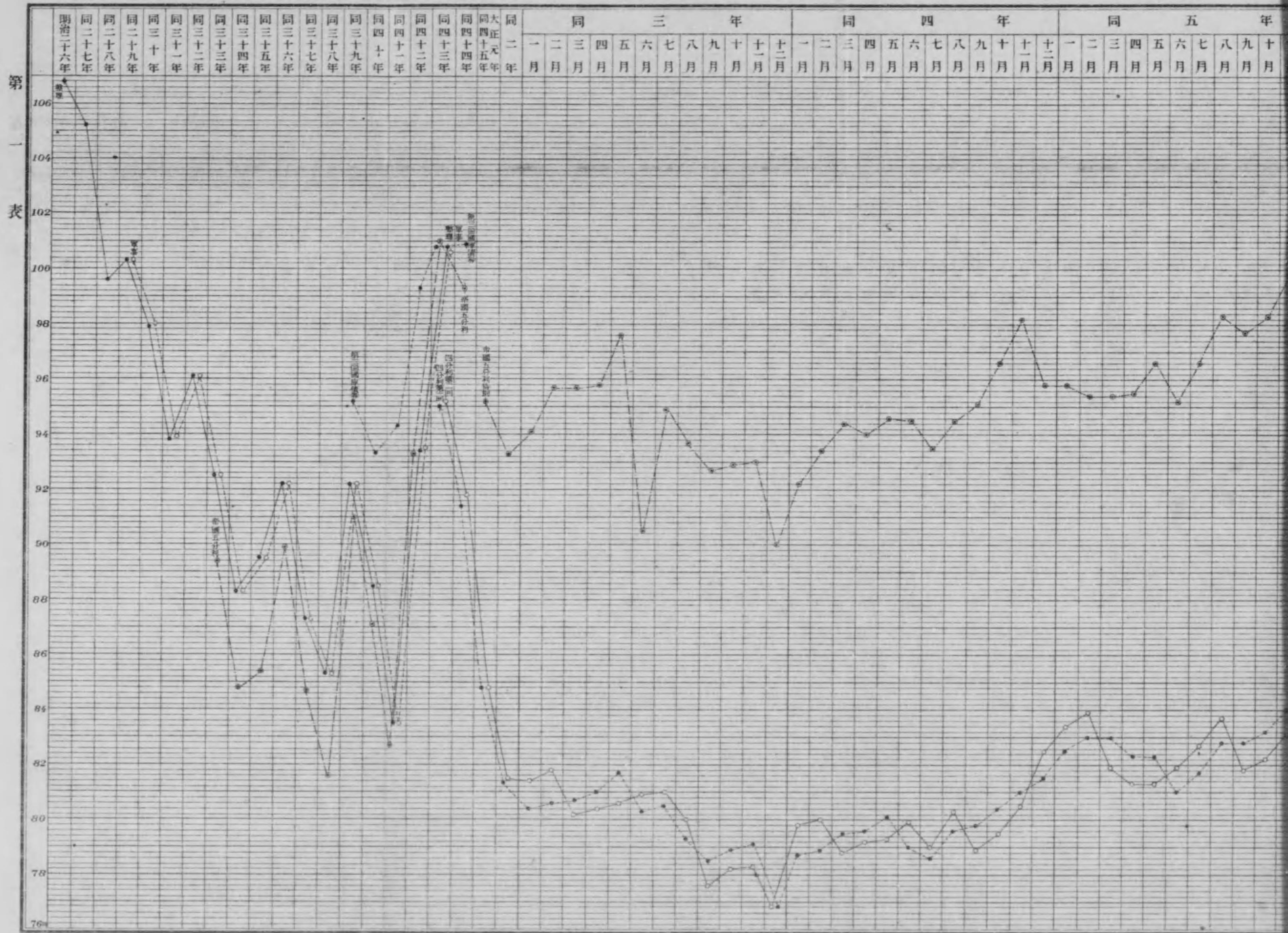
第二章 流動公債

第一節 總論

確定公債に就ては粗々之を陳述せり故に今一步を進めて流動公債の事に論及せん此種に屬する所の公債の實體は大藏省證券郵便貯金預金規則に依る所の預金及保管金供託金等にして各種の預金は其金額に限度あるに非ず政府の需用なきも多額に昇り其需用あるも少額に止まり隨意に其高を増減する能はざる所のものなり若し利率の昇降を以てせば多少其増減を計るを得べしと雖も斯の如きは民設機關の利害に關係し甚しきに至りては之と競争を惹起すべきを以て斷じて國家の爲すべき事に非ず預金政策が受働の地位を守るは其素質上當然の事に屬す而して是等諸債務に流動公債の名稱あるは確定公債に對する反稱に外なら

(財政と金融 第一二三頁)





第一表

を説かん

第二節 大藏省證券

第一目 大藏省證券の本分

元來大藏省證券なる者は國庫一時の融通の爲め利付若くは割引にて發行せらるゝ短期の公債證書にして其表面に元金の金額は勿論償還期日及利子又は割引歩合等を記載したる者なり。世人多くは之を以て國庫所發の行政手形と爲し債券に非ずとするも其存在は則ち國庫債務の成立を示すものにして廣く之を解釋するときは固より一種の債券たるに外ならず、我國の大藏省證券は明治十七年布告第二十四號(同三十五年法律第一號を以て第三條及第四條改正せらる)に依り發行せらるゝ者にして其目的は會計年度内に於ける一時の歳入不足を填補し以て年度の進行を全ふするにあり而して償還は發行年度の收入を以て之を爲すものとす。抑々經濟裕かにして財政整頓したる國に於ては決算に至り歳入の不足することなく多少の歳入殘餘を見るべしと雖も年度進行中にありては一週年間過不足なきを期するを得ず、然れども國家の歳入歳出は單に國庫出納の都合を以て之を

年度限り
の大藏省
證券

左右するを得ず、租税の納期は納税者の便宜及市場の景況に注意せずして之を定む可らず、然れども又國家は納期至らざるの故を以て支拂を延滞する能はざるなり、唯々金融上より之を見るときは例へば益暮の如き民間恒例の決算期に於ては國庫に收入する者は成るべく之を少くし其出る者は之を多くし以て金融の調和を圖らざる可らず故に支出の多き月に必ず收入を多くし支出少き月に收入を少くするは至難の業にして又多少市場に有害の影響を及ぼすなきを保せず、此の如き時に當り其過不足を調和補綴するは實に此證券の動作預て力あるものと云ふべし

前記の如く我國大藏省證券の償還は其發行年度の收入を以てする規定にして現行法の下に於ては年度を越す所の證券は之を發行する能はずと雖も外國に於ては往々年度を超越する所の大藏省證券類似の短期公債の例なしとせず即ち英國に於ては此種の公債三種あり其一を「ツレジュリール」即ち金庫手形と稱し、三箇月据置き九箇月間に隨時償還する者にして我大藏省證券に酷似す其二を「エキステカピル」即ち國庫手形と稱し毎年一回期日を報告し所有者の請求に應じ其一部分を償還し五箇年間に悉皆償還し盡すものとす、其三を「エキステカポンド」

年度補綴の爲に發行する大藏省證券

即ち國庫證券と稱し六箇年間に豫め期間を定めて償還すべきものとす而して三種共無記名にして第三種に限り所有者の請求に依り記名に書換ゆることを得べきものとす、我國は今日に至るまで年度閉鎖の爲にする大藏省證券發行の必要を見ざりしと雖も國勢の進歩に随伴し用度多端に趨き早晩之が必要に遭遇することなきを保せず、然りと雖も此の如きは固より冀望すべきことに非ず而して特別の必要あるときは議會の協賛を経て短期の公債を募集し得べく敢て永久に一般法を以て年度を補綴する所の短期の證券即ち英の國庫手形若くは國庫證券の如き者を豫想し置くの必要なかるべく斯の如きは却て濫用の虞あるを以て寧ろ之なきを好しとす

第二目 直税國と間税國とに於ける大藏省證券發行
必要の差違

大藏省證券の効用概ね前陳の如し而して其必要直税國に多くして間税國に於ては比較的に少し例へば茲に同じく十億圓の收入ある甲乙兩國ありて甲は直税を以て收入の基礎とし乙は間税を以て其基礎とするとせん、然るときは甲國に於ては納期と支出期との間に懸隔あるは其常勢なりと雖も乙國に於ては歳入滾々

として國庫に入り間斷あることなく月々の収入高に大差あることなし、果して然らば甲國に於ては比較的多額の大藏省證券の發行を要するや知るべき耳、即英國の如きは歳入約十八億二千萬圓に對し西曆千九百十二年三月には大藏省證券の發行高六千五百萬圓に止りしも我國は歳入六億圓を起えざるに大藏省證券の發行高は五千萬圓を超過し更に一億二三千萬圓の一時借入あり其差違斯の如し、輒近我國に於ても間稅の收入年に多を加ふと雖も尙ほ未だ直稅國たるを免れず而して酒稅の如き間稅も尙ほ一定の納期ありて本問題上直稅と選ぶ所なし、然るに明治二十七八年前後數年間殆ど大藏省證券の發行を見ざりしは頗る奇異の感なきに非ざるべし、然りと雖も是れ明治二十七八年以前は毎年歳入に剩餘を生じ其處分を要せしも時方に憲政の初期に當り其動作圓滿なる能はず屢々議會の解散に遭遇し國債を償還せんとするも租稅を減少せんとするも議會の協賛を得るに由なく國庫は徒らに巨額の剩餘金を有せしに由るものなり、爾後其剩餘金を支出し畢りしと雖も暫時は償金其他各種の特別會計の現金存するありて甲乙彼是の間融通をなし大藏省證券を發行するの必要を見ざりしに由るものなり、然れども將來如何なる事故あるやも計り難く、風波長なへに穩かなるを期するを得ず、吾人

も亦世人と其苦みを分つの期あるべきは疑を容れず、既に明治三十四年以來大藏省證券の發行は殆ど財政上の常事となり寧ろ憂ふべきの現象を呈し同三十八九年の巨額の發行の如きは軍事に關する者多きを以て暫らく之を論外と爲すべしと雖も明治四十年度は事平常に復せしに尙ほ最高約六千萬圓に達し年度初に於ては前年度分と相重なるの不幸を見るに至れり、爾來益々増加の勢を示し明治四十五年度即ち大正元年度の豫算には終に一億圓の發行を期するに至れり、今之を一億圓以上の一時借と合せ考ふるときは實に寒心に堪へざるなり、(甲種附錄第二號參觀英國の如きは西曆千九百十二年三月には五千五百萬圓なりき)抑々大藏省證券の發行たる國庫に於て利子を負擔せざるを得ざるの不利あるは論なく生産上に使用せらるゝ所の資金を取て消費に向くるの傾を生じ額多く期長きときは生産機關の圓滑なる運行を妨げ甚しきに至りては生産分配事業の發達を妨ぐるの虞なしとせず、察せずんばある可らざるなり

第三目 大藏省證券發行制限の方法及期限

大藏省證券の發行には其制限を設けざるを得ず而して之を設くるに二方法あり即ち

一 毎年の豫算に於て現發行高の最高額を定むるもの
 二 發行額を定めずして利子金額を定め其範圍内に於て發行するもの
 是なり、兩者孰れが善良なる乎敢て定説あるに非ず、我國に於ては會計法第九條に毎年豫算を以て現發行の最多額を定むることを規定す、獨佛兩國の例亦た大同小異にして獨は一億馬(我國の半額なり)を以て限度とし年度後六箇月を以て失効の期とし其範圍内に於て全權を大藏大臣に付與す、佛は毎年の豫算法を以て之を定め例へば發行年額を四億法とし期限の長短に依り利子に等差を付す、例へば四箇月期の者は一步五厘五毛、五箇月乃至十二箇月期の者は之を二分とするが如し而して兩國共に證券の月數を定めざるに似たり、凡て法規を以て大藏省證券の月數を定むるは不可なり、我國に於ても當初は三箇月六箇月九箇月と定めたりと雖も多年の實驗上頗る其不便を感じり何となれば國庫が現金を要する期間は一箇月なることあり、四箇月乃至七箇月なることあるに舊法の如く之を限定するときは例へば一箇月間の要あるに當ても三箇月の證券を發行せざるを得ず、四箇月の必要に對しても六箇月の證券を發行せざるを得ず、國庫は償還し得べき餘金あるに拘はらず、此期限の爲に徒らに利子を拂はざるを得ざるの不便あればなり、當時は

法律を以て期限を以て不定するの不便

一の特例行はれ國庫に餘金あるときは期限に拘はらず償還を爲し之を繰上償還と稱せり、然れども斯の如きは獨り國家の機關のみが應募者たる時は之を行ふを得べきも然らざる場合に於ては所謂期限の利益を奪ふものなるを以て固より爲し得べきの業に非るなり故に明治二十五年に至り法律第十九號を以て舊制を改め證券發行期間の最長期を十二箇月とし其範圍内に於て伸縮し得るものとせり、即ち國庫の入用一週なるときは一週間十日なるときは十日限りの證券を發行し得るものとし大藏省證券に關する政策茲に一進歩を呈せり

第四目 大藏省證券の利用並に中央銀行との關係

大藏省證券は一時の遊金を放下するには便利なるものにして銀行貸付の質物に供するが如き場合に於て最も然りとす、即ち之に資金を投ずるは手形割引と選ぶ所なく某月某日に於て現金を得ること明瞭にして而かも其確實なるは金縁一等商業手形に異らず市場の情況に依りては其上位に居る者と云ふを得べし、然るに我國往時の經驗に依るに其應募者は國庫の預金部と日本銀行とにして一二の場合の外公衆の之に應せし者なかりき、是れ蓋し其創設以來年を経る久しからず加ふるに發行甚だ稀にして世人未だ其便利を知らざりしに由るなきを得ん哉、然

れども今や即ち然らず人智大に發達し復た往日の比に非ず需用甚だ廣く發行甚だ容易なり

英國の如きは各種の大藏省證券市場に行はれ資金放下の爲め頗る便宜なる者と認めらる英國々庫金の取扱は別に述ぶる所あるべしと雖も今其一端を説かんに同國に於ては國の歳入は中央銀行營業部の預金と爲し國庫の支出は中央銀行宛の小切手を使用す而して預金中央銀行に拂底するときは直ちに大藏省證券を發行し其高を預金として以て國家必要の支出に充つるものとす然る時は中央銀行は市場の情況を觀察し徐ろに他の銀行其他資本家又は公衆に之を轉賣す又時に外國人の之を購入する者なしとせず然れども外人は概ね長期の公債を好み短期の證券に向て資金を投ずる甚だ稀なり何となれば短期證券は信用の度合同等なれば之を他國に求むるより自國に求むるの便利なるに如かざればなり

右の外大藏省證券は國庫の融通上に甚だ便利なり即ち佛白及埃甸帝國の中央銀行は若干額を國庫融通の爲め貸付するの義務を有す此の貸付に對し大藏省證券を發行し時としては無利子なり佛國は此權利を利用し西曆千八百七十八年に同千八百九十六年までの期限を以て八千萬法を一分の低利を以て借入期限滿了

國庫の爲に
中央銀行の
融通

に至り無利子を以て之を借繼けり元來政府が斯の如き借入を爲すは國庫の融通上時に或は已を得ざるも其金高は中央銀行資本額以内にあるを要す何となれば資本金は概して準備金中にあるを以て之を政府の借入證書と爲すも確定公債證書其他の確實なる證券と爲すも差支なしと雖も其高を超過するときは預金又は發行紙幣を使用せざるを得ずして金融に影響するを免れざればなり而して政府借入の爲め制限外發行を促がすが如きは最も不可なり何となれば市場の爲發行するものは事業上の需用ありて後ち發行するも國庫の爲にするものは市場の需用に應せざればなり

之を要するに大藏省證券は財政上不可缺の品具にして且つ金融上便利なる者なりと雖も無謀に之を發行して多額に至るときは償還上非常なる困難を惹起すべし即ち大藏省證券は其期限短く操縱の餘地なきを以て其額巨大なるに至れば財政を窮局に陥るゝの虞なしとせず故に一部補綴の爲め小額の發行は已を得ざるも多額の發行は大に慎まざるを得ざるなり

第五目 大藏省證券額面に就ての注意

大藏省證券は之を長期公債證書に比して賣買其他の取扱一層便利なるを以て

其額面金額過少なるときは或は紙幣の代用物となり物價に關係することなきを
 保せず故に其證書の額面は之を相當の額とし過少なからざるを要す而して記名證
 券は授受の際書換の手續を要するも無記名證券は之を要せざるを以て額面金額
 過少なるときは流通殊に速かにして市場を紊亂するの虞なしとせず只大藏省證
 券は利子の關係あるを以て假令額面小なるも紙幣の如く流通に便利なること能
 はざる耳即ち證券は其支拂の期に臨めば價格騰貴し期日の間隔に従ひ價格を異
 にし期限に接近するに従ひ其價格を増加するを以て之を物品と交換するに當り
 煩密なる計算を爲すの困難あり然れども其額面過少なるときは多少紙幣に代用
 せらるゝや疑ひなし幸に我國に於ては大藏省證券條例第四條を以て最小額を百
 圓拾萬圓壹萬圓千圓五百圓及百圓の五種とすと定め明治三十八年法律第十七號
 (煙草專賣局及製鐵所据置運轉資本補足に關する件同三十九年法律第二十七號に
 て改正)に依り發行する所の大藏省證券は拾萬圓壹萬圓千圓五百圓の四種と爲し
 小額の發行なし

第三節 國庫預金

第一目 預金機關及資金放下の區域

國庫預金中第一に指を屈する者を郵便貯金とす此種の預金は諸國に於ては非
 常の巨額に達し英國の如きは西曆千九百年の一億三千五百五十四萬九千餘磅よ
 り年々増加し西曆千九百十一年年首に於ては一億六千八百八十九萬餘磅となり
 預金人員千八百三十三萬二千七百七十六人の多きに達せり而して其制度の最も發達
 したるを埃國とす(坤第二編第二卷第三章第二節參觀)其他伊太利は六億八千六百
 卅七萬餘圓佛國は六億六千六十六萬餘圓白耳義の小なるも尙ほ約三億五千六百萬
 圓の多きに達し其他枚舉に遑あらず(佛白は國立貯藏銀行なり)而して佛白の預金
 寄託部即ちケイス、デポ、エ、コンシグナシオンなる者は頗る廣大にして殆ど
 完全の域に發達せる機關なり該部は金錢の外寶物及貴重書類等も亦之を預る。
 我國に於ては未だ此の如き盛大の域に進まずと雖も已に預金規則(明治十八年布
 告第十三號)の外供託法(明治三十二年法律第十五號)及保管金規則(明治二十二年法
 律第一號)ありて年々發達伸長の勢あり元來供託に關しては商法中賣買の章及民
 法中債務辨濟の款に規定ありて吾人の權利を保護し又は義務解除の上に頗る便
 利を與ふ然れども其の供託金安全ならざるときは其效用皆無に歸すきべに依り

供託金及
保管金

別に方法を設けて其保管を嚴にするの必要あり、是れ國家が預金部を設くる所以なり、其他預金部は民間の貯金機關と併行し其及ばざる所を補足するを以て目的とす、流動公債の素質凡そ斯の如し、而して、國庫の預金にも民間預り金の如く定期預りと當座預りととの別あり、國庫と雖も其預金の利殖を圖らず徒に國費を以て預金者に利子を拂ひ得べきものに非れば確實なる方面に向て之を運轉し國庫の損失を豫防せざる可らず而して其資金放下の目的物に就ては嚴重に之を規定し單に利益の厚きを選ばずして有效且つ確實に之が放下を爲さざるを得ざるや論を俟たず然れども又地方經濟及社會の改良を目的とする設備に對し援助的貸付を爲すは選擇其宜きを得たるものと云つべし、佛の地方債應募、白耳義の建築會社貸付の如きは即ち其好例なり

元來流動公債は大藏省證券と雖も期限短くして償還を延引すること能はず而して預金保管金の如きは定期のものを除き何時引出さるゝやも計り難く財政上専門的に之を稱して爆發的原素と云ふ英語に所謂、エキस्पローシューエレメントなる者即ち是なり、今單に國庫の都合より之を視れば預金の如きは一厄介物と謂ふを得べし、然るに國家が何を以て之を引受くるや、是れ實に趣味の存する所な

資金放下の區域

官設預金機關の必要

り、知るべし彼の供託の如きは權利の保全又は義務の解除の如き要項に關し而して預金に於ては利益を主とせず公益を主とす、民間貯金機關の效力固より大ならざるに非ざるも凡そ民間の機關は利益を主とせざれば成立の道なく常に公益若くは慈善的の目的に副ひ難きの憾なしとせず故に之を官設の機關と同一視する能はざるは眞に勢の已を得ざる所なり、固より貯金事業の如きは純粹なる營利事業に非ずして慈善の趣旨を加味するを要すべしと雖も民設機關は結局利を捨て以て進行する能はず政府の預金機關と雖も損失を國民に負はしめ預金者を保護するが如きは固より其道を得たるものと云ふを得ず、然りと雖も政府事業は割賦支拂の要なく、唯基金部の收支を償ひ預金の元利支拂に差支へざるを以て足れりとす、而して其支拂は國庫全體の力を以て之を擔保す、即ち國庫は國民の爲め安全に其預金を保管増殖するを得べく、漏網の金鱗夫れ或は寶池養育の恩に浴するを得ん、若し夫れ預金事業を單に民設に委ねん乎、利益小なるを以て、小額預金の取扱ひを厭ふは必然の勢なり、假令廣告の爲め一錢と雖も預るべしと揚言するも實際は泰山の土壤を譲らず、大海の細流を辭せざるが如くなる能はず、百圓の預金持参者に對すると一錢の預金者に對するとは言語面容自から異なる所なきを保せず、

私設機關の弱點

是れ情勢の已む可らざる所にして一錢を持參する者日に數萬人ありとせん乎其取扱の手續は一口百圓を持參する同數の預け人あると選む所なく同一の順序を盡さざるを得ず故に單に利益の點より之を見れば預金機關の爲には大小預金の得失自ら明かなり然るに政治の目的は利益を求むるに非ずして當然公益を高むるにあれば貯蓄獎勵の爲め假令些少の費用を要するも或は之を爲すの必要なしとせず只特に之が爲め納税者の負擔を増さざれば即ち可なり況や收支相償ふの場合に於てをや凡そ公益慈善の意を含むこと多き事業は之を公設とするに適し民設とするに適せず然れども貯金事業の如きは民設機關も亦必要なるを以て二者相待つて細大洩さず緩急相應じ以て民益を圖るは國家經濟上策の得たるものにして理世の要項と云ふを得べし

第二目 危険の豫防竝に利率定め方の注意

斯の如く國家は貯蓄の爲に盡力すべきも之が爲め國庫の損失を讓す可らず抑々當座預金は預金者に於て何時と雖も之を引出し得るは世人の熟知する所なり而して定期預金も亦期限に至れば預金者は之を引出し得るの權利を有す故に預かる者は常に其義務を果し得る地位にあるを要す加之預金には利子を附せざる

を得ざるを以て常に利殖の道を圖らざる可らず而して引出しの最も多き時期は國庫も亦概ね餘裕なき時なれば或は預金の操縦に困難を來すも計り難きを以て引出に對し豫防法を設くるの必要あり然れども其方法たる貯蓄者に不利不便を與ふる者に非ざるを要するや論を竣たす

元來國立の貯金機關は前記の如く零碎の資金を集め以て民利を厚ふせんとする主意なるを以て若し多額を出納するの要あらば獨り國立機關に依らず民設の機關に依り充分其目的を達するを得べし故に豫防策の一として各國概ね一人一箇年中の預金高及其極度高例へば二百圓五百圓と云ふが如きに制限を置かざるなし其理由は五百圓以上と云ふ如く纏りたる金額の預入者は官設機關に依らずして普通の貯蓄銀行に依るも決して妨げなく銀行亦之を歓迎すべし而して政府亦之に依り多少危険を免るべしと云ふにあり然れども民設機關若し堅固ならざれば此豫防法も亦實際に望む可からざるなり

次の豫防法は預金の金高若干以上に達するときは預金部は預入者の望に依り又は國家の權能に依り之を公債證書に組換ふ其所有に係る者と引換るを通例とすること是なり例へば預入高三百圓に達するときは預入者の請求に依り之を公

預金金額
の制限

預金を確
定公債に
組換ふる
方法

債證書に組換へ又は二千圓以上に至れば假令預入者の請求なくとも國家は出納の安全を期するに必要なりと認むる場合に於ては公債證書に組換ふる權能を保有することあり、此の如き豫防行爲を以て國家は預入者の利益を害せざる限り自衛の爲め出納の安全を計らざる可らず、元來預金は不時の引出請求に遭遇するの虞ありと雖も公債の償還は其年度の豫算に上り同年度中には増減あることなく其利率は預金利率より高きを以て毫も組換を得たる者の利益を害することなくより預金と云ひ公債と云ひ同じく國の債務たるも預金は其性危険を加味して安全ならず爆發質を帶び破裂の虞あり、然るに之を公債證書に組換るときは國庫の爲には危険の元素を除き預金の爲には利益を増加し一舉兩全の良法なるや疑を容れず、我國に於ては明治二十三年法律第七十五號預金に制限を置き公債證書に交換の件及同年法律第六十三號郵便貯金條例の如きは頗る吾人の意を得たるものなり、只其制限金額に就ては世の進歩に隨ひ當否の差違を生ずべきは勢の然らしむる所たり、今便宜の爲め銀行の制限金額を示さんに預入者の請求に依り預金を公債に組換へ得るは預金の高三百圓以上に達したるときにして政府の職權上預金を公債に組換へ得るは預金が二千圓以上に達したる場合とす然れども後者

外國に於ける國設
機關の公
債買

は幸にして其必要を生せず未だ實施せられたることなし
又外國の例を見るに輒近英國に於ても郵便貯金部に於ける公債の購入漸次増進し年々其件數と金額とを増加するの勢あり是れ近年公債價格の降下せしに由るもの多きに依るべしと雖も抑々亦組換が公私の爲め少なからざる便宜を與ふるに依るなきを得んや試みに其實況を掲載すれば左の如し

第二表ノ一

西曆年次	件數	金額
一八八五	三、〇〇〇	二四、五〇〇、〇〇〇
一八九〇	五、〇〇〇	四六、八〇〇、〇〇〇
一八九五	六、〇〇〇	六九、五〇〇、〇〇〇
一九〇〇	九四、〇〇〇	一四、六〇〇、〇〇〇
一九〇五	一四〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
一九〇九	一七〇、〇〇〇	二六、四〇〇、〇〇〇

西曆千九百五年一磅以下の預金を受取らざる事に爲せしに由り一時不足額を減少せしと雖も公債價格の下落するに隨ひ購入増加し費用復た増加せり、不理を敢

てするの結果斯の如し豈に鑑みざるべけん哉

佛國に於ても輓近國庫を経て賣買する公債の高頗る増加し其實況左の如し

第二表ノ二

西曆年次	購入高(百萬法)	賣買高(百萬法)	價格(分利付)
一九〇一	二七、八	二八、六	九九、五
一九〇二	三〇、五	三二、九	100、01
一九〇三	二九、一	九九、四	九九、五
一九〇四	二五〇、九	九三、三	九七、五
一九〇五	二三四、五	九九、三	九九、一七
一九〇六	二四六、一	八四、六	九七、七
一九〇七	二五二、〇	六六、三	九五、六
一九〇八	二三七、二	九三、二	九七、元
一九〇九(上半期)	五九、〇	二七、〇	九七、五
一九一〇(同上)	五九、〇	二九、〇	九六、五

郵便貯金に就ては明治二十三年法律第六十三號を以て一人一度の預金高を十

郵便貯金に關する我國の立法例

民設機關との衝突を避くるを要す

錢以上とし一人一日の預入高を五十圓以下とし其總高は元利合せて五百圓に限り、然るに政府は同三十七年法律第二十三號を以て前記五十圓の制限を解き單に十錢以上とし五百圓を改めて一千圓と爲せり(西曆千九百十四年九月米國議會は制限を千圓より二千圓に増加するの決議を爲せしに大統領ウィルソン氏は之を不認可せり、今兩者の長短優劣を比較考慮するに後者は前者の理事整然たるに若かざるの憾なしとせず、組替に就ては新法は其第六條を以て新たに制限超過に對する強制組替の道を開き舊法の不備を補ひ、更に第七條を以て郵便切手及び支拂期開始の證券を以て預入金に充當するの道を開き聊か預入者及金融の便を圖り、尋で遞信省令第三十六號を以て郵便貯金規則を發布し切手預入に關する規定は第四十七條以下證券預入に關する規定は第五十一條以下を以て之を定め頗る面目を改めたり

危険の豫防凡そ斯の如し、然り而して商賈の資金は其額大にして出入の時期定まらず故に其資金は當然普通銀行に預け入るべきものにして細民の零碎なる資金と大に其性質を異にす又官設機關の預金利子は民設銀行預金利子よりは少しく歩合を低くし以て預金吸收の競争を避け且つ容易に歩合を動かさざるを好し

とす

第三章 年金

第一節 總論

區別

確定公債及流動公債に關しては粗々其要を論述したり故に今次を追ふて年金の事に論及せん凡そ年金の普通公債と異なる所以のものは普通公債は元利を區分して之を支拂ひ元金償還に至るまでは唯利子のみを支拂ひ満期若くは當籤の時に至りて元金を拂ふも年金は即ち然らず其期限中元金の一部分と殘留元金に對する利子とを毎年支拂ひ元金は遞減して逐年減少し終に消滅に歸するものとす而して年金に二種あり

- 一 終身年金
- 二 有期年金

是なり其他賞勳年金又は英國に行はるゝ死後拂渡すべき年金等ありと雖も前者は國家が勳功に酬ゆる者にして後者は生命保險の類に屬し本章論ずる所の年金と全く其選を異にす蓋し終身年金とは例へば茲に千圓を國庫に拂込む人ありと

組方の方
法

せん政府は其者に對して終身毎年若干金額を拂ふことを契約し其人の生命の上
に權利を設定するものなり有期年金は政府が若干金額を受取り其元利支拂の爲
め例へば十箇年若くは三十箇年の間毎年若干金額を拂ふの法とす例へば三十箇
年賦の年金は政府は毎年元金の三十分の一に利子を加へたる金高を拂ひ以て進
行す故に其元金は年々遞減し隨て其利子を減少す即ち初年は元金の三十分の一
を支拂ひ利子は拂込み元金の全體に對する者なるも次年に於ては元金の三十分
の一及其元金の三十分の二十九に對する利子を支拂ひ以下此の如くして進行す
るときは年金者の年々得る所の金額一定せずして受領者の爲に便利ならず故に
期間中支拂ふべき元利總額の平均を取り以て毎年仕拂ふべき金高を一定するも
のなり

第二節 終身年金

第一目 設定の根據

有期年金は其取扱甚だ單純なりと雖も終身年金に至りては多少複雑なるを免
れず即ち人の壽命は之を知る可らざるを以て終身年金の額を算定するには多少

の想像を用ひざるを得ず生命保險會社の如きに就き年金者の生命の平均を推定し以て計算の基礎を定むるの外他に方法なく普通滿三十歳に至らざれば終身年金を許さざることとし凡そ六十五歳迄生存するものと假定し以て年金の額を定む故に年金者若し六十五歳以内にして死去すれば多少の損失は之れを免れざるも年金者幸にして七八十歳の長壽を得るときは其利徳となるべし然るに今や生命保險の術大に進歩し其經驗亦久しきを以て生命の平均數概ね違算なく長短相補ひ得失相償ふことを得るに至れり

元來國民全體の生命に就て之を論ずれば其平均年齢は凡そ二十七八歳なるべしと雖も年金の關係に於ては此平均年齢を用ふべきものに非ず抑々相應の資産を有し年金を得て其生涯を送らんとする人は生計に幾分の餘裕ありて中等以上に位する者なり而して生命保險に加入し子孫の計を爲すを得る者も亦幾分餘裕ある者たらざるを得ず故に此二階級に屬する人は身體自衛の點より見るも又知識上に基づく諸般の注意を怠らざる點より視るも之を同一等級の者に屬せしむるを得べきを以て生命保險會社の成績は終身年金算定の基礎と爲すに頗る適當のものなるべし

兩者の比較は相當なり

第二目 效用

終身年金は人の死亡に至るまで毎年若干金額の給付を約したる者なれば年金者にして早世すれば國は仕拂の義務を免れ其者長命なれば國家は多額を拂はざる可らず故に終身年金證書は無論其讓渡を許さず然れども個人の生涯中最も安全に最も多額の収入を得ることを要する場合に於ては此年金は頗る便利なるものとす例へば茲に父母養老の爲に其費用を得んと欲する者あり以爲らく一年五百圓以て父母に奉ずるに足らんと乃ち五百圓の歳入ある公債證書又は他の有價證券を買入れんとすれば頗る多額の資本を要すべし然りと雖も年金の法に依れば元金の一部は毎年其利子と共に拂ひ戻さるゝを以て年額五百圓を得るに割合に多くの資本を要せざるのみならず幸にして父母長壽なれば却て當初の拂込金額以外の所得を利するを得べく以て其便益の一端を知るに足らん

第三目 組換の必要

茲に終身年金に付き一の注意を要する者あり何ぞや抑々終身年金は讓渡を許さざるを以て從軍者の爲に之を他の公債若くは年金に組換へ得る方法を設けざる可らざること是なり是れ他なし國家は一方に於て國民の生命の上に權利を設

定したるに一方に於て其天壽を終らざるに先ち之を消滅せしめ得べき原因となり得べき事を強ゆるに忍びざるの理由あればなり、如斯微妙の點は往々立法者の注意を脱することあるを以て茲に一言す、固より一片の婆心に過ぎざるなり

第三節 有期年金

第一目 效用

有期年金は前陳の如く有期の権利にして人に專屬せざる者なれば其證書の買入は固より自由なり而して其効用は或る年期間若干の出資に對し最も多額の歳入を得るを要する場合に於て最も顯著なり、今其適切なる例を擧ぐれば茲に一學生あり正則の教育を受け今より五年の後は必ず高等の學校を卒業し以て公私の事業に従事し大に爲すあらんことを期すと雖も固より在學中自ら營利の業に従事する能はず到底父兄若くは知友の助力を受けざるを得ざる者少からず、此の如き場合に方り若し父兄等が公債證書の如き者を以て學資に充んとせば一時多額の資金を要するも五箇年の有期年金證書にして學資に充つべき年額を生ずる者を購買せば比較的少額の資金を以て其目的を達するを得べし、獨り學生のみなら

有期年金の效用

ず茲に若干の資本を父兄より分與せられ生産事業を開業する者に於ても亦同様の事情あり、元來新設の事業は當初より直に利益あるものに非ず當初三五年間は多歩の困苦を忍ばざる可らざるは蓋し普通の情勢なりとす、然れども衣食住の費用は其間と雖も到底免る可らず生計の爲め其分與金の一部を銀行に預けん乎利子安し而して方今文明國に於ては當座預金に對しては利子を付せざる場合少しとせず

然らば公債證書の如き者を購買せん乎頗る多額の元金を要すべし此等の場合に於ては年金證書を購買するを最も便利とす何となれば創業の時期に當り肝要なる營業基金を比較的減少せざるの利あればなり、斯の如き利あるを以て年金證書の需用多きは固より偶然に非ざるなり加之有期年金は讓渡自由なるを以て金融上亦終身年金より便利なり而して國と年金者との間に利害の衝突なく最も穩當なるものとす、然れども長期間の年金は利子歩合の變動上兩者の間に幸不幸を生ずるの虞あるを以て時に或は之を避くるの方法を設くるを要す即ち四五十年と云ふが如き長期の年金を約する必要ある場合には例へば十年乃至十五年經過の後は減じたる利子相當に組換を爲すの權利を國家に保留し置くを好しとす

長期の年金には組換の便な可とする

第二目 公債整理の爲にする利用

三

有期年金は之を公債償還の爲に利用することを得べし。例へば茲に一千萬圓の公債を償還せんとするに當り其財源を求むるに頗る巨額にして支出に少なからざる困難を感ずることなしとせず然る時は政府は宜く普通の公債を有期年金に組換ふるの方法を採るべきなり。組換は固より人之を冀望せざれば行はれざるべしと雖も年金は前述の如く種々の事情に適合して便利なるものなれば普通公債所有者中年金證書の所望者あるべくして巨額に非ざる以上は組換は容易に行はるゝものとす。然る時は例へば政府は一千萬圓の年金證書を發行して普通の公債を償却し其年金を三十箇年期の者とすれば毎年元金の三十分の一即ち三十三萬餘圓を三十箇年間支拂へば漸次元金を消却し以て年々の利子を減ずるを得べし五六億圓の歳出を取扱ふ國家に於いて三四十萬圓を節約するは蓋し容易の業たるべし而して其組換を受る方に於ても例へば五分利付百圓の三十箇年期の公債なれば利子百五十圓元金百圓合計二百五十圓なるべく百圓拂込八圓の三十箇年期の年金なれば三十箇年間に二百四十圓を得べくして其間表面十圓の差あるが如しと雖も年々償還せらるゝ所の三圓を元金を五分を以て復利法にて増殖すれ

ば三十箇年間に十圓十二錢餘を得べく年金の方却つて利益あり是に於て英國に於ては此事盛んに行はれて好結果を收む。グラッドストーン氏の如き最も之を主張せり實に老練の手段と云ふべし。我國に於ては其例なきのみならず未だ年金に關する法律も存在せず是れ我財政上一の缺點たり方に進んで適當の設備をなすの必要あり。人文の發達上此問題の輿論となるや疑を容れず豫め研究を積み以て他日違算なからんことを冀望に堪へざるなり

第四節 トンチン法

第一目 方法及組織

茲に又終身年金の一種にしてトンチン法と號くる頗る巧妙なる一方法あり。抑々此方法は西曆第十七世紀の半に於て佛國に移住し當時奇智を以て有名なりし伊太利の一銀行家ローレン、トンチン氏の考案に係り西曆千六百八十九年甫めて佛王ルイ第十四世の採用する所と爲り直ちに考案者の名に依り之を號け爾來歐洲に於て頗る行はる。抑々名法は名主を得て甫めて行はる實に奇遇と云つべし。今試に其意義に依り之を命名せば生存者分取法と謂て可ならん乎我國未だ其例を

三

見すと雖も固より利用の道なしとせず其方法は例へば國家若くは地方團體が年金法にて借金するの必要あるに當り普通の方法に依るときは八分割戻に非ざれば其目的を達する能はざるときに次の方法に依り借り入るべきに付き五分割戻にて應募せんことを同年齡(例へば滿三十年)の若干人(例へば千人)に交渉し此千人中一人死去すれば其持分は之を九百九十九人の生存者に分配し二人死亡すれば其持分は九百九十八人に分配し此の如くして進行し最後の生存者は自己の分外九百九十九人分を受取ることを得べき條件を附するものなり。然る時は人世誰か欲望あらざらん此千人中乃公先づ第一に死去すべしと思ふ者一人もなく假令最終の生存者たるを望まざるも其半數に先ちて死すべしとは何人も思ひ懸げざる所なるべし故に此交渉は意外に纏り易くして成功に難からずトントン氏は實に能く人情の機微を察し奇巧の一方策を按出せるものと云つべし。識者の考慮は實に人意の表に出て奇絶精妙鬼神を驚かす世の好評を博す誠に故あるなり

第二目 生存者の實例及數字的説明

歐洲に於ては此方法頗る行はる曾て佛國に於て一老婆九十六歳まで生存し英國に九十二の老翁あり共にトントン法に依り金満家となりし話柄あり已に九十

歳の末路に瀕して金満家たるも其自身に於て別に必要なかるべしと雖もトントン法に應せし者は生存者の數全數の半に達するまでは未だ必ずしも身老いたるに非れば多少前途に望みあり殊に慾望は人類の免れざる情にして現に肺病の如き不治の症に罹る者も自身人に先ちて死すべしと推志する者殆ど稀れるべし況や普通健全なる者に於てをや假令百歳以上の壽を保ち全數に殿たるを得ざるも七十歳内外までは安全に生存し得るならんと自負するは人情の常なりと云ふも蓋し誣言に非ざるべし

今試に數字を以て之を推論せんに一人の出金高を百圓とし應募者千人とせば其總出金高は十萬圓なり而して割戻年金額の割合五分なれば年金額即ち五千圓なり今之を千人に分配するとせよ一人一年の取分は五圓なり然るに數年を経て千人中五百人死去し五百人生存せん乎五千圓を五百人に分配すれば可なるを以て一人一年の取分は十圓となるべし是より死亡者漸次其數を増加し生存者五十人とならん乎五千圓を五十人に分配すれば即ち可なり茲に於て一人一年の取分は百圓となり其高當初の出金高と等しく既に巨大の利益なり況や十圓より百圓に至るまで生存者の爲に年々取分を増加するの利あるに於てをや人心の是に

傾向するや知るべき耳、尙ほ一步を進め生存者十人に至れば一人一年の取分は五百圓にして最後の生存者は五千圓の全部を受領するを得るを以て公衆も之を以て利益ある放銀法と爲すは人情の趨く所にして蓋し怪むに足らざるなり

第三目 公債整理の爲に利用するを得

此方法は一見手數頗る繁密にして巨額の公債募集に適せず國債より寧ろ地方債に適當す然れども國家に於て之を試んとせば地方に支部を置き各所に於て募集し其金額を中央に収集すれば必ずしも多額の募債に應用し難きに非らざるなり而して國家は此の方法を以て低利の公債を起し高利公債の償還を爲すも亦可なり。元來此法は頗る巧妙にして決して人に應募を強ゆるに非れば毫も迷惑を民に及すことなく實に一舉兩全の策なりとす。加ふるに之を以て高利の公債を償還するは財政の一助たり、往時は此方法を以て會社の資金を得んと試みしことありしと雖も成功を見る能はずして止めり是れ私法人は之を公法人に比して其壽命長きを得ず閉鎖分散等豫め測り知る可らざる所のものあればなり、トンチン法の利用法亦其限度ありと云つべし

利用の限度

第四章 特別公債

第一節 籤札付公債

第一目 總論

確定公債、流動公債及年金の一國財政上の必要なるは論を竣たす其要項は既論の如し、然るに茲に又一二特種の公債あり、何ぞ哉籤札付公債特別募集公債等是なり、請ふ籤札付公債より之を述べん

籤札付公債とは抽籤に際し花籤を付し射倖的利益を約する者なり元來公益に基く特別の理由なく此方法に據り公債を募集するは固より不可なりと雖も天下の變は豫め測る可らず公益の爲め多少の倒行逆施を忍ぶは時に或は已を得ざる場合なしとせず、相當の注意を以て之を試みるは機宜を制するの一方方法たらざるを得ず、然らば則ち其發行機關は必ず競争なき特殊の者を選ばざるを得ず、若し其必要あるときは勸業債券發行の場合に特許するが如き方法に依るの外他に方法なかるべし、我國の公債に於ては未だ其例なしと雖も歐洲に於ては屢々行はる

公益に基く特別の理由あるを要す

抑々籤札付公債證書の發行は射倖心を挑發し純理上其不可なるや論なしと雖も種々の關係上より其必要を認め勸業銀行の債券に對して之を添付することを認許するの例なしとせず(坤二編二卷第一章參看)然れども籤札付公債證書の發行は假令如何なる便宜あるも競争をなし得る場合に於ては決して之を許す可らず何となれば競争の結果は濫發となるの虞あればなり起債權は公共團體獨り之を有するを理由とし政府は時に或は之を發行することありと雖も籤札付公債證書の發行は公益上の利益が射倖心獎勵の弊を償ふて餘りある場合の外容易に施行すべきものに非ざるなり只天下の事固より膠著なるべきに非ずして豫め其要なきを期するを得ず萬一之が施行を要する場合に遭遇せば其方法に就き大に注意する所なくんばある可らず請ふ次に於て其要を摘述せん

第二目 籤札付公債に關する注意の要點

第一に注意を要するは拂込みたる元金は必ず償還せらるべく利子は普通率より幾分か低廉なるべしと雖も必ず支拂はるべきことは是れなり不當籤者は全く元金を失ひ當籤者は一時に意外の巨金を得るの結果を來すことあるが如きは甚だ不可なり必ずや不當籤者と雖も其元金を失はず且つ利子は聊か低歩なるも必ず

發行者は競争なき者たるなき要す

第一注意の點

之を得ることゝ爲させざる可らず然らずんば即ち自家の出金は擧て之を當籤者に取り去られ一方に大失望者を生じ一方に倏忽暴富を得る者を生じ賭博と擇ぶなきの弊害を生ずべし故に應募者は元金は勿論利子と雖も普通の率より少く低きは已を得ざるも必ず之を受るの仕組と爲すを要す例へば普通の利子が五分なるときは之を三分と爲し五分と三分との差額即ち二分は之を發行者と當籤者との間に分配するが如き仕組に爲すを可とす

第二に注意すべきは籤數は可及的多數にして當籤者を多からしめ又一人に向て多額を支拂はず小額を多數の人に拂ひ當籤するも暴富を成さず當籤せざるも亦甚だしき損害を被らざるを度とし勉めて射倖心を和ぐるにあり凡そ是等の點に注意せば籤札付公債と雖も實際敢て大なる弊害を生ぜざるべし即ち元利の支拂不確實にして價格に大變動ある貧弱なる小國の公債よりは却て安全なるや知る可らず伊太利佛蘭西等に於ては此類の公債の發行せらるゝに際し人民之に應ずるが爲め特に節儉し小賣商賈に影響することは吾人の耳にする所なり雪に和して泥を踏む夫れ或は妨げなき乎然りと雖も戒根虧くれば定惠據る可らず清禁を慎ますんば術巧緻なるも其終を全ふする能はず戒めすんばある可らざるなり

第二注意の點

第三目 巴里萬國博覽會に於ける籤札付證書發行の實例

一 費用の供給

籤札付證書發行に就き注意すべき諸點は前目に於て略陳せしが如し而して其施行は一時特別の事情と必要とに由り生ずる破格の場合たらざるを得ず彼の博覽會(一時にして唯一なるものなり、此證書は小形に製し携帯の便を圖るを良しとす)費用を徴收するが如き即ち其一例たり、今佛國が西曆一千九百年萬國博覽會開設の爲め施行したる所の籤札付證書の發行の如きは頗る奇巧にして好結果を收め世の耳目を惹けり請ふ少しく之を述べん

西曆千九百年佛國が巴里萬國博覽會を開くに當り其總經費として一億法を要し其財源は巴里市及國庫より各二千萬法を支出し之に宛て殘額六千萬法は五大銀行と協議して當籤の方法に依り之を募集することに決せり所謂五大銀行とは土地低當銀行(クレヂフォンシユ)里昂銀行(クレヂリヨネー)割引銀行(コントウアル、ナシヨナルデスコント)商工銀行及、ソシユチー、ヂェネラル是なり是等五銀行は開會に先ち西曆千八百九十五年既に其發行に著手し其發行したる籤札付證書の數は通じて三百二十五萬枚一枚二十法にして發行額面總計六千五百萬法の巨額に

達せり其中政府に納入すべき金額は六千萬法にして自餘の五百萬法中三百二十五萬法は之を募集引受人の保證手数料とし百七十萬法を以て籤札付證書の製造發行、抽籤、拂渡、諸廣告等に關する諸費用に充てたり

抑々佛國が博覽會の費用支辨の爲め籤札付證書の發行を試みしは此時に始まるに非ず西曆千八百八十八年に於て既に之を舉行し頗る好結果を得たり然るに前には發行手数料は發行額に對して一割なりしに後には六千五百萬法の發行に對し五百萬法に過ぎずして其割合八分に達せず五行の國家に貢獻せし所少しとせず

斯の如く前記五銀行は富籤の發行を引受け籤札付證書千枚を一株として各々自ら二十株乃至二十五株を引受ると同時に佛國は勿論諸外國に於ても廣く其引受人を募集し若し一定の期間に公衆の募集に應ずる者少きときは五銀行は更に豫定の比例を以て自ら應募し其不足を補ふものとし又萬一應募者中に拂込を忘る者あるときは銀行自ら其責に任すべきものとせり然るに實際に於ては募集頗る盛況を呈し是等豫備決議の執行を要せず總計三千二百五十株に達し應募株數五千四百九十九に上り其金額一億九百九十八萬法に達し爲に二株以上の申込者

は總て之を二株に引下ぐるの已を得ざるに至れり而して籤札付證書には入場券の普及と觀客の來集とを目的とし一枚毎に其額二十法に相當せる二十枚の入場券(入場料を一法とせり)を添附せしを以て六千五百萬枚の入場券は博覽會開會前既に世上に賣り出されたり

斯の如くして五大銀行は籤札付證書三百二十五萬枚を發行し政府に納付すべき六千萬法と手数料其他の費用とに充つべき五百萬法は之れを得たりと雖も籤札付證書の所有者には開會中一枚に付き二十回博覽會場に入ることを得るの權利を附與せし外爾後五箇年間即ち西曆千八百九十六年より同千九百年十月廿五日まで二十九回の抽籤を以て當籤者に總計六百萬法の金額を支拂ふものとし當籤者の總數は之を四千三百十三人とせしを以て政府は尙ほ此金額に對する財源の必要を感せり今此六百萬法を總費額一億法中より支拂せんか忽ち豫算に不足を生すべきを以て政府は先づ預金局と交渉し五大銀行より得たる納金六千萬法を該局に定期預けと爲し西曆千八百九十六年一月より同千九百年十二月三十一日まで据置き之に對して年二分五厘の利子を受くるの契約を結び當籤者に支拂ふべき資金は之を得たりと雖も尙ほ茲に残る所の二困難は政府及巴里市の負擔

當籤者に
支拂ふべ
き財源

諸般の設
置費の財
源

に屬すべき彼の四千萬法は五箇年間の繼續なりしを以て兩財源の支出は年々其一部たるに過ぎずして到底廣大なる博覽會諸般の設備の爲め要する經費に應ずるに足らず當局者も頗る其處理に苦心し終に一方法を案出せり即ち政府は佛蘭西銀行と交渉を開き嚮に預金局より領收したる六千萬法の預り證書を擔保として參千萬法の當座勘定を博覽會事務局の爲に開くの特約を結び佛蘭西銀行は事務局が政府及巴里市の支出金を以て諸建築其他の設備の費用を支辨する能はざる場合に於て商務大臣の請求あるときは一分二厘五毛の利子を以て三千萬法を限り何時にても政府に貸附すべきものとし其償却は西曆千九百年十二月末日までとし免許料其他材料賣却等を以て利子支拂に充つるものとせり斯の如く佛蘭西銀行は單に預金局より出したる一片の預金證書を擔保とし壹錢の現金をも預ることなく能く薄利に甘んじて參千萬法の當座勘定を開くを諾したるは畢竟該行が公共心に富むの致す所にして國家に貢獻する厚しと云つべし

右の方法に依れば博覽會開會中事務局が使用し得べかりし金額は政府及巴里市より支出すべき四千萬法と當座勘定に由り佛蘭西銀行より借入れ得べき前記の參千萬法とにして合計七千萬法に限れり故に今表面より之を見れば資金の用

意願る薄弱なるが如しと雖も實際に於ては諸建築物を始めとし諸般の施設中直に代價の支拂を要するもの意外に少く多くは事業の結了後短くも六箇月後に支拂ふべきもの多きを占め前記當座勘定の如きは引出甚だ少く單に萬一の準備たるの實況を呈せり

二 籤札公債附帶の特權

籤札付證書には前記の如く一枚毎に一枚一法の博覽會入場券二十枚を添付したるを以て籤札付證書一枚を有する者は開會中二十回入場觀覽の自由を得るは勿論實際の利益五箇年間に二十九回執行せらるべき抽籤の權利想像上の利益を有するが故に好運者は四千三百十三箇の一又は數箇の當籤の望あること前陳の如くなるに搗て之に第三の特權を加へ籤札付證書の所有者には左に擧ぐる二箇の利便中一を撰ぶの特權を有せしめたり即ち

第一 籤札付證書の所有者は博覽會開會中場内に於て舉行する諸興行を觀覽せんと欲し其入口に於て證書を示せば入場料の二割五分の割引を受くることを得

第二 籤札付證書の所有者は指定の鐵道會社及汽船會社に對して博覽會の開

籤札付公債に附帶する權利

期間は往復共に二割五分の割引を請求することを得

其収入を得る方法の巧緻にして觀客の便を圖る亦周到なりと云ふべし

三 籤札付證書發行の好況

斯の如く籤札付證書の所有者は種々の利便を享受せしを以て其賣れ行き非常に好況を呈し佛國は勿論全歐洲其他殆ど世界到る處に廣まり其分配の比例は佛國六割全歐洲二割米國一割にして其餘の一割は濠洲地方其他東洋の各殖民地に於て賣捌かれたり而して此の籤札付證書は日々巴里の取引所に於て賣買せられ其價格最初は額面を下ることなかりしが博覽會の開期に近くに從ひ入場券と籤札付證書と分離して賣買せられ證書の買手は單に當籤の希望のみを以て之を買ひ入るるに至れり前記の如く籤札付證書の抽籤は西曆一千八百九十六年八月に始まり同千九百年十月を以て最終期となし其間二十九回の抽籤を行ふべきものにして西曆千八百九十九年までは入場券の添付しあると當籤の見込少なからざるの故を以て證書の額面以上の價格を保てり然れども西曆千九百年に入りては餘す所の抽籤僅に六回に過ぎずして當籤の望漸次薄弱となり相場次第に下落し同千九百年七八月の頃に至りては證書一枚入場券と分離したる者參法五十三

參内外を昇降し證書より分離したる入場券の價も博覽會開會の當時は一法より七八十參の間を昇降せしに漸次下落し開場に近づくに隨ひ二十參乃至十參に下落せり是れ自然の數にして固より怪むに足らざるものなり

四 當籤金額の配合

前陳三百二十五萬枚の籤札附證書に對する四千三百十三個の抽籤は西曆千八百九十六年八月に第一回の者を行ひ第二十九回即ち最後の者は同千九百年十月二十五日を以て之を舉行せり今西曆千八百九十六年に於ける五回の抽籤に伴ふ當籤は總數金額を擧ぐれば左の如し

第三表

年月日	當籤の數	各等當籤の數	金額	總金額
第一回 西曆千八百九十六年 八月廿五日	百六十八箇	五拾萬法の當籤一箇 壹萬法の當籤二箇 五千法の當籤五箇 壹千法の當籤拾箇 百法の當籤百五十箇	五拾萬法 二萬法 貳萬五千法 壹萬法 壹萬五千法	拾參萬法 拾參萬法 拾參萬法 拾參萬法 拾參萬法

第二回 同年九月廿五日	百五十八箇	拾萬法の當籤一箇 五千法の當籤二箇 壹千法の當籤五箇 百法の當籤百五十箇	拾萬法 二萬法 壹萬法 壹萬五千法	拾參萬法
第三回 同年十月廿五日	百五十八箇	拾萬法の當籤一箇 五千法の當籤二箇 壹千法の當籤五箇 百法の當籤百五十箇	拾萬法 二萬法 壹萬法 壹萬五千法	拾參萬法
第四回 同年十一月廿五日	百五十八箇	拾萬法の當籤一箇 五千法の當籤二箇 壹千法の當籤五箇 百法の當籤百五十箇	拾萬法 二萬法 壹萬法 壹萬五千法	拾參萬法
第五回 同年十二月廿五日	百五十八箇	拾萬法の當籤一箇 五千法の當籤二箇 壹千法の當籤五箇 百法の當籤百五十箇	拾萬法 二萬法 壹萬法 壹萬五千法	拾參萬法
合計 以下略す	八百箇			百九萬法

西曆千八百九十七年乃至同千九百年の四箇年間に執行したる抽籤の方法は抽

籤の度數を一箇年六回に増したる等多少の差異ありと雖も畢竟大同小異のみ唯注意を要するは最後の年に於ては一等籤札を最後の抽籤に置きしこと是なり今之を略陳すれば西曆千八百九十七年乃至千八百九十九年の三箇年に於ける當籤總數は二千八百六十五箇にして其總金額は參百七拾五萬法なり又西曆千九百年の當籤數は六百四十八箇にして其總金額は百拾六萬法即ち五箇年間の合計當籤數は四千三百十三箇にして總金額は六百萬法なり

右の中毎抽籤に伴ふ抽籤金額の各等級殊に各抽籤期に於ける最高當籤の配置に付きて頗る注意すべきものあり例へば西曆千八百九十六年以來同千八百九十九年に至るまでは第一等の當籤即ち五十萬法の籤は毎年初回の抽籤期に之を置きたるも最後の年即ち西曆千九百年に於ては第一等の當籤は却て之を最後の抽籤期に置けり是れ籤札付證書の所有者は人情として速かに巨額の當籤を望むべきを以て最初四箇年は成るべく前に最高價の當籤を置き以て人心を收攪し最後の年に至ては一等の當選を最後の抽籤期に譲り將に去らんとする所の人心を牽き以て籤札付證書の所有者をして尙ほ萬一を僥倖せんことを望ましめ最後に至るまで之に對し愛惜の情を斷たしめざるの方策にして當局者の注意亦盡せりと

言ふべし

五 籤札付證書發行の成績

西曆千九百年巴里萬國博覽會開會に當り籤札付證書の所有者に鐵道會社、汽船會社に對し二割五分の割引を請求するの特權を附與せしは管に三百二十五萬枚の證書の賣行を容易ならしむるの目的に出でたるのみならず又之れに因りて多數の觀客を巴里に集中せんとするの趣旨を含むものなるや疑を容れず當時方略其當を得三百二十五萬枚の籤札付證書は發行後幾干もなくして賣却し盡したるのみならず略々其相場を維持したるは前述の如し此くの如くにして西曆千九百年の大博覽會は豫定の如く開設せられ大成功を收め政府は豫期の如く西曆千九百年十月二十五日限り籤札付證書の償還を結了することを得たり要するに西曆千九百年の巴里萬國大博覽會は其大體に於て非常なる成功を示せしと同時に其財政に於て大功を奏したるは萬日の認むる所にして政府は二千萬法を五箇年間の繼續費として毎年比較的少額を支出し善く壹億法の支出を要する世界大博覽會を舉行し巴里市は二千萬法を五箇年繼續費として年々其幾分を支辨し而して市に吸収せし所の金額凡そ二十五億法に達せしは内外人の共に信じて疑はざる

所なり、今之を前回即ち西暦千八百八十九年の博覽會に比較するに前回は佛國大革命を祝するの意に出でたるものなりしを以て列強中感情自ら平かなるを得ず或は參同せざる者あり或は參同したるも熱心なる同情を示すに至らざりし者ありしは掩ふ可らざるの事實なりしも當時巴里市は尙ほ八百萬法を支出し其成功を援け能く拾貳億五千萬法を市に吸収し得たるは世人の知る所たり今回は之に反し古來未曾有の世運を進めたる第十九世紀を送り併せて新世紀を迎ふるの趣意に出でたるものなれば世界何れの國と雖も之に參同せざるなく其成功の大なるは殆ど之を豫期するを得べかりき而して實際は其豫期に違はず開會に至り四海各國の士女雲の如く簇り來り以て空前の盛況を呈し日々の觀客數十萬に上り其最も盛なるに際しては六十萬人以上を數ふるに至り巴里市一時の繁榮實に人目を驚かし其吸収せし金額少くも前回に一倍せしや疑を容れず博覽會の成功及市の繁榮斯の如くなりしを以て其財政に參與せし彼の五大銀行より組織せられたる「シンヂケート」も利する所ありて損する所なく籤札付證書の賣れ行き最も好況なりしを以て表面其負擔せし重大なる責任は實際に於て其履行を要せず僅少の危険に對して三百餘萬法の手數料を收得せり其他預金局は日歩五厘の低利を

以て六千萬法の定期預りを爲し佛蘭西銀行は三千萬法の當座勘定を開きたるの報償として一步二厘五毛の手數料を得關係の各方面共に好成績を見ることを得たり

六 籤札付公債募集者の利害并に交通機關

籤札付證書發行の方面より之を論ずれば如上の好成績を見たるは瞭然として夫れ明かなり今一步を進めて證書を購求したる一般公衆の利害如何を見るに是れ亦利ありて損なし抑々此籤札付證書一枚の價格は二十法にして之は入場券二十枚を添付せしを以て其購求者にして觀覽する以上は既に損失を受ることなし況や之に加ふるに鐵道會社汽船會社の賃錢の割引あり又會場内に於ける凡百の興行に對して其入場券の割引を受るの權利を有するをや單に汽車の一事を以て之を例せんに籤札付證書一枚を所有する者が二百哩以上の間を往復するときは僅に二十法の證書一枚を以て二十法以上の割引を求むるの特權を有す其便益知るべき耳獨り是のみを以て論ずるも其投下したる資金を償ふに餘りあり加之證書一枚を以て二十九回の抽籤に與ることを得るが故に五十萬法當籤の僥倖なきを必せず然らざるも大小籤四千三百餘箇中の一に當籤するの希望あり宜なる哉

應募者の得失

三百餘萬の多數の籤札付證書をも一たび發行せらるゝや忽ちにして賣り盡され機を逸して來りたる購買者は謝絶に逢ふて徒らに其遲きを悔ゆるの盛況を呈したり

又交通機關即ち鐵道汽船會社の如きも其賃錢に於て二割五分割引の義務を負ふと雖も博覽會の爲に平常に比して幾十倍の旅客を増加し營に損失なきのみならず相當の利益を得たるは疑を容れず然らば即ち西曆千九百年巴里世界大博覽會の財政計畫は各方面皆等しく利益と便宜とを享受し籤札付證書發行の好成績を得たるものとして特筆するの價值あるものと云はざるを得ず

七 結論

然りと雖も漫然之を發行して此の如き好成績を得たるに非ず是れ畢竟するに當局者が之に屬するに精巧の術を以てし而かも勉勵能く事に當りしの結果と云はざるを得ず而して其施設後世の參考となるもの少からず不當籤者は表面上元金の全部を失ふの嫌あるが如しと雖も入場券の添付は能く其缺を補ひ只一等當籤の金額大に失するの觀ありと雖も臨時特別の場合に於て或は恕すべきの事情なしとせず多少の變通は蓋し免れ難きの勢と云ふを得べく全面的施設概して財

政學の適用上趣味なしと云ふを得ず記して以て後學研究の資に供すと爾云

第二節 特別募集

限地法

次に論すべきは特別募集なりとす元來此方法は方面を限り公債を募集するものにして所謂限地法なり例へば東京灣築港を必要とせん乎東京は全國の首府たるを以て同胞悉く利益を受くべきも其厚薄自ら差異なきを得ず其最も厚きは即ち東京市なりとす今明治四十年の實況に據るに横濱の輸入貨物百二十三萬九千八百十九噸にして其東京に入り東上する者總額の八割九分にして南下せし者は僅に一割一分に過ぎず他の理由は暫く之を措き單に此の一事に由りて之を観るも築港が東京人士に利益を與ふるの多大なる推て知るべき耳斯くの如く此築港の業は前途有望の事に屬し東京市民自ら進で之に當るは大に喜ぶべきも人心未だ此に傾かず仍て國家は其力を以て之を起すの決心をなし債を起さんとせば先づ五分利を拂はざるを得ざるの市況たるときに政府は東京市民に交渉して利害を説き府内に於て三分乃至三分五厘にて特別に築港公債を募集するものとす募集は獨り府内に限らず若し直接に築港の利益を受る地方あれば之を募集區域内

に入るゝも決して不可なるなし然れども直接の受益地外に募集區域の範圍を廣むるを許さず佛國の如きは屢々此方法を利用しマーセイユ、ドンキルク、ルーアン、カレイ等の如き其築港の爲め之に類似したる方法を施行せり

然るに我國に於ては未だ其例なし是れ他なし一地方の富能く巨額の募集に應ずる能はずして募集區域を廣めざるを得ざるの實あればなり例へば水戸市に新に師團の設置せらるゝことありとせば二萬餘の人馬來つて此處に屯集し市内爲に賑ひ其澤に浴する最も多きは水戸市内の人民たり此の如き場合に於て若し政府が其地方に限り特別募集を爲せば資金を得るに便にして亦結局其市の繁榮を助長するを得べく所謂一舉兩得の方法と云つべし

我國には例なし

第五章 募集及發行

第一節 總論

公債の募集と發行とは其關係恰も兄弟の如く其間明瞭なる差別なしと雖も而かも亦大體に於て自ら區別なきに非ず即ち募集は資金の事に關し發行は證書のことに係る讀者是に注目せば自ら之を辨別するに苦まざるべし今や吾人は前節

兩者の區別

に於て各種公債の得失と其配合を苟もする能はざる所以を略陳せしを以て一步を進めて募集及發行の事に論及し得るの地位にあり夫れ償還の事難うして其財政と市場に影響するの大なるは既論の如し而して募集の事豈に亦容易の業ならん哉其方法宜きを得ずんば偶々國庫に餘裕あるも之を償還に使用するを得ず空しく高利を拂ふて憾を千歳に貽すの虞なしとせず又或は國庫に急を告るあるも強て償還を爲さざるを得ざるの窮局に陥り時に高利の新債を起して比較的低利の舊債を償還するの不利を忍ばざるを得ざることなきを保せず夫れ斯の如くにして豈に財政の鞏固を保つを得ん哉償還の施行上に屈伸の餘地を存せんと欲せば必ず哉募集に際し公債の種類を精選し其全體の配合をして巧緻ならしめざるを得ず而して發行の方法亦大に注意せざるを得ざるものあり抑々發行に平價發行呼價發行の別あり請ふ少しく之を辯せん

第二節 平價發行及呼價發行

第一目 總論

公債證書の發行に平價發行呼價發行の二方法あり蓋し平價發行とは例へば百

呼價發行
の不利

圓證書を百圓を以て發行するを云ひ呼價發行とは例へば五分利を以て募集するときは平價にて證書を發行するを得べきも殊さらに利率を四分と爲し發行價格を八十圓と爲し是に對して百圓の證書を發行するものゝ如きを云ふ呼價發行の不當なるは固より論を俟たず而してその最も不利なるは價格變動の區域廣きことこれなり若し夫れ五分利を以て平價にて募集せん乎世運進歩し利子低落し五分利公債平價以上となり利落計算にて百二三圓の價格を保つに至れば即ち借換を行ひ五分以下に利子を減じ得るを以てその價格非常に上下するの餘地を存せず然りと雖も平價以下例へば八十圓にて發行せば其價格百圓に至り百圓より更に進んで百圓以上に昇る期間は長期に亙るを通例とし八十圓より利落百二三圓に達するまで價格變動の區域甚だ廣きのみならず公債價格が利落百二三圓に至らざれば借換を爲す能はざるを以て其間徒らに尨大なる元金に對して四分利を拂はざるを得ず國庫の損失多大にして納稅者に不利を與ふるや知るべき耳然るに投機者流は却て此價格の變動を冀望し呼價發行を冀望するの情弊あり

斯の如く發行の方法其宜きを得ざるときは公債證書の如き安全にして且つ純良なる者と雖も尙ほ投機者流の玩弄物となるの虞なしとせず察せずんばある可

らざるなり若し夫れ物價の變動をして自然の情勢に發し毫も人爲に依らざるものたらしめば是れ實に已を得ざる事に屬すと雖も人爲に依り物價に變動を起するが如きは國家經濟上努めて之を避けざる可らず今國家の爲に之を謀るに公債の發行は平價發行を基礎と爲し臨機應變自在に借換を爲し得るの餘地を存し併せて公債をして投機の器具たらしむ可らざるなり

第二目 呼價發行の不利

元來平價發行は借換を容易ならしむるも呼價發行は即ち然らず例へば八十圓にて百圓の公債證書を發行せば國家の手取り金(手数料等は暫く不問に措き)は八十圓にして償還の義務ある金額は百圓なり是れ例令其利子低廉なるも一考を煩はざるを得ざる所以なり若し夫れ五分利平價を以て元金八千萬圓を募らん乎四分利八十圓にて額面一億圓を募る者と利金及手取金に於て同一なるも平價發行の公債は借換を爲し得るの時機早く至り夙に八千萬圓に對して四分を拂ふて足るの好結果を見ること容易なるべし然れども呼價發行に係る四分利一億圓の負債は容易に四分利以下にて借換を爲し得べき時期に遭遇し難くして長期間徒らに一億圓に對して四分利を拂はざるを得ず之を五分なる八千萬圓公債の容易

英國に於ける實例

に借換を爲し得るに比較し其得失固より同日の論に非ざるなり。今之を史乘に徴するに英國は實に吾人の殷鑑たり。世人の知る如く英國の公債は主としてナポレオン戦争の時に起り、當時市場の利率は實際五六分の間に入出したるも英國は所謂呼價發行の法を採り發行價格を低廉にし三分利を以て多額を募集せり其理由とする所は利子制限法を避け又は高利を拂ふは一國の信用を傷くと云ふ如き極めて皮想の論に在り、凡そ是等の事實は普通財政論に記載しあるを以て茲に之を説くの要なし、只其政策の結果不利の甚しきものあるを一言せば以て足れりとす。當時英國が平價にて五分乃至六分利を以て公債を募集せしとせば西曆千八百三十年代に於て既に低利公債に借換するを得、大に國費を減じて元金償還の餘地を得たるは必然たりしに計茲に出でず當初低利にて呼價發行をなしたるを以て如何に英國の富四海に冠たるも三分利以下の公債に借換ふるは容易の業に非ず、漸く同千八百八十九年に至りゴッセン氏の盡力に依り二分七厘五毛公債に借換へ後滿十四箇年を経過し同千九百〇三年に至り利率を二分五厘と爲すべきに定むるを得たり、要するに利を高うして元金を少なからしめば後年にいたり借換の機會を得ること容易にして比較的少額の元金に對して低利を拂ふを得るに至るべきも

ゴッセンの功績

之に反し低利呼價發行の方法を採るときは長期年間多額の元金存在し多額の利金を支拂はざるを得ざるの不利に陥るは自然の數なりとす、豈に鑑みざる可けん哉

手取金の多きを利とす

抑々國家が公債を募集するは或目的の爲め金錢の必要あるを以てなり故に當初は假令少しく高利を拂ふも寧ろ手取金の多きを得策とす例へば四分利八十圓にて呼價發行を爲せば一億圓の證書に對し八千萬圓を實收するに止まるべし、然るに五分利平價發行にて八千萬圓を募集すれば證書額面は實收と同額にして利子金額は即ち前者と同一たり何を苦んで八千萬圓を實收して空しく一億圓の借財證文を人手に渡すの要あらんや、或は曰ん是れ表面の利子歩合低下なると資金需要の急に應ずるを得るの利ありと、然りと雖も斯の如きは未だ其一を知て二を知らざる者とす、試に考慮せよ五分利公債證書八千萬圓を發行すると四分利公債證書一億萬圓を發行するとは借換の活法を用ゆるに果して如何の難易ありや、即ち後年五分利を四分利に變ずるは容易なるべきも四分利公債を三分利以下の公債に借換ふるの機會は容易に到らず、荏苒依々數十年の久きに互るや必せり、然るに平價發行に依れば永く五分利を持続するの要なく五分利公債を四分に四分利

借換後も
尙ほ元金
大なるの
不利あり

公債を三分に借換へ八千萬圓の證書に對し四百萬圓の利子を支拂ふ代りに三百二十萬圓又は二百四十萬圓を支出するを以て足るが如く漸次に利金を減少するを得べし公債の募集發行の方法其宜きを得ざるの結果動もすれば長期の間不必要に巨額の元金に對し依然當初の利子を拂はざるを得ず數十年の後も假令之を低利に借換ふるを得るも尙ほ元金巨大なるの不利あり、般鑑遠からず英國にあり顧みずんばある可らざるなり

第三目 呼價發行の利用

然りと雖も呼價發行亦時に利用の道なしとせず請ふ試に之を辯せん、抑々起債の額大ならず償還期限久しきに涉らず而して毎年元利濟崩抽籤法(例へば有期定額支拂)を以て償還する公債の場合の如きは呼價發行法の使用意外の功を奏することなしとせず何となれば此場合に於ては確實に利子を得るの利益と應募價格若くは買入價格と償還價の差違より生ずる想像上の利益と相綜合し以て公債價格を高むるの勢あればなり、夫れ名工は材を棄てず直者は採て以て柱と爲し曲者は則ち以て梁と爲す、此方法も永遠公債若くは有期隨時拂の間に挿入し時機の宜きを制し以て發行するときは大に妙味あるべきも之に偏するは固より不可なり。

凡そ天下の事を處する固より膠柱鼓瑟を忌む施て以て室を爲すは匠氏の巧なり用を待て遺すことなきは醫師の良なり然りと雖も事の良否は自ら大體に於て區分あり局に當る者以て深く考慮せずんばある可らざるなり

第四目 結論

然らば、即ち發行の方法果して如何にすべきや他なし平價發行は要綱にして呼價發行は之が節目たり、已に綱領あれば又節目なかる可らず、本末の順序は固より之を誤るべきに非ざるなり、故に大體に於て平價發行を採り其補助として呼價發行と定期拂法とを併用し機に臨み變に應ずるは策の最も得たるものにして利害の關係判然たり復た何をか疑はん然るに世人多くは呼價發行を喜ぶの弊ありて堂々たる商賈又は銀行家にして尙ほ且つ之を好む者なしとせず勝て歎せざる可んや、抑々國家經濟上より之を視れば呼價發行の如く變動の餘地廣大にして進行の軌道定まらざる者は固より良法と云ふを得ざるなり

第三節 年金附證書の發行

英國に於ては尙ほ一種奇異の公債を起したるの例あり他なし年金附證書の發

行是なり是れ亦ナポレオン戦争の時に在り當時英國政府は當然の道に依り金を借らんとすれば到底五分利若くは六分利に非らざれば其目的を達し得ざるに強て三分利にて之を借入れ其差額二分若くは三分の損失補填に該當する所の年金を十五箇年乃至二十箇年間其公債に添附せり蓋し此方法を案出したる者の意に以爲らく年金の満期後は自ら此公債の利率は三分となるべし實に空前絶後の良法なりと然るに是れ亦一兒戯たるに過ぎざるなり何となれば普通の公債證書を發行し同時に年金證書を發行し同一の事に對して重複の手敷を盡し又公債證書若くは年金證書の孰れか一方譲渡せらるゝ場合に於ては一負債に對し二債權者を生ずるの不便を生ずればなり畢竟此の如き不便の法を設けしは當時借換の觀念未だ財政家の頭腦中に發達せざりしに由るものにして學術尙ほ幼稚の位置にありしを證するに餘りあり而して呼價發行は證書價格の變動を大にし其擔保品たるの地位を危ふし取引上に便ならず元來取引に供する擔保品は其價格の變動少なきを便利とす故に獨り財政上のみならず金融上にも呼價發行法の不利なるは明瞭なり然るに尙ほ之を喜ぶ者の多きは實に一種の奇觀と云はざるを得ず

呼價發行
の商業上
の不利

第四節 發行價格及無減少免許

第一目 總論

發行價格のこと亦頗る注意を要す政府にして例へば一億圓を望むに應募申込高二億圓に至れば其一半は之を返戻せざる可らず今市場實際の景況に依れば發行價格は正に百圓なるべきに若し之を九十圓とせば應募申込多數に昇るは必然たり此場合に於ては發行價格以上にて申込みたる者に對して先取權を與へ發行價格にて申込をなしたる者のみに對して割戻を爲すを得策とす是れ學術上無減少免許と稱するものにして頗る奇巧の方法なりとす元來公債の募集に際しては當局者の市場金融の情況を按して利率其他の要件を定め以て遺算なきを期すと雖も萬一豫期に反し應募額が需用額に達せざるときは發行者の信用に重大なる關係を及ぼすを以て發行者頗る疑懼の念を抱き所謂臆病風に誘はるゝは蓋し免れ難きの勢にして時に或は恕すべきの情なしとせず斯の如く發行者が萬一の失敗を恐れ多少の低價若くは高利を以て公債を募集するの結果應募額需用高に超過したるとき例へば募集額一億圓なるに申込高之に超過し二億圓に達するとき

は其一億圓は之を返戻せざる可らず、今純理以て之を論すれば其超過額は申込高に比例して之を割戻さざる可らず、然れども其減少をなすに當て多少の斟酌を加へ以て國庫の損失を避け併せて少額の應募者に便利を與へ社會的の利益を收むるの方法を講ずるも亦經綸の一策なり、其方法は高價無減少免許及少額無減少免許の二者とす、請ふ次を逐ふて之を辯せん、因に云ふ西曆千九百十年末に募りしホンガリーの四分利公債は九十一六分の三にて發行せしが二億五千萬クローネに對し應募額百四十億クローネに達せり

第二目 高價無減少免許

高價無減少免許一名高價發行法とは公定發行價格以上の高價を以て應募申込を爲す者に對しては前目記載の減少を爲さざる方法なり、例へば茲に五分利平價發行にて一億圓を募集するに際し其應募額二億圓に達し其半額は之を割戻さざる可らざる場合に於ては公定價格以上の申込者に對しては其申込の全額に對する證書を發行し發行價格の申込者に對してのみ割戻をなすを云ふ、此場合に於ては公定價格を發行價格又は「ミニマム」即ち最低價格と云ふ是れ異名同物たり又發行の方より之を見れば證書は高價に發行せらるゝを以て之を號けて高價發行

法と云ふ、此方法に依るときは假令發行價格低廉なるも市場に競争起り公債證書の價格相當に騰貴し遂に發行價格以上の申込の中にて需用を充たすに足ることあり、斯の如き時は最低價格以上の申込の中に就き價格高き者より順次に募入し以て公債證書を交付し需用額に達するに至りて其交付を止む故に其結果公定價格の申込者は全く排斥せられ募入せられざるに至ることあり、史乘其例に乏しからず

我國に於ても中仙道鐵道公債募集に際し曾て之を經驗せり、今當時の實況を談するも亦研究の一材料たるべし、當初法律は發行價格以上の申込者に對し證書を交付するの規定をなせしに該公債第二回の募集を爲すに至り發行價格以上の申込のみにて需要高を超過し第三回募集も亦同一の勢を呈し或は更に一層の好況を現出するの傾向ありしを以て法律の規定茲に改まり申込價格の高き者より漸次募入し需用高に至りて止むることゝなれり、高價無減少の方法は我國に於ては夙に此時より行はれ爾來他の各公債に適用せられ幾多の經驗を得て圓滿に實行せらる、元來公債の應募は應募者の任意に屬す公定價格を以て申込を爲すと公定價格以上の申込を爲すとは一に應募者の自由選擇にありて毫も國家の干渉する

所に非ざるなり、只國家は市場の實況に依り損失を避くるの方法を講ずる耳、是れ亦奇巧の一方と云はざるを得ず

第三目 小額無減少免許

小額無減少免許なる者は小額の應募者例へば二百圓以下の申込者に對しては應募超過の場合に於ても減少せざるの方法なり而して其目的は社會の下層に成るべく公債證書の所有者を増加し細民の利益と國家の利益を一致せしめんとするにあり今減少を小額の申込者に及ぼすときは非常なる無理を生じ失望者多く隨て小額の應募者なきに至るべし例へば茲に百圓の申込者ありて其者は眞乎貯蓄の爲に公債證書を望む者なるに假令一錢にても割戻を受くるときは百圓以下の證書ある場合の外全然證書を得る能はず果して然らば其失望果して如何ぞや斯くの如きは獨り其者の失望に止まらず抑々亦貯蓄を奨励する所以の道に非るなり元來小額面の證書を細民間に流布するときは政治上社會上善良の結果を生ずるは論を竣たざる所にして社會黨傾向の如き忌むべき現象の發生を豫防する爲に善良なる金融の器具となり從來の質屋又は高利貸等の惡弊も多少驅除せられ只々社會上のみならず財政上金融上共に善良なる結果を見るや疑を容れず而

巨額の申込者は自ら要す

混同證書

して又多額の公債に應ずる力ある者は自ら金融上に自由を有するに由り市場の景況を洞察し眞實五萬圓の應募を望むに當り其半額より多くの募入をば得る能はずと思惟するときは十萬圓の申込を爲し得べきも僅々百圓二百圓の申込を爲す者は固より金融自由ならざるを以て若し空算を掛け悉く募入せられたるときは之が拂込を爲す能はず其幸は却て不幸となるべし故に何れの點より之を視るも小額申込者の利益を計るは是れ仁政の一端と謂て可なるべし元來此方法は佛國に於て行はれ英國に於ては公債證書所有者二十萬人一人當三萬七千五百圓なるに反し佛國に於ては所有者四百萬人一人當二千五百圓なり而して佛國に於ては混同證書則ち證書は記名にして利札のみ無記名と爲し以て確實と融通の便とを兼ね讓渡は之を無手数料とし以て所有者の便を圖るに力む注意周到大に則るべきものあり英國亦之に倣はんとし目下頗る輿論を惹くの實況たり然るに嘆すべし天下の事固より議論なき能はず此の如く小額の公債證書所有者を増加するときは元利拂其他の手續を増加するを理由とし大體に暗きの徒は頗る之を忌むの勢あり俗論の無稽なる凡そ斯の如し正に痛棒三百を喰はすべきなり我が國に於ても小額無減少免許は整理公債條例第七條第二項明治二十一年勅

應募に付
きて我國
の慣例

令第四十六號にて追加に其規定ありて二百圓以下の應募者には減少を行はざるを得るものとし其他の公債は皆之に準據す我國の慣例は先づ申込價格の高き者より募入し不足を告るときは二百圓以下の申込の全額を取り尙ほ不足するに至り發行價格にて申込者に及ぼし需要額に超過すれば茲に甫めて減少を行ふを通例とす法律の發行に注意する實に周到なりと云ふべし

第五節 募集に關し事實を蔽ふの弊

第一目 佛國の弊習

元來公債募集の結果は募集高に過不足を生ぜざらしむるを以て第一の妙手とす抑々公債の募集高を多大にするは容易の業たり若し市場の情況平價五分利公債の應募に堪ゆるに當り五分公債を七十五圓乃至六十圓にて募集するときは天下皆響應せざるなし畢竟應募申込の募集高より非常に超過するは施設の巧妙ならざるに在り然れども申込の募集高に達せざるも亦迂拙の致す所たり要するに結果の善惡は信用の厚薄と施行の巧拙にあるを以て利率又は價格に注意し其過不及無きを度とせざる可らず佛國の如きは概ね呼價發行法を採り露國葡國の如

きは平價以下發行法を採り以て非常に應募者を増加したるの例あり斯の如きは施設其宜きを得ず徒らに流通貨幣を一方に集め(後に至り過剩額拂戻さるべしと雖も)一時は必ず金融に變動を起し市場に不利なる影響を及ぼし取扱上徒らに費用を増加し手数を繁ならしめ獨り國庫に不利を與ふるのみならず亦隨て市場に害毒を及ぼす豈に愼まざる可けんや

第二目 露國の遺線

又募集に際し種々の方法を用ひ其表面を蔽はんとすることあり今最近の例を示せば近時露國政府が内債募集に方り其採りし所の方法なり請ふ之を略陳せん抑々西曆千九百五年以來露國政府が巴里伯林の市場に於て募債に志を得ざりしは世人の熟知する所にして今更暇々するを要せず然るに時局は素より募集の難易に由り輕重を生ぜざるも時局の發展は募債の難易に多大の影響を及ぼすは論なく露政府は外債の難きを發見し終に初志を翻し資を内債に需むるの已を得ざるに至れり然るに露國は素より工商の國に非ずして資金に裕かなる能はず陽に二倍の應募ありしと雖も實は公衆の之に應せし高甚だ少なく或時は募集額の八分の一に達せず或時は全く之れ見合せたり故に已む事を得ずして非常なる干涉

を用ひ市町村會社等の公法人及私法人は、勿論總ての方面に向ひ非常の壓力を加へ應募を強制せり、然るに之等の法人等と雖も素より餘資あるに非ず大に中央銀行に向て金融を需め結局中央銀行をして主なる應募者と爲らしめ尙ほ其需要を充す能はずして政府は郵便貯金其他國家機關の預金を國債に投下し其代替物としては特に紙幣の發行を見るに至れり國債の募集に方り多少の駆引を爲すは時に或は免れ難き事なりと雖も前陳の如きは古今に通じて蓋し稀なり實に時局の爲め軍資の供給焦眉の急を告げ露國政府は前記の借入を以て足れりとする能はず終に進で四分利付の公債五億馬を獨蘭兩國の市場に賣出さんと試み數回の交渉の後終に九十五の相場を以て募集するを得しと雖も爾後獨は其引受けたる二億馬の幾分を佛白の諸銀行に引取らしめ危難を輕うせんと欲して頗る焦慮し西曆千九百五年十二月に至り八十五則ち一割以上の損失を以て頻りに賣抜きを試みたり

第六節 間接發行の組織

公債募集に當り「シンデケート」即ち募集組合を組織することあり是れ學術上間

接發行と稱する者にして近時最も行はる其得失の如きは一般財政學に詳論するを以て茲に畷々するを要せず方今倫敦等に於て外國政府の募集に應ずる場合の如きは専ら此法に據る。元來巨大なる金額は到底二三資本家の能く調達し得る所に非ず又一般公衆が之に應ずるや否やを豫測すること難く實驗上有力なる「シンデケート」を組織するの便利にして且つ安全なるは直接發行に優るものあるを證せり。固より組合は多少の手数料又は報酬を要するは是れ所謂専門家に或る事件を依頼すると均しく無報酬にして能く辨すべき所に非ず或る場合に於ては直接發行の方便なるが如き感なきに非ずと雖も後者は其便宜到底前者に及ぶべきに非ざるなり然り而して其組織は「シンデケート」の下に「オンドルライタ」即ち下請人あり又「ブローカ」即ち仲立人あり「ブローカ」にも主任者即ち「チーフブローカ」なる者あり通常員あり各々其分を守り結局の分益を期し四海の貨幣市場より應募市場に資金を集め以て國際市場の變動を防ぐを努む。方今公債募集の機關斯の如く夫れ巧緻なり豈に夫れ之れなくして募債の成功するを得んや募債を輕視する輩正に一考すべきなり(甲種附錄第三號參看)

第七節 募集雜件

第一目 一時及部分募集並に拂込回数

公債募集に付き尙ほ二三の注意すべきものあり何ぞ哉部分拂込一時拂込拂込回数等の事はなり事固より重大ならずと雖も亦研究に價するものなしとせず請ふ一時及部分拂込より陳述せん

公債の募集に之を一時に施行すべきや又は之を漸次に爲すべきやは實地問題に屬し固より一定の標準存するなし元來公債は必要の費途ありて甫めて募集すべき者にして必要なきに之を募り資金を庫中に睡眠せしめ以て利子を支拂ふが如きは財政上より視るも金融上より視るも共に不利なるは論を俟たず然りと雖も理論と實際とは必ずしも並行し難く公債の募集は金融緩漫なるときに之を爲し以て其拂込を爲さしめざれば應募者に苦痛を感せしむることなしとせず慮らずんばある可らず而して其目的を達するに二方法あり其一は異種の公債を隨時に募り其口を分ち以て需用の資金を得るもの其二は時を分て同一の公債に對し幾回にも分割して拂込ましむる者にじて所謂部分拂法是なり後者は通例實際の

一時募集
及部分募
集

拂込回数

成功容易なりと雖も抑々此二方法の得失は國土人情に依りて自ら異なる所あるを知らざる可らず民の貯蓄心に富むこと佛國の如きは募集金を幾回にも分ちて拂込ましむるを好しとす即ち此の如くするときは第一回に相當の金額を拂込み第二回よりは儉約勉勵して貯へたる金を以て拂込を繼續するを以て隨て應募者多きも我國に於ては例へば初度の拂込を四分の一とし爾後は節儉勉勵日常得る所のものを貯蓄し第二回繼續拂込の準備を爲す者蓋し稀なり佛國の如きは少きも八回多きは二十回内外に拂込を分ちしことあり是れ國民の性行に鑑みしものにして至當の處置なりと云ふを得べし

然れども政府は時として多額の資金を一時に要することあり即ち公債の借換をなす場合若くは償金を一時に拂ふ場合の如き是なり彼の有名なる償金拂ひの時佛國に於ても一時に全額を拂ひ込む者には幾分の利便を與ふべしと規定したるの例あり斯の如く金額の必要な度合を測り臨機應變其宜きを制するは最も緊要なる事に屬し一片の推理を以て豫め机上に定め得べきものに非ざるなり

一時に巨
額を要す
る場合

拂込の方
法

第二目 保證拂並に部分拂の方法

次に論すべきは保證拂の事はなり元來保證拂は募集の終結を完全ならしむる

爲め必要にして其目的を達するには必ず之なかる可らず例へば茲に百圓の申込を爲す者あらん乎若し保證金の拂込なくんば一旦應募申込を爲すも他に利益多き放資の道開くるときは申込を顧みず資を之に向け拂込を爲さざることもなきを保せず故に違約を豫防するが爲め保證金を徴收するの必要あり今日の實況は概ね申込額の一割即ち百圓に付十圓を保證金とし申込の際之を拂込ましむるを通例とす蓋し應募者は一割を先取せらるゝときは他に之を超過すべき營利の事業あるに非れば拂込の意思茲に確定す可ればなり而して一旦拂込の申込を爲せし者が所定期に於て拂込を怠るとききは拂込期より一箇月(例へば)の後は其申込は無効に歸し保證金は沒收せられて政府の有に歸するを通例とす元來保證拂は公債募集上必要缺く可らざるものにして其割合は一般の形勢上元金の一割を程度とするが如し而して所謂部分拂なる者も歩合を以て之を定めず一回何圓と金額を以て定むるを便とす例へば第一回は百圓に對して十圓、第二回は五圓、第三回は五圓五拾錢と定むるが如し單に外形の美に拘泥し第一回は一割、第二回は五分、第三回は五分五厘と定むるが如きは之が爲め不便なる端數を生じ取扱に便ならず是れ一瑣事に屬すと雖も亦以て一顧の値なしとせず而して保證拂は第一回の

部分拂込
には金高
を以て之
を定むべ
し

拂込に振替へ應募者をして特に拂込の爲め送金を爲さしめざるを便とす

第三目 募集初年の利子及募集費の支拂

本節を終るに及び一言すべきは募集初年に於ける利子拂及募集費は之を募集金より支拂ふべき哉否哉の問題なり蓋し豫算に於て豫期し得べき募集の場合に於ては其必要なしと雖も豫期するを得ざる巨額の募集を要する場合例へば兵亂騷擾天變地殃の爲め起債を要し又は借換の爲め市場の情況に依り巨額を募集するときは初年又は月割利子借換ふべき公債の利子支拂期後に借換起りたるときは其月割利子及手数料等は之を豫算に計上することを得ず勢ひ募集金より支拂ふの外道なかるべし然れども是れ甚だ然る可らざる事なるを以て其必要な場合に於ては法律を以て之を規定せざる可らず歐米諸國の例皆然らざるはなし此の如きは實際の必要上時々其例を見る所にして固より已を得ざるに出るものとす事甚だ小なるも亦以て留意すべき事に屬す

第六章 利子拂

第一節 利子拂回数

公債多額に達すれば歳出爲に増加するは當然の數にして其元利支拂は多大の影響を市場に及ぼすや論を俟たず就中利子支拂に關しては最も深重の注意を要す今各種公債箇々に就て之を見れば我國に於ては公債利子の支拂期は之を分つて年二期とす然りと雖も元金漸やく多きに至れば二期の利拂は國庫の爲め市場の爲め甚だ便ならず英國の如きは之を四期に分つと雖も尙ほ著しく金融に影響し坊間特に「利拂月」の名稱あり以て其影響の大なるを卜するに足れり佛國又四期拂の法を採る抑々亦故あるなり其二期なると四期なるとを問はず利子拂は俗に所謂盆暮西洋流に手形小切手盛んに行はるゝに至れば盆暮の如きものに至り取引は二箇月若くは三箇月と云ふが如く箇々循環旋轉す故に金融は周年平均を保つを得の如き市場決算期前に於てするを最も便利とす此期間を輕過せば管に便利ならざるのみならず却て金融の緩漫を來すの虞なしとせず其金額多大なるに至れば四期の分割また已を得ざるべし目下我國の公債利子支拂期は種々にして左の如き實況を呈す

第一回四分利公債 六月 十二月
第二回同上 三月 九月

鐵道事業及北海道鐵道等 三月 九月
事件の爲に起りたる新公債及煙草專賣法國庫債券 六月 十二月
五分利付 三月 九月及六月 十二月

五分 三月 九月 一月 七月
四分半 二月 八月 一月 七月
四分 一月 七月 六月 十二月

なりとす故に各種の公債に就て之を論すれば其利子支拂期は一箇年二回なりと雖も全體に通じては内債三回外債四回にして内債の三月九月六月十二月は重複甚だ多し一大整理を加へ以て一齊に四期拂と爲すを要す速かに之を内外の實例に鑑み研究する所なくんば恐らくは噬臍の悔を貽さん豈に顧みざるべけん哉

第二節 利子拂と租税の納期及市場との關係

往時公債の利子支拂は府縣廳に於て之を爲したるも今や國家は其取扱を中央銀行に一任す是れ事理當然の事に屬し固より其處とす而して利子の四期拂は前陳の如く市場を調和する上に於て頗る有效なりと雖も單に事を銀行事務取扱上

の便否上より論じ其繁多なるを理由とし物議を試みる者なきを保せず然れども此の如きは俗論に屬し固より一考の價なし納税の時期亦大に金融に關す故に納期は利子拂と相待て之を定めざるを得ざるや明かなり

茲に一納期の租税既に納入せられ政府が百般の用度に向て之を拂ひ出すに際し國債利子の支拂之に伴ふときは市場に通貨の流通を増加し物價に影響すべきは數の免れざる所なり元來通貨の循環行動の關係は理財上最も緊要の事に屬す故に公債の利子支拂期は事情の許す限り租税納期の前にあるを便宜とす然りと雖も納期は納税者の税金納附の難易を慮り之を定めざるを得ず單に國庫と市場との情況に依り之を決する能はざるは論を竣たす正に三者の關係を折衷斟酌し以て其宜きを制せざる可らず抑々金融の狀況は各國其趣を異にす然りと雖も我國の如き非常の異變あらざる限りは金融緩急の時期略々一定すること恰かも大潮時小潮時の一去一來して其季節あるが如し而して其干満の程度豫め測知するを得べし假令其間小波なきに非るも亦大差なきを得べし吾人之を既往に徵するに我國の金融は春夏に緩にして秋冬に急なるは普通的情況なりしと雖も近年事情一變せり是れ綿業の爲に生じたる變化なり今や國內綿業の中心たる大阪の金

納期の前後は注意を要す

融其影響を蒙ること少々に非ず即ち我國にては秋季に於ける資金の需要は依然大なるも尙ほ春季に於て金融繁忙なるに至れり注意せずんばある可らず若し國債利子の支拂を以て其急に應ずることを得ば市場を調和する蓋し鮮少に非ざるべし利子支拂の時期其宜を得ると否とは市場に至大の關係あるや疑を容れざるなり

第三節 利札の割引竝に利子繰上

第一目 利札の割引に就ての注意

以上の事を論ずるに當り敢て直接の關係なきが如くなるも近頃頻りに支拂期限の未だ來らざる利札を以て之を割引し以て一時の融通を計るべしと論ずる者あり是れ一見頗る活達の方法なるが如しと雖も元來此事たる公債が据置年期中にある場合か若くは其切取りたる利札の屬する證書が其利札の支拂期までに當籤せざる見込確定するかの場合に非れば時に或は一方の損失に歸することなしとせず例へば年末に至り仕拂はるべき利札を期限前に切斷し之を擔保とし以て金融を得るとせば蓋し一時の融通其目的を達すべしと雖も元來公債は成規に依

安全に割引を爲し得べき場合

り償還の事あり何ぞ知らん前きに利札を切斷したる後に抽籤の執行ありて其公債證書が次の十二月に至るまでの間に偶然當籤するも其利札は財界を轉輾し遙に浦鹽上海等の如き遠隔の地方に流出し假令利札の歸るあるも已に請求の權利を失ひ遂に無効に歸することなきを保せず然らば利札の割引を得たる者は爲に損失を蒙ることなかるべしと雖も割引を爲したる者は非常の損失を蒙るべし而して翌年の上半期に支拂はるべき利札は抽籤の不履行を知るに非ざれば之が割引をなす能はず何となれば公債の償還に際しては利子は概ね月割にて支拂ふを以て若し一月二月に於て當籤するときは四五箇月分の利子は全く割引人の損失に歸す可ければなり要するに此方法たる便は即ち便なるも一國の財政上切取りたる利札の支拂期までに償還の事なきを確定する場合の外安然に之を行ふことを得ざるなり

第二目 繰上拂の實例及新案

實例

右の外市場逼迫に際し利子の繰上拂を爲し救済を試みることなしとせず今其實例を舉れば西曆千八百七十三年の恐慌に於て米國政府は十一月拂の利子を繰上げて九月に支拂ひ又西曆千八百九十年倫敦のペヤリン恐慌の餘波を受け市場

繰上拂の割引

非常の壓迫を感せしとき救済の爲め大に其國庫を開き利子の繰上拂を斷行し千二百萬九千九百十五弗第二編第二章第三節參觀即ち凡そ二千四百二萬圓を支出せしことあり我國に於て未だ其例なしと雖も頗る參考すべきの價值あり今一步を進め繰上拂金高は支拂當時の利率を以て割引するものとせば市場を濕ほすと同時に國庫に損失なく更に妙ならん即ち例へば六月渡の利札に對し三月に繰上支拂を爲すときは六月に交付すべき利子金額より其金高に對する三箇月分の利子を差引きたる金額を交付するものとするの類是なり其他支拂期に前たち先づ以て例へば三月までの月割利子を支拂ひ置き六月に至り更に四五六の三箇月分の利子を支拂ふも一方法なるべしと雖も斯の如きは繁冗の手續を要するを以て前記割引の簡易なるに若かざるなり

第七章 元金償還

第一節 償還の時期

公債利子の支拂が金融に影響するは上來論する所の如し請ふ今一步を進めて元金支拂の事を説かん抑々公債償還の時期は何れの國に於ても大藏省證券有期

一時支拂又は有期定額支拂の場合の外某月某日若くは某月に之を施行すべしと契約的規定をなすものなく其元金は財政の許す時期に於て之を支拂ふを以て殆ど其常とす即ち償還の抽籤は甲年度に於て之をなすも乙年度に於て爲すも可なり而して同一年中に於ては其何の月に於て之を爲すも事固より行政當局の任意にありて毫も法規の檢束する所なし然れども獨り財政一方の便利に由り金融の如何に留意せず一時に巨額の償還を爲し又は抽籤の時期に注意せざるときは忽ち市場に影響す慎まずんばある可らず

元來公債の償還は市場平穩何等の凶兆なく又單に財政上より達觀するときには國庫に餘力あれば事情の許す限り可成速かに之を施行するを得策とす何となれば元金の償還は利子支拂の義務を消滅せしむればなり例へば四月一日より始まる新年度の科目に千萬圓の國債償還の額ありとせん乎年度の始に於て幸に多少の繰越金あるの見込あれば前年度末に於て抽籤を執行し新年度の始に元金を支拂ふべし是れ他なし蓋し年度の區分あるは國庫出納の爲にして償還抽籤の執行を律するものに非ざればなり然りと雖も現金は徒らに國庫に睡眠する者に非ず又假令遊金あるも國庫全體の收支の情況を慮らず輕卒に公債を償還し爲に國庫

償還は事
の許す
限り年
の初行
之を執
すべし

現金豊富
なりと雖
も償還は
他の收支
と對照し
て之を執
行するの
必要あり

空虛となるときは忽ち他の經費支拂に支障を來し短期公債を起し補缺を爲すの必要を生じ其結果時として彼是の利子を比較し是の利子を高むるの已を得ざることなきを保せず故に假令國庫に餘金あるも前後の關係を慮らず漫然償還を決行するが如きは固より策の得たるものに非ざるなり

第二節 償還に付き債券者の意向

抑々債務者が其債務を辨濟するは當然の道理にして國家も亦其負債償還の義務を等閑に付する能はざるは論なき耳然りと雖も國民は其行爲に於て個人と其趣を異にし萬般の利害總て公益上より之を割出さざるを得ず公債償還の場合に於ても亦單純なる義務履行の外尙ほ大に慮らざるを得ざるものあり何ぞ哉他なし公債の償還は果して常に世人が之を喜ぶや否やを知ること是なり元來公債證書所有者の階級に二あり

第一 後年の爲め眞實に貯蓄を爲す者にして學理上眞正の公債證書所有者と稱する者

第二 賣買寧ろ射利の爲め所有する者にして投機的公債證書所有者と稱する者

公債證書
所有者の
階級

是なり當籤の場合に於ては前者は更に他の有價證券を購入するを通例とす、後者も亦徒らに現金を保有する者に非ず必ずや他の有價證券に變更するは却て前者より敏なるべし故に世人が抽籤償還を喜ぶは公債價格の平價以下に下落したる場合の外之あるなし果して然らば急劇なる巨額の公債償還は他の有價證券の價を貴くすること恰も馬斃れて牛を購へば牛價を昇騰せしめ牛斃れて馬に乘替ふるときは馬の價を高くすると一般にして財政上金融上共に策の得たるものに非ず廣く諸般の事情を斟酌し以て之を決せざるを得ざるなり

若し夫れ公債の償還を受くる者の状態果して此の如しとせば例へば額面百圓の公債證書にして數年間依然として百圓の價格を保つときは誰か償還を歓迎する者あらん和蘭に於ては公債の償還に遭遇すれば人其不運を悲むと云ふ而して其利子僅かに二分以下になり故に世人が公債の償還を喜ぶは其價格降下し例へば其賣買實價は七八十圓なるに額面價格を以て償還せらるゝ時にあり之を我國の實歴に徴するに明治の初年我公債の價格貴からず當時當籤は大に世人の歡迎する所と爲りしも明治十九年二十年に至りては其價格騰貴し平價以上に出で世

債權者は
通例償還
を喜ばず

償還を歡
迎するは
下落の時
なり

人始めて償還を喜ばざるに至れり然るに米國が南北戰爭以降租稅幣制、貿易等に向ては殆ど顧慮する所なく獨り財政の都合に依り早急償還を是れ事とせしが如きは吾人の採らざる所にして假令國庫に餘力あるも能く市場の景況に注意せざれば公債の償還は却て財界に變動を起すの虞なきを保せざるなり方今財界の事權衡最も微妙にして鴻毛の觸るゝも尙ほ能く之を亂すに足る況や元金の大きなに於てをや其注意を要する論なき耳

第三節 償還の方法

第一目 總論及抽籤償還

公債償還の方法に二あり(一時借入の如き特別の場合を除き)

- 一 抽籤償還
- 二 買上償還

是なり、元來公債は一國經綸の必要より生じ金額の巨大なるは勢の免ざる所なり、其巨大なる金額を一時に償還するが如きは決して爲し得べきの業に非ず又番號の順序を以て償還するが如きは固より公平の處理に非ざるなり、是に於て償還は

財政の便宜を謀り金融の緩急に應じ適當の額を定め抽籤に附するを以て通義とす然れども茲に百圓の公債券あり其價格九十圓乃至九十五圓に降下するに當り尙ほ抽籤償還の方法に據るは財政上當然の注意を缺くものと云はざるを得ず元來償還に使用する金額は主として國民が其義務を重じて出金したる租稅より成る者なれば政府は固より慎重に之を使用せずんばある可らず然るに平價以下にある者を平價にて償還するは暗に不利を納稅者に嫁するものにして理事者當然の注意を採るものと云ふを得ず豈に戒めざる可ん哉加之抽籤は廣く償還金額を内外に分散し萬里の白雲空しく端岳に朝し微々たる細雨徒らに簾前に灑くの歎なきを得ざるなり而して其或は内國市場の逼迫するに際し資を外國に流出するの因となるなきを保せず果して然らば只に金融に向て效力薄きのみならず或は却て不利を來すの虞なしとせず豈に鑑ざる可けん哉買上償還に至りては則ち然らず資力を一局部に集中することを得るを以て金融漸やく逼迫し或局部に於て資金の需要殊に甚しきが如き場合に於ては即ち其部分に向て償還を執行し得べく其金融を緩和する上に於て奇效を奏する哉疑を容れず之に反し内國に於て金融緩漫にして外國に於ては逼迫し有價證券廉價なるときは外國市場に向て買上

抽籤より
生ずる内
外市場の
關係

償還を爲し内外市場を調和し併せて國庫を利するの便あり抑々買上償還は奇道に屬し固より苟もすべきに非ずと雖も運用其宜きを得ば亦以て財政及金融上に小補なしとせず規矩以て方圓を定め準繩以て曲直を正す豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第二目 買上償還

一 得失及效力

買上償還は一面に於ては國庫の利害に係り一面に於ては金融の消長に關す請ふ先づ國庫の方より之を辯せん例へば或年度に於て國は豫算上國債償還の爲め一千萬圓の資金を得たりしに公債は不幸にして一割の下落を示し九十圓に下落し居るとせん此時に方り抽籤の方法を採るときは償還高は一千萬圓に止まるべしと雖も買上償還を施行すれば千百萬圓の公債を銷却するを得べし勿論買上の爲め多少價格の騰貴を來すべしと雖も尙ほ千萬圓以上を償還し得るは疑を容れず而して其買上は固より公開の市場に於て之を爲し毫も脅迫する所なく公債證書の所有者は之を民に賣るも國に賣るも財政上の利害に關することなく其價格は政府買收の下に需要増加するの利あれば却つて多少之を騰貴せしむるの傾向

買上償還
を不可と
論ずるの
誤

あるも之を下落せしむるの憂なく隨て賣者の爲に利あるも其害なき哉明なり我
國に於ても買上償還の規定ありて隨時之を執行す然るに一方に於ては買上償還
を不可とするものあり其説たるや抽籤は公債價格を引上げ終に平價に復すべき
筈なるに政府に於て百圓以下を以て買上ぐるが故に其價格騰貴せずと云ふに在
り然りと雖も是れ其一を知りて未だ其二を知らざるに坐する者にして固より採
るに足らざるの説なり抑々公債價格なるものは財政上經濟上の實力に依りて定
まるべきものにして抽籤買上等の如き人爲を以て之が維持騰貴を試みるべきも
のに非ず何となれば抑々人爲は究まる所あり其究局に達するに及んでは反動の
爲め不測の災を來すの虞あればなり時に效力なきに非ざるも之れ猶ほ蟲木を食
ふて偶々文を成すが如く再び之を期す可らず却つて木質を弱ふす人爲の以て特
むに足らざる知るべき耳

今之を晩近の實例に徴するに抽籤償還は必ずしも論者の論旨を證明せず即ち
明治三十五年五月の抽籤中其償還高の最も大なる金祿公債を以て之を見るも四
月中は八十七八圓の間を昇降し月末利拂に近づくに至り八十八圓三十錢(十八日
より二十八日までの)最高價を示し五月に入る八十五圓七十錢即ち最高價と二圓

實例

六十錢の差を生じ凡そ利落價格に匹敵し五日の抽籤に至るまで同價を保ち尙ほ
十二日まで之を維持し(十四日より八十五圓八十錢)増進を示せり明治三十六年二
月の抽籤には少しく騰貴の模様ありと雖も抽籤後更に高價を示せしを以て之を
見れば騰貴は抽籤に因するものに非ざるを知るに足れり即ち一月中の最低は九
十三圓五十錢(五六七の三日)にして最高は九十六圓二十錢(二一二三四五の五日
なり)二月に入り少しく下落し一日より八日に至るまで九十六圓二十錢を保ち其
より少しく騰貴し十一日即ち抽籤の前日には九十七圓五十錢となり當日には九
十八圓となり翌日より十七日に至るまでは九十七圓五十錢を保ち爾後漸次上騰
し月末二十八日には九十八圓五十錢となり三月に入り一日二日の兩日にて九
十八圓八十錢となれり同年十一月の抽籤も粗々同様の事績を表はし十一月は利
落ち月なるを以て二日三日には九十四圓八十錢の低價を示せしは數の然らざる
を得ざる所のあるに由る其より二十四日の抽籤に近づくに従ひ漸次に價格
を復し二十一日に至り九十七圓五錢となり抽籤當日即ち二十四日も同價を保て
り是より月を越え十二月十七日に至るまで同價を保ち十八日には九十七圓八十
錢の上騰を呈はし二十一日まで之を保ち復た九十七圓五十錢に歸れり由是觀之

這般の抽籤は少しく效驗ありしが如しと雖も抑々抽籤前の騰貴は利落下落の反動に由るものたるは後の價格維持の實況を見て之を知るに足り而して年末金融繁忙の期に際し却て騰貴を呈はしたるの事實を徴するに其全く無効なりしを證するに餘りあり又明治四十一年の八月の第一回國庫債券抽籤償還も當年六月の利落相場なる九九・二〇を九月に於て最高一〇〇・三五に引上げ抽籤月なる十月に於て最高一〇一・三〇に引上しと雖も支拂濟となり十二月に至りては九九に下落せり其他最近の實況は第一表に詳かなり元來公債價格自然の下落を救はんが爲め抽籤償還を爲すが如きは其額小なれば效力なく大なれば即ち市場を擾亂し而かも國庫の損失となる慎ますんばある可らず

二 平價以上買上償還の不可

我國に於ては納稅者の利益を重んじ法律は特に平價以下買上の事を規定す然るに又一方に於ては平價以上にて買上償還を爲すを得策とする者あり其説たるや前説と其趣を同ふし平價以上の買上を爲せば公債の價格大に騰貴すべしと云ふにあり英米の如き此例に乏しからず然れども是れ徒らに國費を増加し公債價格を高うせんと欲するものにして固より採るに足らざるなり元來抽籤償還は百

人為を以て公債價格を上下するは不可なり

圓を以て百圓の償還を爲し得るも償還の方法其宜きを得ざれば百圓は百圓を償ふ能はず平價以上例へば利落百三圓若くは百五圓を要し甚しきに至りては平價以上一割四分若くは二割以上の高價を以て買上償還をなしたる例なきに非ず是れ既説の如く一般納稅者に對して責を辭すること能はざるの處置と云はざるを得ず況や平價以上の買上は世人が其舉を豫想し公債價格に非常の變動を來し爲に忌むべきの投機心を誘發し以て財界を紊亂するの虞あるに於てをや英國公債の利率は西曆千八百八十九年の借換以來從前の三分利は二分七厘五毛となり同千九百三年には二分五厘に減少すべき者なり然るに世平かに財政に餘裕あるに當り英國政府が買上償還をなせしに際しては百磅の公債が會て百十三四磅に上騰せしことあり英國の金利固より薄しと雖も現に其利率二分七厘五毛にして西曆千九百三年には二分半に減すべき公債が平價以上一割三四分の上騰するは買上償還の結果に非ずして何ぞや知るべし南亞及北清事件の起りしより會て百十三四磅なりし公債の價格九十一磅に落つるの事實を顯出し世人をして一驚を喫せしめたることを今此變動と比較すれば實に同日の論に非ず斯の如き變動は新募集と買上償還停止との外に其原因を發見する能はざるなり

元來平價以上の買上償還は市場に變動を及ぼすこと多大なるは之を英國の近況に於て見るを得べく、現に西曆千九百一年中には銀行の資産勘定に著しき差減を生じ、爲に不便を感せし者二三に止まらず就中某大銀行の如きは半年に十萬磅の差減を生じ某行の如きは公債が曾て百十四の價格を保ちたる時九十の割合にて其擔保價格を定め確實無比と信せしに其價格の下落するに當り之を改定するに困難を感じ極端の下落に達せしに際して尙ほ舊價格を存するの窮狀に陥るれり、豈に夫れ之を市場の健全を保つものと云ふを得ん哉須らく鑑みるべきの例證なり。然るに尙ほ平價以上の買上償還は證書の價格を高くするの利ありと論じ得得たる者あり何ぞ其誤まるの甚しき哉凡そ商家の忌む所は價格の低きに非ず、又其高きに非ず只其變動の常ならざるにあり、已を得ざるの數に由る所の物價自然の變動は之を忍ばざるを得ざるも人爲を以て前陳の如き變動を生せしむれば危険甚しきものにして最も怖れざるを得ず即ち政府一朝買上を止むれば公債の價格俄然として下落し買上を施行せば其價格忽然として上騰す誰か之を危ぶまざらんや、平價以下の買上償還は只に公債價格の騰貴に限度あるのみならず又其下落を止むるの益ありて非常の變動を生せざるも平價以上の買上の結果は全く之

に反し財政上は勿論市場に不利を生ずるものと云はざるを得ず請ふ左に英國近年の實況を表出せん

第四表

年次 西曆	公債價格 <small>二分七厘五毛</small> コンソール		同月利子歩合	
	最高	最低	銀行	市場
一八九六	一四、〇〇〇(八月)	一五、二五〇(一月)	二、〇〇〇	一、二五〇
一八九七	一三、八七五(二月)	一〇、六五〇(三月)	四、〇〇〇	〇、六二五
一八九八	一三、二五〇(一月)	一〇、七五〇(十月)	三、〇〇〇	二、〇〇〇
一八九九	一一、五〇〇(一月)	九七、五〇〇(十二月)	三、〇〇〇	一、二五〇
一九〇〇	一三、二五〇(六月)	九六、七五〇(十二月)	四、〇〇〇	二、七五〇
一九〇一	九七、八七五(二月)	九一、〇〇〇(七月)	三、五〇〇	二、二七五

年	最高		最低		年	最高		最低	
	最高	最低	最高	最低		最高	最低	最高	最低
一九〇二	九九,〇〇〇(七月)	九七,二五〇(一月)	同	同	一九〇三 (以上二分半)	九六,二五〇(一月)	九四,五〇〇(九月)	同	同
一九〇三	九六,二五〇(一月)	九四,五〇〇(九月)	同	同	一九〇四	九六,五〇〇(三月)	九三,五〇〇(九月)	同	同
一九〇四	九六,五〇〇(三月)	九三,五〇〇(九月)	同	同	一九〇五	九五,五〇〇(九月)	九三,七五〇(一月)	同	同
一九〇五	九五,五〇〇(九月)	九三,七五〇(一月)	同	同	一九〇六	九一,二五〇(四月)	八六,〇〇〇(九月)	同	同
一九〇六	九一,二五〇(四月)	八六,〇〇〇(九月)	同	同	一九〇七	八七,三七五(三月)	八〇,七五〇(八月)	同	同
一九〇七	八七,三七五(三月)	八〇,七五〇(八月)	同	同	一九〇八	八八,八三三(六月)	八三,四七五(一月)	同	同
一九〇八	八八,八三三(六月)	八三,四七五(一月)	同	同	一九〇九	八五,五〇〇(十五日)	八二,二五〇(廿三日)	同	同
一九〇九	八五,五〇〇(十五日)	八二,二五〇(廿三日)	同	同	一九一〇	八三,九三六(十一月)	七六,九三六(十一月)	同	同
一九一〇	八三,九三六(十一月)	七六,九三六(十一月)	同	同					

年	最高		最低		年	最高		最低	
	最高	最低	最高	最低		最高	最低	最高	最低
一九一一	七九,四三六(十一月)	七六,六八七(九月)	同	同	一九一二	七六,二五〇(廿二日)	七三,〇〇〇(十五日)	同	同
一九一二	七六,二五〇(廿二日)	七三,〇〇〇(十五日)	同	同	一九一三	七五,五〇〇(九月)	七二,三三三(十九日)	同	同
一九一三	七五,五〇〇(九月)	七二,三三三(十九日)	同	同	一九一四	七三,三三三(四月)	七二,七五〇(五月)	同	同
一九一四	七三,三三三(四月)	七二,七五〇(五月)	同	同					

由是觀之西曆千九百一一年七月の如きは市場に於ては例へば百圓の現金に對して利子二圓三十七錢五厘則ち二分三厘七毛五を受取り得るに過ぎざるに二分七厘五毛利の百圓公債に對して九十一圓以上を投ずるを望まざるの市況を呈し、利率の高低と公債價格の遭遇せざることを夫れ斯の如く實に異數の結果と云はざるを得ず、又英國公債總額は公債價額の最高に達せし西曆千八百九十六年には六四八四七四、一四三磅其最低に降りたる同千九百一一年には六九〇、九九二、六二二磅にして其差増四千二百五十一萬餘磅に止まり其差違六分五厘に達せず而して價格の下落は二割以上に達し前期兩年財界の情況多少斟酌せざるを得ざるものあるは論なしと雖も斯の如きは非常の差違にして新債の募集等は此下落の主因たら

倫敦市場
に於ける
我國公債
の價格

ざるや明かなり、爾來國債の償還其法を得南阿事件前後の如く變動甚しからず
又一步を進めて之を倫敦所在の我國公債價格に比するに前陳所説の誣ゆ可ら
ざるを知るに足らん當時我公債は倫敦市場に入りしより日尙ほ淺く未だ英國人
士の熟知する所と爲るを得ず隨て其價格の變動一層甚しきものあるは當然の理
由なるべしと雖も事實は全く之に反し其變動は英公債の如く甚しからず請ふ之
を左に表出せん

第五表

年次 曆西	裏書軍事公債		同月利子歩合	
	最低	最高	場	市
一八九八	101,345(三月)	106,400(九月)	3,000	2,500
一八九九	110,333(五月)	110,333(五月)	3,000	2,650
一九〇〇	100,043(八月)	115,043(五月)	4,000	3,365
一九〇一	100,043(六月)	115,143(十月)	3,000	2,750

一九〇二	最低	107,697(九月)	同	3,000	3,935
一九〇三	最低	104,155(十二月)	同	4,000	3,000
一九〇四	最低	90,343(十二月)	同	4,000	3,750
一九〇五	最低	91,081(八月)	同	3,000	2,837
一九〇六	最低	76,561(四月)	同	3,550	2,468
一九〇七	最低	106,168(十一月)	同	4,000	3,875
一九〇八	最低	90,343(一月)	同	3,000	2,500
一九〇九	最低	106,400(一月)	同	4,000	3,625
一九一〇	最低	101,850(一月)	同	4,000	3,500
一九一〇	最高	133,000(五月)	同	4,000	5,875
一九一〇	最高	103,000(五月)	同	7,000	3,135
一九一〇	最高	96,000(十二月)	同	7,000	3,135
一九一〇	最高	104,133(十一月)	同	2,500	3,135
一九一〇	最高	97,900(一月)	同	2,500	2,187
一九一〇	最高	104,000(五月)	同	2,500	1,063
一九一〇	最高	100,000(二月)	同	2,500	1,563
一九一〇	最高	115,658(十二月)	同	3,000	2,500
一九一〇	最高	101,555(六月)	同	4,000	4,000

倫敦市場に於ける英國公債と各國公債の比較

又倫敦市場に於ける獨逸等數國の公債價格と英國確定公債二分半計算の價格とを比較するに左の如し以て英國公債に前記特有の事情あるを知るべき耳

第六表の一

公債の種類	西曆千八百九十五年 乃至九十八年の平均	同上千九百三年 三月末日の價格	増減歩合(十)印は増	投下資本に 對する利率
英國二分半利公債	一〇九、七五	九〇、六五	一七、二四	二、七五
獨逸三分利公債	九六、六五	九二、	四、七六	三、二六〇
佛國同上	八八、二五	一〇二、(十)	一五、七四	二、九三四
奧國四分利公債	一〇一、七〇	一〇一、	一、〇七	三、九六〇
露國同上	一〇三、	一、三	〇、九七	三、九二二
埃及同上	一〇五、	一〇四分の三(十)	二、五五	三、七二二

又英國に於ける西曆千九百十四年七月中の有價證券價格は左の如し

第六表の二

英國公債	七月八日 (前定)	同廿二日	同廿七日 (前定)	同三十日
確定二分半	七五、 ³ / ₄	七五、 ¹ / ₂	七五、 ¹ / ₂	七〇

愛蘭保證土地公債 二分七厘五毛	七五、 ¹ / ₂	七五、 ¹ / ₂	七三	七二
地方債三分	八五	八五	八三	八三
英倫銀行株	二五、 ¹ / ₂	二五、 ¹ / ₂	二八、 ¹ / ₂	二四、 ¹ / ₂
印度、三分半	八九、 ³ / ₄	八九、 ¹ / ₄	八六、 ¹ / ₂	八六
英國市債				
倫敦郡債、三分	八七、 ¹ / ₂	八七、 ¹ / ₂	八〇	八〇
市水道局、乙號三分	八二	八二	八二	八〇
倫敦港、乙號四分	九一、 ¹ / ₂	九七	九六	九四、 ¹ / ₂
グラスゴ市、三分 (一九二〇)	九五	九六	九六	九六
領土及外國公債				
濠洲、四分金	八四、 ¹ / ₂	八四、 ¹ / ₂	八二	七六、 ¹ / ₂
勃爾加里、四分 (一九〇九)	八二	八二	八〇	八〇
佛蘭西、三分	八二、 ¹ / ₂	八二	七七、 ¹ / ₂	七六、 ¹ / ₂
獨逸、三分	七六	七五	七三、 ¹ / ₂	七三
希臘、四分	五三、 ³ / ₄	五〇	四九	四八

鐵道	大西普通	倫敦及西北同	中央後拂	土耳其四分	塞爾維亞四分	露西亞五分 (一九〇六)	秘露會社優先	羅馬尼四分半	瑞典四分	諾威四分	日本四分半	伊太利三分半	洪牙利四分
	二五	二九	七 ¹ / ₄	八	七 ¹ / ₂	一〇 ¹ / ₂	元 ¹ / ₄	九	八	九	九 ⁷ / ₈	九 ¹ / ₂	七 ¹ / ₂
	二四 ³ / ₄	二七 ¹ / ₂	七 ¹ / ₄	八	七 ¹ / ₂	一〇 ¹ / ₂	七 ¹ / ₂	九	八	九	九 ³ / ₄	九	七 ¹ / ₂
	二二 ³ / ₄	二四 ³ / ₄	七 ¹ / ₄	八	七 ¹ / ₂	九	三 ¹ / ₂	九	八	九	九 ¹ / ₂	七 ¹ / ₂	七 ¹ / ₂
	一〇 ¹ / ₂	二	三	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
	二〇 ¹ / ₂	二	三	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

七月八日
同廿二日
同廿七日
同三十日

加拿陀大平洋	中央線第三優先	南大平洋	合同大平洋	其他の有價證券	セメント同盟	ブラジル牽引力	ハッソン灣會社	マルコニ	貝殼運送	リヲチント	合衆國鋼普通
一九 ¹ / ₂	三 ¹ / ₄	九 ³ / ₄	一六 ¹ / ₄	五 ¹ / ₂	五 ¹ / ₆	七 ¹ / ₂	八 ¹ / ₆	二 ¹ / ₄	四 ¹ / ₃	六 ¹ / ₈	三 ¹ / ₂
一九	三 ¹ / ₄	九 ³ / ₄	一六 ¹ / ₄	五	五 ¹ / ₆	七 ¹ / ₂	八 ¹ / ₆	二 ¹ / ₄	四 ¹ / ₃	六 ¹ / ₈	三 ¹ / ₂
一六	三	九	一五	五 ¹ / ₂	五 ¹ / ₆	七 ¹ / ₂	八 ¹ / ₆	二 ¹ / ₄	四 ¹ / ₃	六 ¹ / ₈	三 ¹ / ₂
一六	三	九	一五	五 ¹ / ₂	五 ¹ / ₆	七 ¹ / ₂	八 ¹ / ₆	二 ¹ / ₄	四 ¹ / ₃	六 ¹ / ₈	三 ¹ / ₂
一六	三	九	一五	五 ¹ / ₂	五 ¹ / ₆	七 ¹ / ₂	八 ¹ / ₆	二 ¹ / ₄	四 ¹ / ₃	六 ¹ / ₈	三 ¹ / ₂

由是觀之英佛の信用は世界第一に位し他國は兩者に及ばざる尙ほ遠し
三 部局に對する買上償還

此の如く平價以上の買上償還は多大の禍因を包含し固より採るに足らずと雖も平價以下の買上償還は常に納税者の利益を保護するのみならず市場を調和し預少の金額を以て比較的多くの効を收め得る利あり然るに抽籤償還の場合に於ては既論の如く償還の金高全國に撒布し其結果宛も微雨の草木を潤すが如くにして其雨量と同量の水を必要の局部に灌ぎたるが如き著しき効果を收め難し而して自國の公債多く外國の市場にある場合の如きは外國に向て送金を要するの原因となることなしとせず然るに買上償還の方法を以て一朝金融の逼迫に際して其局所に資金を注入するときは大に其功を奏するや必然たり例へば大阪市場稍々急調を呈するときは其方面に向て直ちに買上償還を施行するは最も應急の良策とす然れども是れ恰も按摩療治若くは皮下注射の如く市場一部の滯滞を疏通し其苦痛を和らぐるの應急手段にして根治法の如きは固より徐ろに之を講せざるを得ざるなり

以上陳述する所に反し内國市場に於て金融緩漫を告げ且つ國庫に餘裕あるに方り外國市場に於て我公債の價格割合に低廉なるときは進で之を購入し以て償還を力むべし斯の如くなれば常に内外市場を調和するのみならず併せて國庫に

買上償還は市場外の効力あり

少からざる便益を與ふべく又時に外國市場に於て我公債の價格を維持するの効力なしとせず然りと雖も此の如きは皆是れ變に應ずるの臨機手段にして固より吾人の衷心冀ふ所に非ず只だ速に國富を増殖し正當に抽籤償還を爲すの時期あるを望むは論なき耳然れども茲に忘る可からざるの一事あり何ぞ哉他なし牛水を飲めば則ち乳となるも蛇之を飲めば毒となる買上償還は時として前記の利ありと雖も抽籤償還は時として徒らに投機の獎勵となる察せずんばある可からざるなり

四 我國に於て買上償還を平價に限るの可否

我國の現行法にては前述の如く平價以下の時のみ買上償還を施行すべしと規定すと雖も一方より之を視れば或は正直に失するの觀なきに非るなり何となれば平價以上と雖も利子勘定に於て得る所あれば即ち國庫の利益となるべければなり例へば六月拂の五分利付軍事公債を五月に百一圓にて買上償還するが如きは是なり然れども凡そ財政の事は惻濟なるより寧ろ正直に過るを尊ぶ蓋し國家百年の事常に惻濟の人のみ之に従ふを得ば一も憂ふることなしと雖も此の如きは實際に望む可らず當局常に職務に活潑銳意なるを期するを得ず法律が平價以上

我國の買上償還

法律第六

の買上償還を許さざるは或は遠慮あるものと云ふを得べし英國の實例豈に鑑みるべきものなしとせん哉然れども時勢の進歩は終に計算上の利益を輕視するを得ず明治三十九年法律第六號國債整理基金特別會計法第六條を以て

政府は計算上利益ありと認むるときは額面以上にても買入銷却を爲すことを得

と規定し以て額面以上買入の道を開けり然りと雖も法律の用語頗る謹慎にして尙ほ額面以下の買入を以て正則とするの精神言外に顯はる立法の用意周到なりと云ふべし

五 抽籤償還の小不便

又抽籤償還には當籤の事實に心附かず過りて當籤證書を賣買し又は其利札を以て當籤當時の次期に於ける利拂を請求する者ありて無用の手数を費すことなしとせず(明治三十五年五月の抽籤は金額少きも實例頗る多し)斯の如きは固より賣買者及請求者の不注意より出るものにして毫も介意するの價值なしと雖も多數當籤者中には亦多少の不注意なきを得ず勿論斯の如き瑣事の爲め正當なる抽籤を猶豫するが如きは夢にだに見るべきものに非ざるも買上償還が國庫の利便

となり市場の調和策となり何れの方面より見るも利ありて損なきに殊更に抽籤償還をなし瑣少と雖も前記の如き面倒を惹起するの必要は是れ亦毫も天地の間に存するなし凡そ財界の事一舉手一投足の間にも小心翼翼細大留意し以て漏すことなきを期すべきなり(因に云ふ公債の元利金を拂ふは郵便局にて爲し元利拂を通帳に書込む方法を設くれば更に一層の便を加ふべし)

第三目 償還基金積立法

輓近抽籤償還の煩を避け年々償還の爲め使用する金額を積立て復利法を以て之を増殖し償還末年に至り一時に銷却するの例を開けり獨逸地方債の如き即ち是れなり此方法は國債の如く億を以て數ふる者には行ひ難しと雖も小額の公債には國債にも適用して可なり例へば十萬圓の三十箇年期の公債を起し之を一箇年据置き翌年より一箇年三千三百三十四圓宛二十九箇年間毎年元金を支拂ひ三十一一年目の初に三千三百三十四圓を支拂へば元金十萬圓は之を償却し盡すを得べし然れども利子は五分にて總計七萬七千四百八十五圓四十錢を要し總計十七萬七千四百餘圓を支拂はざれば十萬圓の負擔を辨濟するを得ず然るに元金償還の爲に支拂ふ年額を償還の爲め支拂はずして之を年々積立て三十箇年間償還を爲

さす四分の復利法を以て之を利殖するとせば元金に十萬圓利子に十五萬圓を要し總計二十五萬圓を要す然れども利殖の爲め八萬六千九百十六圓十六錢を得るを以て之を差引くときは十六萬三千三百十三圓八十四錢となり之を前の十七萬四千餘圓に比すれば一萬千四百五十一圓六十錢を残すの計算となる故に小額の國債殊に地方債には事情の許す限り積立法を採るを利益とす

第四節 公債償還に關する注意

第一目 總論

元來公債は國家の負擔なれば其償還は之を等閑に附す可らざるは多辯を要せず然れども國家は永久不滅の者にして國土廣大債額亦巨大なるを以て其負債償還の關係は個人が借金を返却する如き簡單なるものに非ず國家が公債を償還せんと欲せば先づ歳入残餘を得ずんばある可らず蓋し此處に歳入残餘と云ふは豫算形式上の歳入残餘を云ふに非ずして一國の生存を維持するが爲に必要な文武の費用を總歳入より差引き残る所の剩餘金を云ふ然れども假令國庫に剩餘金あるも一途に之を國債の償還に用ふべきに非ず其償還執行に先ち須らく對照比

較すべき者あり何ぞ哉

曰く減税

曰く事業の擴張

是れなり減債は此二者と其輕重緩急を斟酌し然る後ち之を決せざる可らず是れ國家の經營上三者は常に鼎足の勢を爲すを以てなり若し夫れ鼎足に長短あらん乎鼎は其平正を失ふを以て歳入残餘は主として之を其短處に用ひざるを得ず斯の如く剩餘金の使用は最も能く注意し時の實況に由て決すべくして一定不動に處理す可らず三者の一に傾くは猶ほ愚者が譬は是れ諸味の主なりと聞ひて便ち純に譬を飲むが如し只に味を失するのみならず則ち以て患を致す近日の事豈に夫れ之に類似する所のものなしとするを得ん哉

第二目 減税

夫れ無理有害なる租税を強徴するの結果は貯蓄の増加を妨ぐ之に反して免税減税の結果は銀行の貯金増加となり又は株券債券等有價證券の價格を進め金融を幫助するの因たるを得べし其原因の何たるを問はず貯蓄の減少は悲むべく其増加は喜ぶべきの現象たり元來事業の資金は主として貯蓄より生ず資金餘裕な

剩餘金の
三用途の

きときは百般の事業萎靡して振はず貯蓄の緊要なる論を俟たず例へば資本を募り一銀行を組織せん乎善良なる銀行は其資本は概ね之を準備と爲し預金を以て割引貸附の資に供す即ち知る預金は營業の基金にして之が減少は大に事業の進歩を妨ぐるを故に獨り租税のみならず其他直接間接に貯蓄減少の因あるは甚だ憂ふべく其原因の發生は努めて之を避け其存在は力めて之を排せざる可らず夫れ然り然りと雖も一方を顧みれば國に債務あれば借て而して返へざるの理なきを以て幸に歳入に剩餘あれば減債の策亦講せざる可らざるなり

第三目 減債

凡そ世上の事其何たるを問はず偏見に依り事を處するは識者の探らざる所なり必ずや全面を達觀して終局の全きを期せざる可らず故に諸般の權衡を圖り一年度に於ける歳入殘餘を減債の爲に用ふるを可なりと決するに於ては則ち金融の關係に著目せざる可らず元來公債の償還は金融に如何なる效驗を生ずるものなるや其結果種々あるべしと雖も有價證券の價格を高くするは疑ふ可らず既論の如く公債證書の所有者に二種あるも之が償還を受けたる者は或は貯蓄の爲め或は投機の爲め他の有價證券を購入する乎若くは償還金を銀行に投ずる乎又は

減債と市場とが
税とが及ぼす
効果の差違

之を或る事業の爲に放下するか孰れか其一又二を選び償還金を徒費する者は蓋し稀なるべし

抑々公債の償還は貨幣の流通額を市場に増加し有價證券を減少し以て其價格を高くする哉疑を容れず而して其質入價格を高め隨て金融を緩和するは當然の理なりとす又或場合に於ては銀行の預金となり其資金を増加し隨て金融を調和す然らば即ち歳入の殘餘を得ば公債の償還を施行するを第一の利益とする乎曰く然らず租税と貯蓄の關係亦著目せずんばある可らず結局國債償還は主として金融界即ち貨幣市場に影響し免租減税は其効驗廣く全國に延及するを通例とす故に前者の効驗は一部に厚く後者の効驗は全部に廣がりて薄し而して減債は公債利子の支出を減却し國費の一部を減するを得るを以て其結果多少租税を減少し得るは當然の數にして減債の額愈々多ければ租税を減少し得ること愈々多し故に其得失は之を時と場合とに照し講究其宜きを制し以て決行する所あらば庶幾は誤りなきに庶からん豈に努めざる可んや

第四目 事業の擴張

夫れ然り而して歳入殘餘を以て國家必要の事業を擴張する事に就ても亦大に

慮らざる可らざるものあり、先づ事實に就て一國の形勢を達觀し或點は既に相當の進歩を爲したるも或事項は未だ幼稚なるを以て國家の力を以て之を誘導補助し全體の平衡を得せしむるの必要を見るは屢々之あり故に幸にして歳入の餘裕を得ば其及ばざる所を補ひ萬事平準を得て進行するは大に喜ぶべきことなり。然りと雖も天下の事常に意の如くならざるは古今の同患たり試に貨幣市場の冀望より之を視れば歳入殘餘あらば悉く國債償還に用ひられんことを欲すと雖も獨り一方を見て以て事を處する能はず國家全體の關係如何を達觀し所謂鼎足の勢を全ふし釜中の水をして其平準を失はしめざる様注意する必要あるを以て國債を償還するに際しては趨勢の如何を研究すること最も緊要なり而して償還の重要なると同時に起債の以て慎ますんばある可らざる所以を知らずんばある可らず若し夫れ國家にして漫りに國債を起さん乎其結果徒らに國民の負擔を重大ならしめ其幸福を増進するに由なし故に國家は太平無事の日に於て勉て節儉を行ひ國庫に餘力を蓄へ以て負債を還附せざる可らざるは猶ほ吾人一家の會計の如し若し夫れ吾人にして負債あらんか身體健全年未だ老いざるに先ち充分に生計に注意し餘力を養ひ努めて以て義務を辨濟せざるを得ず國家と雖も亦何ぞ之に

異ならん哉

第五節 償還の必要

一國が既に巨額の公債を負ふに拘はらず尙ほ進んで新債を起すが如きは國家の生存上免れ難きの必要あるに於ては實に已を得ざるべしと雖も力めて之を避けざる可らず、既に巨額の公債あれば假令多少の不便あるも忍んで公債を償還するより他に良策あらざるべし、夫れ國家は活動物たり何れの日か事變を生ずるなかなんや豫め測り難し故に平時に於て償還を努め一旦必要を生じ忽然國債を起すも民力を以て堪え得べき餘地を存するは最も必要のことに屬す若し夫れ然らずんば一朝饑饉の如き災難を生じ若くは戰爭の如き事變の起るや其費用は獨り租税のみを以て支へ得べきものに非ず必ずや三四年乃至七八年に互りて其費用を分擔せざれば國力の得て堪ふべきものに非ざるなり即ち此の如き場合に遭遇するときは短期公債を起すの已を得ざるを通例とす、之を最近の實例に見るに獨逸に於ては北清事件に際し其經常歳入の不足を生じ短期公債を起せり若し是等の事件にして關係一層廣大とならん乎八九年乃至十年期の如き短期公債を以

て之に應ずる能はず到底長期の公債に依らざるを得ず然れば其辨濟義務の大部分は之を天下後世の負擔に譲るの外策なかるべし是れ近時文明諸國の經驗なり然れども後世は又自ら後世の負擔あるべきを以て漫に不生産的の負擔を祖先より承繼するは其堪へ難き所にして恰も個人が先代の負擔を償却せざる可らざる窮狀に居ると一般なるべし今日經營せる鐵道水道電信築港の如き頗る生産的にして有用なるも日進の世に於ては後世より之を視れば其式迂濶にして無用の長物に歸し却て進歩の障害となるやも測知す可からず故に太平無事の日に於て財政の許す限り力を盡して公債を償還せざる可らず然れども亦之に拘泥すべきに非ず幸にして餘裕あれば償還と共に減稅若くは事業の擴張を圖らざる可らず故に其何れを先きにするや否やを決するが爲に時と場合とを研究するは施政家の最も注意すべき所なり然るに公債は未だ一公債を償還せざるに又他の公債を起し其額累積して終に巨額となり易く憂を天下後世に及ぼすの虞なしとせず故に天下後世の爲め往々償還を急務とせざる可らざることあり是等は實際の分析を要する所にして達者尙ほ惑ひなき能はず況や凡庸に於てをや大に注意する所なきを得ざるなり

第六節 償還の財源

第一目 臨時收入

公債の償還をして其效力を大ならしめんと欲せば勢ひ巨額の資金を要し歳計上より之を見れば其資金を得る事頗る難事にして市場より之を見れば其影響頗る大なるものなしとせず加之減債減稅及事業擴張の三者は所謂鼎足の勢を爲し其平均を全うするの必要あり償還の事固より深重の注意を要す然れども元來國債は國の債務たり固より之が償却を忽にすべきに非ざるは既論の如し而して公債は勢ひ増加し易く甲公債の未だ償還せられざるに乙公債募集の必要を生じ積累の虞あるを免れず正に太平無事の日に於て勉めて之を償還し他日必要に乘じ復た之を募集し得るの地歩を造り置くは國勢の進歩上頗る肝要の事に屬す故に一時特別の收入あるときは先づ償還に充つるを得策とす然りと雖も亦之に偏すべきに非ず此場合に於て不幸にして天災流疫等臨時の費用を要するものあらば其收入を臨時此方面に使用し之が爲め新に公債を起さざる様注意するを好しとす

第二目 償還基金

前述の如く臨時の歳入あるときは之を公債償還に用ふるを第一の得策とす然るに茲に又償還基金を置くの論あり其方法は先づ或る公債を起すと同時に其償還の爲め或る財源を求め特に之を其償還の基金とし他に使用するを許さざるものとす往昔英國に於ては頻繁此方法を施行し甲公債を募集して其償還の爲に例へば車税を起し乙公債を起して爲に髮粉税を課するが如き種々特別の基金を設けたり然るに車税の如きは其税質の良否は暫く措き世運の進歩に隨ひ車輛其數を増加し税額隨て加はるべきも髮粉税の如きは全く之に反し人文の發達に伴ひ其使用の減少するは自然の勢にして甲基金に餘裕を生じ乙基金に不足を生ずるや疑を容れず然れども其間流用を許さざるを以て偶々國庫に剩餘金有るも之を公債の償還に充當すること能はざるの奇觀を呈せり後ちピット氏の時に至り數基金を合併して一の集合基金を構成し繼かに此の不便を瘥するを得たり其他公債の募集に際し募集金若干を積立て以て償還に充る者あり例へば資金一億圓の需用あるに當り其募集を一億圓に止めす一億一千万圓を募集し其一千萬圓を積立て復利法を以て之を増殖し償還に充るが如き是なり然りと雖も是れ

減債基金

固より一兒戯たるに過ぎざるなり斯の如きは猶ほ吾人が百圓の入用あるに際し其借入を百圓に止めす百十圓を借入れ内十圓を銀行に預け之を増殖し以て金額の辨済に充んとするものと何ぞ選ばん哉其迂愚固より論なき耳

償還基金中最も有名なる者は復利法に依る所の減債基金なりとす是れ一時大に賞揚せられたる者なりと雖も亦以て其可なる所以を見ず其方法は歳計の裕かなるに當り歳入殘金を以て公債を購入し之を國庫に保有し其利子を以て年々公債を買收(俗に所謂買潰)を爲すものなりするを以て目的とするものなり是れ一理あるが如しと雖も其結果は年々政府が公債を買ひ煽り其價格不當に騰貴し國をして終に其目的を達する能はざらしむるに至らしむ且つ哉其終局に達するは頗る長年月を要するを以て其間戰亂騷擾天變地殃の如き臨時の事變あるを免れず其基金を目的外に使用するの已を得ざる事情の發生するなきを保せず其終を完うする甚だ難し故に前記の如く歳入に殘餘ありて基金を造るの餘裕あらば之を以て公債を償却し去るに如かず然かする時は次年に於ては利子金高の浮ぶあるを以て之を元金償還の途に供するを得べし例へば一千万圓の殘餘ありて之を以て甲年度に於ても元金を償還すれば乙年度には其利子の支拂を要せざるを以て

製算の依り
基金に依り
結果を以て
且つ其を得
利を避くべ
しるを得べ

之に相當する金高は元金償還に充つるを得べく次年度に於ても亦た其分の利子を拂ふを要せず此の如くして漸次進行すれば別に減債基金を置くの必要なく豫算編製の如何に依りて實際復利法と同一の結果を收め而かも基金取扱の費用を要せず且つ買煽りの不利益なく又他の費用に仕拂はるゝの虞なく寧ろ減債基金を設るより短年間に於て多額の公債を償還するを得べし故に復利法に據る減債基金法は一見不可なきが如きも少しく研究するときは容易に其不利にして且つ危険なるを知るべし我新設の減債法能く其目的を達するや否や頗る疑はし寧ろ之を撤し國債の整理は組換法と借換法とに據るの便且つ利なるに若かざるなり

第三目 官有財産並租權の離權

或時は官有財産より生ずる収入と經營の爲に要する費用及公債償還の爲め減すべき費用とを對照比較して失ふべき収入より減すべき費用多きときは之を國庫の利益と爲し山林等を賣却し以て公債を償還したる例あり是れ亦一見不可なきが如しと雖も所謂甕中跛鼈焉んぞ飛禽を追ふを得んや

抑々山林原野の如きは世運の進むに隨ひ價格増加す其賣却の如き經濟上及び

國債償還の爲め官有財産を賣却する當否

國家的重大の關係あるは勿論單に計算上より之を論ずるも頗る考慮すべき問題にして只に當時の賣却代と公債元利拂との比較より輕卒に其得失を決するを得ず況や公債は他日低利に借換へ得る望あるに於てをや其實例は佛國に在り其之を賣却してより十餘年を経過し森林の價格非常に増加し臍を嚙むの悔を胎せり皆是れ動かす可らざるの理由ありて存す豈に凡夫躁妄の心を以て限量を取り別義を分け増減の見越をするを得ん哉

今我國明治初年よりの實況を見るに京都大阪愛知静岡長野福島秋田石川岡山熊本之二府八縣に於ける田畑山林原野及玄米の平均市價の變動は左の如し以て離權方法の不可なるを證するに餘りあり但し通貨は現行の九百位金二分二厘二毛二二に換算したる者なり

第七表の一(甲種附錄四號參觀)

時期	田地 <small>一反歩の市價</small>	畑地 <small>上全</small>	山林地 <small>一町歩の市價</small>	原野地 <small>上全</small>	玄米 <small>一石の市價</small>
明治初年頃	六七九二六	四三八六六	三九三一九	五〇四二四	七八三四
同十二年頃	二八四八〇	七〇五〇七	八八二九二	五三九七七	二、五六九

同二十年頃	一〇八、八三七	七二、八五	一〇三、六四二	七二、四八七	七二、六六
同三十年頃	一五二、五三	八六、〇六七	一二五、二六	一〇五、二二	一一三、九
同三十七年頃	一四九、九九	八四、三三	一三五、八二五	一〇〇、八三〇	一一二、七

今一步を進めて右表明治初年頃の各價格を百とし毎時期の比例を示せば左の如し

第七表の二(參觀同右)

時期	田	畑	地	山林	地	原野	地	玄	米
明治初年頃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同十三年頃	一七四、四	一六〇、七	一一一、三	一〇七、〇	一〇七、〇	一〇七、〇	一〇七、〇	一〇七、〇	一〇七、〇
同二十年頃	一六二、一	一六六、〇	一三〇、六	一四二、七	一四二、七	一四二、七	一四二、七	一四二、七	一四二、七
同三十年頃	二二二、〇	一九六、二	一四五、二	二〇八、六	二〇八、六	二〇八、六	二〇八、六	二〇八、六	二〇八、六
同三十七年	二四八	一九二、三	一七一、二	二二九、六	二二九、六	二二九、六	二二九、六	二二九、六	二二九、六

而して輓近に於ける地價の實況は左の二表の如し第八表の一は大藏省の調査に據るものにして第八表の二は政府購入土地の實際の支拂に據り調査したるものなり

第八表の一

田畑一步の法定地價との差異 (明治四十三年六月調)

道府縣名	田		畑	
	法定地價	時價	法定地價	時價
東京府	四四、三四	一六、〇〇	一五、九二	一一〇、〇〇
神奈川縣	三七、五五	一五、〇〇	一一、五八	一一〇、〇〇
埼玉縣	三八、八九	一〇、五〇	一九、三三	九五、〇〇
千葉縣	五一、八四	一〇、〇〇	二二、八四	六六、二〇
山梨縣	四九、〇〇	一一、三九	一〇、〇二	一〇〇、〇〇
京都府	四一、九四	二六、〇〇	一八、七四	八四、〇〇
滋賀縣	四九、〇〇	一五、〇〇	二二、三五	六七、五〇
福井縣	三五、八五	一五、〇〇	三四、七〇	五五、〇〇
石川縣	五八、七二	一五、〇〇	一八、七五	六〇、〇〇
富山縣	三三、三四	九、七五	一九、二九	四五、〇〇
大阪府	五五、三八	二〇、三五	三二、一〇	九〇、〇〇
兵庫縣	四七、四三	一八、〇〇	二五、九五	六〇、〇〇
奈良縣	六六、六四	一八、〇〇	一七、五五	七六、〇〇

和歌山縣	四、五、五	二、〇〇、〇〇	一、三、五	五、〇〇、〇〇
北海道	六、二、五	三、〇〇、〇〇	二、三、〇	四、五、〇
秋田縣	二、六、三、九	八、〇〇、〇〇	五、〇、五	二、五、〇〇
青森縣	二、三、九、七	七、〇〇、〇〇	一、二、八、七	二、八、〇〇
山形縣	三、七、一、八	一、〇〇、〇〇	九、七、〇	五、〇〇、〇〇
宮城縣	二、六、三、三	五、〇〇、〇〇	一、一、〇、三	二、五、〇〇
岩手縣	三、一、七、四	六、五、〇〇	一、一、八、六	二、五、〇〇
福島縣	四、四、四、六	六、九、〇〇	二、二、六、〇	四、五、〇〇
栃木縣	三、九、六、六	一、一〇、〇〇	一、二、二、七	四、五、〇〇
茨城縣	五、五、八、〇	一、〇〇、〇〇	一、四、六、一	五、七、〇〇
群馬縣	四、九、九、五	一、五、〇〇	一、七、九、七	五、〇〇、〇〇
長野縣	二、五、五、九	九、〇〇、〇〇	六、九、七	二、九、七〇
新潟縣	五、八、〇、五	一、七、四、一、五	一、九、五、九	二、一、五、〇
愛知縣	四、一、一、八	一、五、〇、〇〇	一、八、八、六	七、九、一、一
靜岡縣	五、六、六、五	一、一〇、〇〇	二、七、〇〇	一、〇〇、〇〇
三重縣	四、〇、〇、〇	一、六、五、〇〇	一、九、一、三	一、〇〇、〇〇
岐阜縣	四、四、七、一	二、〇〇、〇〇	三、三、〇〇	八、〇〇、〇〇

山口縣	二、七、〇〇	一、七〇、〇〇	六、〇〇	五、〇〇、〇〇
岡山縣	三、八、九、二	一、六〇、〇〇	二、八、五、五	二、八、〇〇
鳥取縣	三、九、七、七	二、一、〇〇	一、八、一、天	四、〇〇、〇〇
島根縣	三、六、五、八	二、二、三、〇	一、五、三、〇	七、二、〇〇
香川縣	四、九、九、二	一、八、七、〇〇	二、三、二、九	七、〇〇、〇〇
徳島縣	四、三、二、六	一、八〇、〇〇	四、一、八、二	一、三〇、〇〇
高知縣	四、六、六、五	二、四〇、〇〇	二、〇、五、四	一、一〇、〇〇
愛媛縣	四、二、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、九、一、四	六、〇〇、〇〇
熊本縣	四、〇、七、九	二、一、五、〇〇	一、一、八、二	六、〇〇、〇〇
福岡縣	三、七、二、七	一、四、七、〇〇	一、三、四、四	八、〇〇、〇〇
大分縣	三、一、八、一	一、四、四、〇〇	八、八、九	四、九、〇〇
長崎縣	五、九、〇〇	一、四、五、〇〇	一、二、四、六	八、五、〇〇
佐賀縣	五、〇、三、〇	一、三、〇、〇〇	一、六、九、〇	五、〇、七
鹿兒島縣	三、〇、六、五	一、四〇、〇〇	一、三、〇、二	九、〇〇、〇〇
宮崎縣	二、一、〇、八	一、三〇、〇〇	九、六、〇〇	四、〇〇、〇〇
沖繩縣	一、一、〇〇	五〇、〇〇	二、五、〇〇	四、五、〇〇

備考
 一本表は田畑中等位の者に付地價と賣買價格とを記載せり
 二北海道の畑中等は一反歩價格二十圓なるも法定地價の設定なきを以て本表に
 は下等の者を採録せり

第八表の一

道府縣名	地名	買收 年分	宅地		田地		畑地		林地		野地		其他	
			買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格
北海道	札幌	四十一					二,一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇						
		四十二												
青森	七戸	四十一			四,二四四,〇〇〇	一五,〇二一	八,二九一,〇〇〇	二四,三五六	三,三二六					
		四十二												
宮城	大原	四十一					二,七八〇,〇〇〇	五,一六五,三九六	二,〇〇八	四,一八四,〇〇〇	七,九八四	二,〇九六,〇〇〇	四,九九九	
		四十二			一,四四〇,〇〇〇	七五,〇一三	四〇五,〇〇〇	五,九九〇,〇〇〇	二四,二七〇			九,八七八	一七,七〇〇	一五,八七二
仙臺	三本木	四十一			八,八三六,〇〇〇	二五,〇〇〇	九,六三七,〇〇〇	二〇,九三二	一,一九七〇	二,八一七,〇〇〇	五,五四一			
		四十二												
岩手	盛岡	四十一					三,五九九,〇〇〇	二,九四三						
		四十二												
福島	白河	四十一					二,四〇八,〇〇〇	二〇,〇八七						
		四十二												
茨城	水戸	四十一			六,四四六,〇〇〇	二九,七四四	九,六三二,〇〇〇	七,七八三						
		四十二												
栃木	宇都宮	四十一			三,六七〇,〇〇〇	二七,四九七	四,二四九,〇〇〇	三〇,九七八						
		四十二												
千葉	下志津	四十一			七,四〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	七,五一一〇	二〇,七七一						
		四十二												
澤	澤	四十一			一,八八八,〇〇〇	七三,六八八	三,九九九,〇〇〇	九,〇八二	二,七五三					
		四十二												

道府縣名	地名	買收 年分	宅地		田地		畑地		林地		野地		其他	
			買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格	買收地積	一反歩の價格
岩手	盛岡	四十一					一,八三四,〇〇〇	五,〇九七						
		四十二												
福島	白河	四十一					二,四〇八,〇〇〇	二〇,〇八七						
		四十二												
茨城	水戸	四十一			六,四四六,〇〇〇	二九,七四四	九,六三二,〇〇〇	七,七八三						
		四十二												
栃木	宇都宮	四十一			三,六七〇,〇〇〇	二七,四九七	四,二四九,〇〇〇	三〇,九七八						
		四十二												
千葉	下志津	四十一			七,四〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	七,五一一〇	二〇,七七一						
		四十二												
澤	澤	四十一			一,八八八,〇〇〇	七三,六八八	三,九九九,〇〇〇	九,〇八二	二,七五三					
		四十二												

愛知		三重		滋賀		岐阜		長野		高田	
天日原		大津		饗庭野		岐阜		本		田	
四十二	二二,〇〇〇	四十二	二〇,四〇〇	四十二	一五,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇	四十二	二六,六七	四十二	一〇,五九〇,〇〇
四十二	二,〇五三	四十二	三,〇〇〇	四十二	一,二八〇	四十二	一,〇〇〇	四十二	二,〇〇〇	四十二	一,四三三
四十二	五,六四六,〇〇三九,四〇三	四十二	九四,〇〇二,〇〇〇	四十二	四四,三六八,〇〇二九八,四四二	四十二	四二,五〇〇,〇〇二八八,八九四	四十二	二二,〇〇〇,〇〇二八九,三八四	四十二	八,三七一,〇〇二四六,三三三
四十二	九四四,五〇〇	四十二	二,〇〇〇,〇〇〇	四十二	二六,四三三,〇〇〇	四十二	六三,〇〇〇	四十二	六七二,〇〇〇	四十二	一九四二,〇〇〇
四十二	二,三六,三八七	四十二	一〇四,五八〇	四十二	八八,〇七九	四十二	八九,三三八	四十二	一五三,一四七	四十二	三二,一五〇
四十二	二六,一〇,一〇〇	四十二	一,一四九,〇〇〇	四十二	八八七,〇四二,〇〇〇	四十二	一,七六五,〇〇〇	四十二	一八,一〇〇	四十二	三七,〇〇〇
四十二	四六,四四六	四十二	五七,六一一	四十二	二四,四九七	四十二	三二,一八五	四十二	二九,四二九	四十二	一三八,七五〇
四十二	五四,〇〇二,一三三	四十二	二,一〇〇,〇〇〇	四十二	一三五,〇〇〇	四十二	一三五,〇〇〇	四十二	六,八〇〇,一九二,〇〇〇	四十二	一〇,五九〇,〇〇〇

千葉		東京		山梨		神奈川		静岡		豊橋	
津田沼		内東京市		甲府		横須賀		濱松		橋	
四十二	三九,〇〇〇	四十二	三,九五六,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇
四十二	一五,〇〇〇	四十二	二,七八三	四十二	八五〇〇	四十二	六五〇〇	四十二	二七,〇〇〇	四十二	一〇,六五
四十二	一三,五五五,〇〇三,四六八	四十二	八三九,五六四,〇〇〇	四十二	五九八,〇〇三,四二,〇〇九	四十二	六五,三三五,〇〇三,五八,六五一	四十二	八七八,〇〇二,八〇,三九四	四十二	八,六八〇,〇〇二,七四〇,七四
四十二	八九,〇〇〇	四十二	一八,七〇〇,〇〇〇	四十二	二八三,〇〇〇	四十二	二〇,九七〇,〇〇〇	四十二	二七,〇〇〇,〇〇〇	四十二	一〇,七六二,〇〇〇
四十二	二二,〇〇〇	四十二	一,五〇,一四四	四十二	二二,二六九	四十二	三七〇,〇〇九	四十二	三三,〇〇〇	四十二	一三,四三五八
四十二	九,六二八,〇〇〇	四十二	一,四八,〇〇二,一八六,一六二	四十二	二二,二六九	四十二	三,八九三,〇〇〇	四十二	四,九六九,〇〇〇	四十二	二五,九一七,〇〇〇
四十二	一〇,一三,六四四	四十二	九一,〇〇二,六四〇,三九六	四十二	二二,二六九	四十二	二六八,四〇九	四十二	一,一八,二四九	四十二	一〇,一〇〇,〇〇〇
四十二	六,〇〇〇,〇〇〇	四十二	二,一七,〇〇四	四十二	二二,二六九	四十二	二六八,四〇九	四十二	一〇,一〇〇,〇〇〇	四十二	一三,四三二八
四十二	四六,四四六	四十二	二四,〇〇〇,三五五,三七五	四十二	二二,二六九	四十二	二六八,四〇九	四十二	一〇,一〇〇,〇〇〇	四十二	一八,三〇〇
四十二	八四,〇〇〇	四十二	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四十二	二二,二六九	四十二	二六八,四〇九	四十二	一〇,一〇〇,〇〇〇	四十二	八四,〇〇〇

廣		岡				兵	
島		山		庫		篠	
廣	島	日本原	岡	深	山	山	山
廣	忠	福	山	山	山	山	山
島	海	山	山	山	山	山	山
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
五七〇〇〇〇	二八〇〇〇	五三〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	九八〇〇〇	一六六〇〇〇		六九〇〇〇
八七二五	一六七七	三七八九	〇八六四	〇九七七	二二五二		一九二五
三五〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	五二八八〇〇	二五二四〇〇	七二六六〇〇	四一九一〇〇		七〇〇四九七四
四九九九七	四九九九一	四〇七七一	三三七五八	〇四八三二	四一七二二		六二九〇二八九三
三四〇〇	六八五〇〇	三八一〇〇〇	七六六八〇〇	四四八八三〇〇	四三三三〇〇		二〇八〇〇
四九九九四	五〇〇〇〇	一七〇八五〇	八四三八八	九五六〇六〇	二六七一三三		三九〇二四五
		九五五六〇〇	一九二九八〇〇	二七六六四二〇〇	六五三三〇〇		七三〇〇
		六〇〇〇〇	七三六八	三四四四九	一八七九七〇		四九八二八
		四〇〇〇〇	一六八〇〇〇	五二九七〇〇	二一八〇〇〇		二一八〇〇〇
			四九九九七	三三九四九	九九九七九		九九九七九
			一六八〇〇〇	四九九九七	三三九四九		四九九九七

大		和		奈		京		新	
阪		歌		良		都		海	
高		山		奈		伏		關	
大		和		良		京		山	
高	大	和	山	奈	山	伏	京	小	新
槻	阪	歌	山	良	山	見	都	千	海
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
九〇〇	六五九一五			二五三六	一五〇〇	四六〇〇			一九〇〇〇
二二六七	四四〇〇〇			一〇三三五	一五〇〇	三二〇六			〇四八二
一〇八九二				一四〇四五〇〇〇	七〇三六〇〇〇	九三七九〇〇			三二〇六九〇〇
五三四三八〇				〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇六九九〇五六			六六二〇一
一九三三〇〇				三六四〇〇〇	五八八〇〇	九七五四〇〇			二八四三九五〇〇
一九〇三二				二九八〇〇	一八〇〇〇〇	六五八〇〇			五八九六〇〇
六七四二〇〇				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			三三三三九
八三九九八				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			六五二二〇〇
三六〇〇				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			九三五二
				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			五三九八
				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			一八一〇〇
				三三二〇〇	一〇〇〇〇〇	六五三三八			七二〇〇

鳥取大	鳥根	德島	長崎	山口	福岡	大分
山	松	德	對	下	久	大
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
10,130,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
1,777,000	1,777,000	1,777,000	1,777,000	1,777,000	1,777,000	1,777,000
17,378,000	17,378,000	17,378,000	17,378,000	17,378,000	17,378,000	17,378,000
762,000	762,000	762,000	762,000	762,000	762,000	762,000
63,105,000	63,105,000	63,105,000	63,105,000	63,105,000	63,105,000	63,105,000
2,489,300	2,489,300	2,489,300	2,489,300	2,489,300	2,489,300	2,489,300
19,440,000	19,440,000	19,440,000	19,440,000	19,440,000	19,440,000	19,440,000
95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
58,923,000	58,923,000	58,923,000	58,923,000	58,923,000	58,923,000	58,923,000
4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000
9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000
117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000
9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000

鹿兒島	宮崎	一
霧	高原及	台
島	鍋	
四十二	四十二	四十二
4,840,000	4,840,000	4,840,000
0,029,000	0,029,000	0,029,000
6,228,000	6,228,000	6,228,000
5,524,000	5,524,000	5,524,000
11,427,600	11,427,600	11,427,600
7,976,000	7,976,000	7,976,000
6,788,000	6,788,000	6,788,000
5,071,000	5,071,000	5,071,000
1,140,000	1,140,000	1,140,000
0,984,000	0,984,000	0,984,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000
8,930,000	8,930,000	8,930,000
7,509,000	7,509,000	7,509,000

而して明治三十五年の地價を百とし東京市各區の地價騰貴の實況を見るに左の如し

第八表の三

日本橋	芝	下谷	神田	淺草
100	100	100	100	100
136	127	130	130	125
177	175	173	165	181
226	214	215	200	209
264	273	255	234	247

租權を離
債還し國債
償還を圖
るの可否

本郷	五	一〇〇	一三六	一九一	二六〇	三二八
本所	五	一〇〇	一四一	一九四	二三三	二八五
深川	四	一〇〇	一三六	一九四	二四二	三〇四
麴町	三	一〇〇	一六〇	二一四	二七七	三一二
牛込	四	一〇〇	一六三	二〇七	二八五	三三〇
四谷	三	一〇〇	一五八	二一六	二九〇	三六一
麻布	三	一〇〇	一五〇	二〇八	二五六	二八九
小石川	三	一〇〇	一四七	二〇七	三一二	三七九
赤坂	四	一〇〇	一三五	一九一	二四八	二七七
平均	六	一〇〇	一四〇	一九二	二四六	二九二

又國家が租權を拋棄し之が代金を得以て國債を償還し其失ふべき收入と償還の爲め減じ得べき費用とを比較し前者にして後者に及ばざるときは直ちに之を得策とし以て得々たるの例あり例へば地租の二十年分を一度に納むる者あらば永世其地の地租を免除すべしと定め二十年分の地租を一度に收入し以て公債を償還し失ふたる收入の高より償還したる公債の元利金高が多きときは之を以て

最近に於
ける償還
の方針

政府の利得とするものなり是れ公債は他日低利公債に借換へ得ることを思はず而して地價の如きは世運の進むに隨ひ愈々増加し地租の負擔力益々加はり有事の日に於て地租は頗る好箇の財源たるを得べきを悟らざるものにして實に無謀と云はざるを得ず然るに英國に於て其實例あり是等は皆思慮の足らざるに坐するものにして漫に當時の實況を以て一定不動とし將來に向て如何なる經濟上の勢力が働き居る乎を悟らず結局増減の勢を察する能はずして以て事を猛斷し所謂錐頭の利を以て鑿頭の方を見ざるに坐するものと云はざるを得ず豈に是れ理世の道ならん哉畢竟國債償還の事は之を古來の實歴に照し先輩諸士研究の結果に鑑み到底相當の儉約をなし歳入の殘餘を出す乎或は特別臨時の收入を利用する乎の外方法なきに歸著す只彼の借換組換の如きは決して其利用を怠る可らず故に今日に於ては先進諸國に就ては直接の償還は概ね之を行はず一般經濟殊に金融機關の發達に盡力し自然的に金利を低廉ならしめ市場の許す限り借換を決定するに力めざるはなし殊に英國の如きは年金組換法を施行し漸次元金を減少し圓滿の結果を得るを期す即ちグラッドストーン氏の組換の勵行西曆千八百八十九年のゴッセン氏の借換の如きは實に近世財政史上の美觀たり而して買上償

還の如き時に利用すべきの方法にして時機方法其宜きを得ば又以て奇功を奏することなしとせず(我國公債各事項に就ては甲種附録第一號參看)

第八章 公債費負擔の輕重及難易

第一節 元金の多少及利子拂

既論の如く公債には多くの種類あり彼の永遠公債の如きものと雖も固より國の借財なるを以て國家は出來得る丈け速かに之が辨濟を爲すべきの義務あるは法律の制裁を待つて後ち知るべきに非ざるなり故に元金の多少は人民が公債費を負擔する上に於て其輕重に大なる關係を及すこと明かなり今細かに區別して之を觀察すれば起債當時に於ける公債の種類の選擇其當を得ざるときは人民の負擔に難易の差違を生ず例へば等しく十億圓の公債なりとするも國が財政の都合上より自己の自由の裁量に依て償還を爲し得る有期隨時支拂又は永遠公債の場合と必然定まりたる年額を償還せざる可らざる有期定期拂又は一時拂の場合とは負擔の難易に於て大なる差違あるや多辯を要せず然り而して利子の負擔問

公債の種類に依り負擔に難易を生ず

利子は最大の義務費なり

題に於て元金より一層重大なる關係を有す元金は永遠公債の如き者にありては時と場合により其償還額を伸縮することを得べしと雖も利子に至りては固より斯の如き機宜の操縦を許さず元金の存在する限りは年々必ず之れを支拂はざる可らず又縦令元金の額は同様なりとするも利率の如何によりて負擔に輕重を生ず即ち利率低ければ元金假令多額なるも負擔は比較的輕からず之に反して利率高ければ元金少額なりと雖も負擔割合に輕き能はず故に利子に就ては最大最重の注意を要す今便宜の爲め戰前に於ける佛露英米獨等の國債高竝に國債費を見るに大略左の如し

第九表

	國債高	國債費
佛蘭西	一三,九三〇,〇〇〇,〇〇〇	五,五二九,〇五二
露西亞	九,三六八,〇〇〇,〇〇〇	四,五七〇,二八四
英吉利	七,〇六五,二〇〇	三,七六九,七〇〇 (外に地方債約六十二億圓あり)
伊太利	五,三七七,四六〇	一,八〇四,四二四

元金償還
は此關係
に於ては
公債費外
とす

獨逸帝國	11,101,111,000	11,014,111,000	<small>(外に獨には普の四十九億五千八百八十八萬餘圓 其他聯邦債約三十一億四千一百萬圓及帝國 政府發行紙幣六千九百萬圓あり)</small>
北米合衆國	5,833,000,000	13,418,500,000	<small>(外に州債約六億九千二百萬圓市町村債其他公 共團體の負債約六十九億五千二百萬圓あり)</small>
奧匈帝國	7,740,000,000	未詳	

然るに戦争の爲め交戦國の國債は非常に増加し西曆千九百十六年八月一日には英は二百九十億圓佛同額露三百億圓獨は帝國のみにて二百四十五億圓聯邦を併せて約三百二十二億一千萬圓奧匈帝國百八十億圓伊八十億九千二百萬圓(伊は同年四月一日の數なり)となれり

第二節 政府歳入との比較

政府全體の歳入と比較對照し公債費は其幾何に當れるやを見るも亦一方法なり元來公債費は元金償還高の多少によりて大に差異を生ずべしと雖も茲には主として利子支拂の高と政府の歳入(精しく云へば租稅收入)とを比較するものとす然らざれば勤儉力行して歳入の餘裕を致し元金償還を勉むるが爲め公債費の増加する者と不注意にして償還を怠り元金累積して利子金額大に増加し爲に公債費を増加する者との區別を見る能はざるの結果を來す可ればなり

方今文明
國の租稅
負擔力は
一、二の場
合を除き
殆ど其極
端に達す
るを以て
此方法を
概見はす
るの便あり

今國家全體の費用を行政軍事國債の三費目に分ちて觀察し國債費が全體の費用の三分の一以上に當るが如きことあらば負擔は頗る重しと云はざるを得ず何となれば此場合にありては國民の負擔する費用の約三分の一は公債證書の所持人に歸し國家が文武必要の事件に投じ得べき金額は總歳入の三分の二に過ぎざればなり故に甲乙兩國を對照して共に等しく三億圓の歳入あるを知るも甲は其歳入中三分の二を以て文武事業に充て三分の一を公債の爲めに使用し乙は其歳入の多量を文武事業に使用し頗る輕少なる部分を以て國債の費用に充つるものとせば甲乙兩國に於ける内外施設の效力大に差異あるや論を俟たず慎ますんばある可らざるなり又國の總收入は民力に餘裕ある場合と其之なき場合とにより全體の關係上重大なる差違を來すものとす然れども方今文明世界の實況は國費大に増加して無理なる租稅尙ほ且つ徵收せられんとするの有様なれば多く租稅の負擔力を殘さざるを通例とす故に各國に於ける民庶の負擔は先づ一樣に其資力一杯と見るを得べし果して然らば此方法は公債負擔の概況を知るに頗る便宜あるものと云ふを得べし

第三節 國民の收入との比較

國民の歳入の幾分が公債費負擔の爲に使用せらるゝかを知るを得ば公債費負擔輕重の實況は明了なるべしと雖も元來國民の歳入は種々の分子より組織せられ其實を知るに甚だ難く大財産の場合に於ては其所有者と雖も殆ど歳入の實額を知る能はざることなしとせず古來各國の富の額を調査する者頗る多しと雖も孰れも漠然として確實なるを得ず、今試に最近の調査に依り英米獨佛に於ける富の金額及其一人宛を掲ぐれば左の如し

諸國の富の調査

第十表

國名	富の金額	人口一に對する割合
英國 <small>(愛蘭を除く)</small>	一六四、二五五	三、五六八〇〇〇
獨逸	一四五、三六九	二、二三九、〇〇〇
露國	一〇〇、〇二六	七五九、〇〇〇
伊國	四三、〇八五	一、三二四、〇〇〇
佛國	一二九、七〇五	三、二五〇、〇〇〇

米國 二八〇、四二三 三一五〇、〇〇〇

等なり然りと雖も斯の如きは多くの想像に基き固より確固たる根據のあるなし故に知り難きの國民の歳入との比較を試みんより寧ろ一步を退きて國の總支入と國債費との比較に依るを以て勝れりと信ず強て完全を求めて實際爲し難き事を遂行せんより不完全ながらも一步を退き眼前捉へ得べき事實上の數字に依り之に多少の斟酌を加へ以て國債費負擔の輕重を見る方寧ろ事實に近付くことを得べし而して最近に於ける列強の働人一人の一箇月の平均收入を擧れば左の如し

第十一表の一

國名	平均收入
米國	二七、七三
英國	二九、七三
獨逸	一九、四四
佛國	二七、〇九
伊國	一一、〇四

第十一表の二

又佛獨英三箇國の資産を舉れば左の如し

獨逸	一五四、八〇〇
英吉利	一一六、一〇〇
佛蘭西	九六、七五〇

第四節 起債の原因

第一目 生産的と不生産的との差違

公債の原因が生産的(現實の生産的なるを要す)なるか不生産的なるかに由て公債の負擔に大なる差違を生ず、公債が生産的事業に原因して起るときは概して其事業より利益を生じ之を以て其元利を支拂ふことを得るが故に經濟上より之を見れば此種の公債の爲め生ずる費用は眞實の負擔に非らずと云ふを得べし之に反して不生産的事業の爲めに起る所の公債は眞實の負擔にして多くは後世に傳はり財政上に不利の結果を來すの虞あり

今之を實例に徴するに彼の濠洲殖民地は一人の公債費負擔高世界第一等に位すと雖も其公債は主として財源開發の爲めに起れり中には學校開設の爲に起り直接生産事業に原因せざるが如しと雖も抑々國民教育の發達は生産事業を援くること多大にして是れ亦全く不生産的と云ふを得ず元來生産事業に必要な要素は土地資本勞力の三者なり而して文明世界に於て三要素の主位を占むる所の資本を比較的低位を以て外國若くは母國より得以て事業を起し其利得を以て元利を支拂ふて尙ほ餘りあらば實際負擔なきの結果を來すべし、勿論形式上元利の支拂は一方に於て歳出の款項に上ると雖も其實他方に於て事實より生ずる所の利潤が歳入として入來るを以て之を差引計算するときは國民は實際負擔を爲さざると同様なり我國の實例に於ても明かに其事實を知ることを得べし即ち京濱間鐵道の敷設に要したる資本の如きは之を英國に募り其元利支拂は國の負擔なりしに相違なきも此の鐵道より得る所の利得極めて多く結局之が爲め人民は負擔をなさず却て得する所あるに至れり又歐洲に於ても諾威瑞典の公債は多く鐵道敷設の爲め起りたる者にして之が爲め國民の負擔を増すを見ず又獨逸の公債殊に聯邦公債の如きは主として鐵道事業の爲め起りし者にして深く憂ふるに

足らざるに似たりと雖も近年に於ける普漏西及獨逸帝國の場合の如く經常費補足の爲め起債せしが如きは眞に財政上の不祥と云はざるを得ず、由是觀之に起債原因の考究は如何に必要なるかを知らんに足らん

第二目 明治二十七八年前に於ける我國の實況

此點に關しては我國は日清戰爭以前に於ては頗る好地位を保ち金祿公債の如きは封建時代に於ける祿制を廢し封祿に代へ賠償的に國債證券を舊有祿者に付與せるものにして之が爲め毫も國民の負擔を増加せず、其他起業公債、中仙道鐵道公債、兩種の金札引換公債の如き皆事業の發達を目的とするに非ずんば即ち事の整理を企圖する者に屬せり、獨り征討費借入は不生産的に屬せしと雖も是れ實に免れ能はざる所の勢に原因し眞實に已を得ざるものと云ふを得べし、然りと雖も征討費借入金は今や償却し了りて其跡を留めず、彼の海軍公債の如きも固より直接生産的と云ふを得ずと雖も外國貿易と海軍とは離る可らざるの關係を有し後者の前者に應援する固より大なり、然れば即ち是れ亦全然不生産的と云ふを得ず、其他整理公債の如きは借換の爲に起りたる者にして國民の負擔を輕減したるや大なり、然りと雖も明治二十七八年前戰役後は國債の情況一變し復た往時の如く良

好なる能はず、同三十七八年後は寧ろ險惡の情態に陥れり、是れ世運の變遷に伴ひ周圍の情況に促さるゝものにして固より已を得ざるに出るものなりと雖も將來に於ては國債の募集に就ては、大に留意すべきものあるは多辯を要せず(甲種附録一號參觀)

第五節 内外債の區別

第一目 外債は公債費を重うするの傾向を有す

國債の額は等しく十億圓なりとするも其内債なると外債なるとに由り金融に關係すること少なからず而して又民の負擔に影響することなしとせず、即ち内國の元利は内國に於て之を支拂ふを得べしと雖も外債なるときは募集當時は外國より資金輸入し來るも元利は現金又は貨物を以て之を外國に支拂はざるを得ず、故に外債は當初は市場を緩め後には金融を緊縮し而して外國爲替の相場を騰貴するの傾向を生ず、故に假令元利支拂の金額に於ては毫も異なる所なきも外債多ければ國民の負擔稍々多きを加ふることなしとせず、豈に慎まざる可ん哉

第二目 債權國と債務國に於ける輸出入の關係

債權國及
債務國に
於て輸出
入の状況
を定まる
順序

一時は債
權國の方
に輸入が
多し

債務國は自然に輸出超過の國となり債權國は輸入超過の國となり經濟事情の調和を得結局恰も方今の印度と英國との關係の如くなるは實に一朝にして出來得べき事に非ずして債務國が此順況に進むは大なる注意と勉勵を要すは論を俟たず若し夫れ債務國にして經濟施設の順序を誤り紙幣を増發し貨幣市場を紊亂するが如きことあらん乎輸出其平衡を失し生産事業擧らず非常の困難に陥るは史乘其例に乏しからず故に一國の公債は内外債其幾部を占むるかを詳かにすること頗る必要の事に屬す而して爰に最も注意すべきは債務國は輸出超過となり債權國は輸入超過となるは兩國間に於ける貸借止みたる後に於て債務國が生産的に其借入金を使用し其目的を達せし後に起る所の現象にして債權國が貸出を進行し債務國が借入を繼續する期間に於ては借入の終りたる場合と輸出入の事情を異にし正反對の傾向を生じ債務國は輸入多く債權國は輸出多き事是なり例へば鐵道布設の爲め印度が英國より一年百萬磅宛十年間合計一千萬磅を年一割の利息にて借入るゝ場合を假定して之を見るに其第一年に於ては英國は普通貿易より生ずる支拂義務の外に現金にて百萬磅若くは一部は現金其他は條鐵、機關車等にて右の百萬磅に該當する物を印度に輸送せざるを得ず、第二年に於ては

英は利子十萬磅を印度より受取り差引九十萬磅を現金若くは物品を以て輸送するを要す斯くして逐次年を重ねるときは英國は印度より受取るべき利子の金額漸次に増加し第十年目に至りては英國の受取るべき分は印度に向て輸送すべき分と同額となり第十一年目よりは英國は送るものなくして利子のみを受くるに至るべし、茲に於て印度の鐵道事業成功せば印度は輸出超過の國となり英國は輸入超過の國となる、然れども是れ只趨勢を示すに止まるものにして若し債務國に於て注意を怠り事業挫折するが如きことあれば元利支拂の爲め現金の輸出を要し英國經濟の基礎を危うするの虞なしとせず要するに外債必ずしも悪しきに非ず即ち外債を以て事業を起し得る所の利得を以て其元利を支拂ひ事業の利得永遠に存続するが如き場合に於ては外債亦大に利益あり然れども一度外債の目的を謬るときは其害實に大なるものあり慎ますんばある可らざるなり

第九章 公債の募集が經濟上に及ぼす影響

第一節 巨額の起債は資本の分配を紊亂す

一五

國債の募集は一般經濟界に多大の影響を及ぼすを以て深重の注意を要するは論を俟たず今其大體を約言すれば巨額の起債は流動資本と固定資本との關係に變動を惹起し併せて資本の分配を紊亂するの結果あり請ふ少しく之を辯せん例へば東京灣に築港するが爲めに五千萬圓の公債を起さん乎之に應ずるの資金は特別募集に非ざる以上は全國より東京に集中するや論なく而して其財源は何れより來るやと云ふに我國日下の實況に於ては其大部分は全國銀行の預金たるや論なし果して然らば全國預金の大部分は募集金と化し去て東京に集まり築港の要材及び勞力は主として東京及び其附近に求めらるゝは必然の勢なり斯の如くして多額の資本勞力一方に集中せられ以て資本の所在を變動するときは從來國中に普及せる流動資本は其額を減じ甚しきに至りては固定資本と均衡を失ふなきを保せず而して募債の額愈々大なれば其結果愈々不良なるは多辯を要せず抑々生産事業は固定流動兩資本其調和を得るに非ずんば其効果を見ること能はず物品出でて市場賑ひ市場賑て生産事業勃興す而して能く其間に介在し一方に於

ては預金を受け一方に於ては貸付割引を爲し以て資金需給の媒を爲すは銀行を措て他に之を求むるを得ず然らば即ち銀行をして常に預金に飽かしめ以て流動資本の源泉を涵養せざる可らず然るに屢々巨額の公債を起し流動資本培養の源を涸らし遂に固定資本と流動資本との平衡を失はしめ金融の圓滑を缺くに至らば假令募集に成功を得るも其實理財の經綸を誤るものと云はざるを得ず公債の額少なれば障害少なるべきも屢々巨額の公債を起すは甚だ不可なり今一方より之を観れば募集に際し應募の爲め多少真正貯蓄を増加するの勢なきに非ざるべく佛蘭西の如きは其實跡なきに非ず巧に市場を操縦するときは聊か起債の害を小ならしむるを得るも固より此小事を以て大體を動かすを得ず而して我國經濟界の情況の如きは未だ此域に達せざるなり

然れども巨額の公債に化する者亦敢て悉く流動資本即ち銀行の預金のみならず外國人の應募する者も多少之あるべく内國素封家が應募の爲めに其金庫を開くと亦之なきに非るべし今公債の財源に付き試みに指を屈すれば大要左の如し

- 一 銀行其他郵便局等の預金
- 二 素封家在庫金

一六

三 應募の爲め國民が儉約貯蓄したる預金

四 外國人が應募する金高

五 有價證券殊に國際動産の輸出

等是なり夫れ然り然りと雖も前記三四五號の如きは我國に於ては其效力甚だ薄く而して第二號と雖も亦殆ど頼みとするに足らざるなり

第二節 外國有價證券の所有と國債應募力

との關係

第一目 英國海外投資

佛國の債金支拂の場合の如きは種々の事情ありて外國人の應募非常の巨額に達し大に同國の經濟を調和し普通巨額の公債を起すより生ずる所の弊害を減少せしこと意外の度合に達せり元來一國が其所有に係る外國有價證券を輸出し自國の公債に移替するは甚だ好ましきことに非るも巨額の公債を募集するの必要あるに際しては亦是れ已を得ざるの數なりとす而して之れに由りて巨額の起債より生ずる禍害を輕減するの效驗あり然りと雖も我國の如き未だ其域に達せず

英國が海外より受取る所の利子金高

必要あれば資を内外市場に募集せざるを得ず豈に遺憾ならずや英國の如きは即ち然らず西曆千八百八十年代資金を外國に放下せし者既に二十億磅即ち凡そ二百億圓の巨額に達し同千八百九十八年に於けるギッペン氏の調査に依れば同年英國が當時海外より受けたる利子勘定は九千萬磅なりき然るに最近の調査に據るに英國が外國及殖民地に放資し居る高金は約四十億磅にして利子は平均五分二厘に當り利子のみにて海外より少くとも約二億磅の巨額を得嗚呼我は三百年の太平を徒らに茶事投花等の遊戯に費やせしに彼は物質的の改良に腐心し東西の文明に於て多大の差違を生せり鑑みずんばある可らざるなり往時英國は毎年外國及殖民地に放下し來りし金額は十億圓を出でざりしに輒近大に増加し西曆千九百八年には十四億五千八百六十萬餘圓となり同九年は十八億一千八百三十餘萬圓に増加し同千九百十年は更に増加して十八億九千百十五萬餘圓の巨額に達せり而して利子は平均五分二厘にして西曆千九百十三年末に於ける外國及殖民地投資現存高は凡そ四百億圓(本國投資額凡そ千二十億圓)なりしを以て其より生ずる歳入は凡そ二十億八千萬圓の巨額に達せり是れ實に英國が毎年睡眠中識らず知らず外國より單に貸金利子として受取る所の金額なり而して西曆千九百

十一、十二、十三の三箇年間に英國が外國及殖民地に投資せし金額は約五十億千萬圓なり、其他英國の利得たる海外出店の益金(二三億圓なり)及運賃、保険料、爲替手數料、船舶賣却等數ふるに違あらず、夫れ既に此の如くなるときは經濟の事實に安全にして國民は海外より輸入する利子のみを以て巨額の內國債に應ずるを得べし、且つ其元金を內國債に換替するも亦容易の業たる耳、是れ即ち英國の經濟財政が南阿戰爭及北清事件起るも殆ど痛痒相感せざるもの、如くなる所以なり、斯の如きは平素外國へ資本を放下し居らざる國に望む可らず、國際債權を有せざる國に於ては瑣少の事件起るあるも直ちに資金を內國市場に徴し金融上變調を惹起し或は外國より借金をなすの必要あり、況んや債務國に於てをや

第二目 獨佛等の海外投資

佛國の如きも西曆千八百七十年の戰爭前に於て既に多額の外國有價證券を所有せしを以て古今未曾有の事變に際會し巨大なる償金の支拂を要せしも非常の困難を感せずその處置を全するを得世人をして驚歎措く能はざらしめたるは吾人の記憶に新たなり、爾來星霜を閱すること四十有餘大に國勢を回復し單に露を以て之を見るも有價證券及事業にして佛資の放下に係るもの凡そ三十八億七千

萬圓、伊、奧、西等諸國に放下する者亦頗る多く最近の調査に依れば其額都合凡そ百五十四億八千萬圓に達し外國放資より得る所の所得年に十八億二千五百萬圓と註せらる(西曆千九百十年の高)而して獨逸の海外放資も決して小額に非ず、總額百十六億一千萬圓に達し内凡そ六十億圓は有價證券にして餘は外國に於て商工の事業に投じ他は殖民地へ放下せし者なり

第三目 北米合衆國の趨勢

北米合衆國も亦漸次外國に放資す、輒近其英獨の公債に應じたるが如きは一新現象と云はざるを得ず、然れども是れ英國の貧しきが故に非ずして南阿事件の起るに方り倫敦市場に於ける金の供給減少するを慮り以て中央銀行の正貨準備の流出を豫防せんが爲め特に公債を米國市場に募りたるものにして英の此措置は實に用意周到なるものと謂ふべし、然れども米國の市場富裕を致し資を外國に投じ得るの地位に到りしに非ざれば焉ぞ能く斯の如くなるを得んや、而して米國は獨り英國のみならず既に獨逸等にも投資し今哉進んで我國及清國公債にも應募し中央南米及加奈陀地方へ投資したり其實況左の如し

第十二表 (中央及南米諸國)

墨西哥	七〇〇 <small>百萬弗</small>	秘露	一〇〇 <small>百萬弗</small>
コスタリカ	七	ウエネジューエラ	二〇 <small>百萬弗</small>
グワテマラ	二〇	玖馬	一三五
巴拿馬 <small>運河を除く</small>	一	サンドミンゴ	三
亞爾然丁	三〇	智利	一〇
ポリウキヤ	一〇	古倫比亞	二
伯刺西爾	五〇	イクウエードル	三
ホンチニールス	二〇	ハエチー	一
ニカラグワ	一五	合計	一、〇〇〇
サルワードル	一五		
第十三表 (加奈陀)			
百六十八の會社(平均資本六十萬弗)			一〇〇、八〇 <small>百萬弗</small>
英領古倫比亞に於ける山林及製材事業			五〇
鑛山事業			五〇
アルベニヤに於ける農業			一〇

同地方に於ける木材及鑛業
 鑛 詰 製 造
 器具器械製造
 英領古倫比亞に於ける土地會社
 合 計
 二二六、八〇

而して爾後二十年間に鐵道、電氣、瓦斯事業等の爲め中央及び南米諸國に於て要する金高左の如くなるを以て、合衆國は是等諸國に對し益々債權國の地位に進むは必然の勢なり

亞爾然丁	二〇〇 <small>百萬弗</small>	秘露	六〇 <small>百萬弗</small>
ポリウキヤ	三五	ウエネジューエラ	二〇
智利	一七五	古倫比亞	五
イクウエードル	五〇	コスタリカ	一〇
ホンチニールス	三〇	サンドミンゴ	八
巴拿馬	三〇	グワテマラ	一〇
第十四表			
			一七

サルワードル
オルダウエイ

一
五

合計

六五〇

然れども合衆國は四海の最大債務國にして外資の同國に投せらるゝ者百三十
八億圓に達し内八十億圓は英資(大部分は鐵道資本)にして他は佛獨蘭の投資に係
り合衆國の經濟情態は能く箇中の消息を示す請ふ之を表出せん

第十五表 (單位百萬圓)

西曆年次	物輸出	同上輸入	出超	金入超	銀入超
一九〇一	二九三〇	一七六〇	一一七〇	出六	出三七
一九〇二	二七二〇	一九六	二六二	出二六	出三〇
一九〇三	二九六八	一九九〇	九七八	入四〇	入八
一九〇四	二九〇二	二〇七二	八三〇	出七三	出二〇
一九〇五	三二五四	二三五八	八八六	入六	出六
一九〇六	三五九六	二六四〇	九五六	入二八	入一八四
一九〇七	三八四六	二八四六	一〇〇〇	入一七	入一四四
一九〇八	三五〇六	二二三一	一三七四	出三二	出八一

一九〇九	三四五四	二九五〇	五〇四	出一六	出二〇〇
一九一〇	三七七八	三二二六	六〇二	入二	出三
一九一一	四一八二	三〇六六	一一一六	入三	出二〇
一九一二	四二四〇	三三〇七	八三三	出七	出二八
合計	四、三三九	二六、二八五	一四九四三	純入一五	純出二六

英國に於ける最近の投資實況

第十六表の一

自西曆千九百十七年 英國投資額國別
至同千九百十五年

國	西曆千九百十五年	同千九百十四年	同千九百十三年	同千九百十二年	同千九百十一年	同千九百十年	同千九百九年	同千九百八年	同千九百七年
英 本 國	六四、九二七、六	三八、〇一五、八	五〇、七〇九、五	五二、九四、四	三二、三三四、七	四二、〇九〇、三	三〇、九〇七、八	五八、七九、三	四三、〇八、二
英領印度及殖民地	八、四三三、五	四、三三三、九	六、三三三、五	三、七〇〇、〇	三、六、九三、九	三、〇三九、六	三、六六七、四	三、〇九九、五	七、六〇、五
加拿陀及ニュー フアランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其 他 米 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新南ウエイリス	四、九七五、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	四、七七七、〇〇〇	五、七六、〇〇〇	三、五、〇〇〇	二、一六、〇〇〇	五、七、一〇〇	一、四、一四	一〇〇、〇〇〇
新 西 蘭	一、九〇〇、〇〇〇	四、八三三、〇〇〇	三、六八九、〇〇〇	一、六九、〇〇五	一、七、七三三	五、三五六、七七	八、九、一三五	六、四、五、七七	四、三、〇〇〇
クインズランド	一、六、〇五〇	三、三三〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、四、四、八五	三、四、四、〇〇	三、四、四、〇〇	一、九、〇、〇〇〇	—	二、六、〇〇〇

南 濠 洲	—	二,000,000	90,000	50,000	100,000	八七,七九四	一七,七六〇	—	—
タスマニヤ	—	六八五,000	二五,一五〇	—	—	六,四四九	二九,五〇〇	—	—
グアタトリア	二,000,000	一,二六六,六〇〇	二〇,〇九〇	一〇,一九六	—	五,〇〇〇	一,六六三,〇〇〇	—	—
西 濠 洲	—	二,七三〇,〇〇〇	三,四三〇,〇〇〇	二,八六六,六八	七,七三,四四	二,八四〇,六六	一,六二八,九一	—	—
其他 濠 洲	—	六〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
英 領 南 阿	二,五〇〇	一,六五五,九五	—	—	—	—	—	—	—
羅 ー ア シ ヤ	—	八三〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
ツラスンワール	—	九三三,八四四	—	—	—	—	—	—	—
埃 及	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他 阿弗利加	三,四二,九九	八,一七〇,二五〇	五,三三八,四五〇	三,〇〇〇,〇〇	一,九九七,六六一	一,〇〇五,三二	一,一六二,一五〇	—	—
印度 及 錫 蘭	三,七六六,八〇〇	七,四七〇,九四	三,七三三,九九	四,三三〇,三〇	五,三三八,四八	一,四六五,五三	二,五〇八,五八	—	—
海峽 殖民地	—	六八,一五六	—	—	—	—	—	—	—
英領北ボルネラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英 領 計	三三,三三〇,〇〇	八六,七三三,八三	九九,八八七,七二	六六,一一六,一一	一一,三三三,九九	八四,〇〇〇,三〇	八五,七五七,四六	三三,三三〇,〇〇	三〇,一九四,六四
外 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亞 爾 然 丁	七,八九〇,〇〇〇	一五,二七三,四八二	一八,四二一,三六	一五,六四〇,一五	一五,四四一,八九	一八,五五五,〇〇	三三,九九七,〇七〇	一五,九九五,七〇	一三,〇四七,七二
伯 刺 西	—	七,三九一,〇〇〇	二〇,八七〇,四四	三,三三二,八七	一九,三三三,八三	一〇,六八八,六六	七,四七九,九一八	一〇,九四九,二八〇	五,二八八,〇〇〇
智 利	—	二,五三〇,九九	二,五五〇,四八	三,九一九,九	八,七〇〇,七二	四,六八四,六六一	四,五八七,七五〇	一,三九九,九九	二,五三三,七五〇
玖 瑪	二五〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二,一一四,四六	八四二,五〇〇	六,三三三,三	一,九六一,一五	二,三二二,四四	—	一,〇六〇,一〇〇

墨 其 西 哥	—	六三三,〇〇〇	五,五三三,四三	三,八八八,四四五	三,三三〇,九九	四,九四六,三九	九,〇一九,六四	七,二五〇,五六	—
秘 露	—	一七〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,九六九,九二	二,四四七,七〇	—	—	—
北 米 合 衆 國	—	八,四四〇,四五	三,三七三,三二	三,〇〇〇,〇〇	三〇,七六三,六	三,五五五,五五	三,七七八,二五	一九,九九九,七	三,四七三,七
其他 米 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—
澳 斯 太 利	—	—	—	—	—	—	—	—	—
匈 牙 利	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丁 抹 利	—	—	—	—	—	—	—	—	—
芬 蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
希 臘	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勃 牙 利	—	—	—	—	—	—	—	—	—
羅 馬 尼 亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
露 西 亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞 典	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土 耳 其	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他 歐 洲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支 那	—	—	—	—	—	—	—	—	—
關 領 印 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本	—	—	—	—	—	—	—	—	—
波 斯	—	—	—	—	—	—	—	—	—

比・律	資	運	西比利亞	其他亞細亞	阿弗利加	其他	外國計	英領及外國合計
比・律	370,000	150,000						7,645,560
運								1,230,661
西比利亞				100,000				1,961,717
其他亞細亞				70,000				2,642,384
阿弗利加					506,400			3,148,784
其他						100,000		3,248,784
外國計							5,212,500	10,861,284
英領及外國合計								12,102,948

備考 西曆千九百十三年英領計九九、八一八、七〇二磅とあるも九八、九五九、六六一磅となり
同千九百十四年外國計七二、一六七、二四四磅とあるも七〇、一六七、二四四磅となる又
同千九百十五年外國計五一、四六二、五〇〇磅とあるも五一、四六六、五〇〇磅となる故
に英領及び外國計に四、〇〇〇磅の差を生じ總計の如きは、七一九、六七五、七五八磅と
なるの計算なるも七〇、四、六七五、七二八磅と記載しあり共に内容の計算と符合せず
又各種證券の利廻は左の如し(單位千磅)

第十六表の二 公債及社債の利廻

西曆千九百十四年 同千九百十三年 同千九百十二年 同千九百十一年

三分 以下

八〇〇

平均利廻	合 計	三分	四分	五分	五分半	六分
平均利廻	四六八、二五六、二	三九七、二四五	四四六、〇	四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
合 計	四六八、二五六、二	三九七、二四五	四四六、〇	四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
三分		三九七、二四五	四四六、〇	四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
四分			四四六、〇	四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
五分				四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
五分半					五〇〇、三六五	五〇〇、三六五
六分						五〇〇、三六五
平均利廻	四六八、二五六、二	三九七、二四五	四四六、〇	四九〇、〇	五〇〇、三六五	五〇〇、三六五

第十六表の三 優先株の利廻

西曆千九百十四年 同千九百十三年 同千九百十二年 同千九百十一年

平均利廻	四分	四分半	五分	五分半	六分半
平均利廻	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇
四分	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇
四分半		三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇
五分			三三二、〇	三三二、〇	三三二、〇
五分半				三三二、〇	三三二、〇
六分半					三三二、〇

六分半	乃至	七分	二二六八	五四八〇・一	四五八五・九	二二二・五
七分	以上		五五九〇	一七九四・六	一一八二・六	二四七九・二
合計			一五〇四一・七	三三三七・五	二七、七六六・八	二〇、九八二・九
平均利廻			五、五三			

第十六表の四 商工債の利廻

西曆千九百十四年

同千九百十三年

三分半	乃至	四分	二九二七・三	六〇〇
四分	乃至	四分半	三、二四五・二	一、一八二・四
五分	乃至	五分	八〇三・二	二五八二・四
五分半	乃至	五分半	六六六・五	六、八五一・四
六分	以上	六分	八、一六三	五、一五七七
合計			二八、九六五・五	九、二五三・二
平均利廻			五、九四三・一	一五、〇八六・一

第十六表の五 市町村債利廻

西曆千九百十四年

同千九百十三年

三分半	以下	四分	一七〇〇・〇	四〇〇・六
三分半	乃至	四分	四、一五三・八	六、四六二・〇
四分	乃至	四分半	八〇、五四七	五、八五二・五
五分	乃至	五分	七〇三・三	五、八五二・五
五分半	乃至	五分半	五、五四	二、七七九
合計			二二、四六二	二二、六八八・九
平均利廻			四、八七	四、八一

第十六表の六 外國及殖民地政府公債の利廻 (西曆千九百十四年)

三分半	乃至	四分	五、五二七・五	一、五五二・五
四分	乃至	四分半	二九、八〇七・〇	二、四〇〇・〇
四分半	乃至	五分	三、二五三・〇	八、六四八・三
五分	乃至	五分半	六、六五	二、九六六・四
合計			四八・七	一、九〇一・三〇
平均利廻			一、一五	三、〇六二・九